

京都府教育振興プラン

—つながり、創る、京の知恵—

(平成28年度改定版)



京都府教育委員会

目 次

第1章 計画の改定にあたって	1
1 計画改定の趣旨	
2 計画の位置づけ	
3 計画の期間	
4 計画の進捗状況	
第2章 京都府の教育をめぐる状況	4
1 社会の動向	
2 子どもの状況	
第3章 京都府の教育の基本理念	13
第4章 施策推進の視点	15
第5章 重点目標と主要な施策の方向性	17
<京都の未来を創造する人づくりに向けた教育の推進>	
重点目標1：質の高い学力をはぐくむ	19
(1) 基礎・基本の定着	
(2) 活用する力の育成	
(3) 学習意欲の向上	
重点目標2：人を思いやり尊重する心など、豊かな人間性をはぐくむ	23
(4) 人を思いやり、尊重する心の育成	
(5) 豊かな感性、情緒の育成	
(6) 読書活動を通じた創造力、表現力の育成	
(7) 京都の伝統と文化を守り、受けつぎ、新たな文化を創造する心と技の育成	
重点目標3：たくましく健やかな身体をはぐくむ	28
(8) 体力の向上	
(9) 健やかな身体の育成	
(10) 食育の推進	
重点目標4：一人一人を大切に、個性や能力を最大限に伸ばす	33
(11) 魅力ある学校づくりの推進	
(12) 人権教育の推進	
(13) 特別支援教育の推進	
(14) 幼児教育の推進	
(15) キャリア教育の推進	
(16) スポーツの推進	
重点目標5：社会の変化に対応し、よりよい社会の構築に貢献できる力をはぐくむ	41
(17) 規範意識やコミュニケーション能力などを高める教育の推進	
(18) 公共の精神や社会参画の意識をはぐくむ教育の推進	
(19) 現代的課題に対する関心を高め、理解を深める教育の推進	
(20) グローバル化に対応できる人材の育成	

<京都の力を活かして一人一人の学びを支える教育環境づくり>

重点目標6：安心・安全で充実した教育の環境を整備する	46
(21) 学校危機管理・安全対策の充実	
(22) いじめや暴力行為の防止対策の充実	
(23) 不登校の子どもへのきめ細かな支援の充実	
(24) 経済的に困難な環境にある子どもへの支援の充実	
(25) 学校施設整備の充実	
重点目標7：学校の教育力の向上を図る	51
(26) 質の高い教育環境の充実	
(27) きめ細かな指導体制の充実	
(28) 教職員が子どもに向き合える環境づくり	
(29) 教職員の資質・能力の向上	
(30) 校種間連携の充実	
(31) 家庭や地域社会とつながり、信頼される学校づくり	
重点目標8：すべての教育の出発点である家庭教育を支援する	57
(32) 学習機会の充実	
(33) サポート体制の充実	
(34) ネットワークづくり	
重点目標9：地域社会の力を活かして子どもをはぐくむ環境をつくる	61
(35) 子どもの活動の場の充実	
(36) 学校を支援する活動の充実	
(37) 子どもの健全育成のための環境づくり	
重点目標10：生涯学習社会の実現に向けて学習環境を充実させる	64
(38) 生涯学習環境の充実	
(39) 生涯スポーツ環境の充実	
(40) 生涯学習施設などを活用した学習活動の充実	
第6章 計画の実現に向けて	68
1 計画の着実な推進に向けた施策の在り方	
2 関係機関などとの連携・協働	
3 計画の進捗状況の点検	
資料	70
計画の改定経過	
改定前の目標指標の実績値一覧	

第1章

計画の改定にあたって

1

計画改定の趣旨

京都府教育委員会では、平成23年に今後10年を見通した教育の振興に関する基本計画として、「京都府教育振興プラン—つながり、創る、京の知恵—」を策定し、京都式少人数教育の中学校への拡充、高校入試制度改革など、多くの教育改革に取り組んでまいりました。

しかし、本プランの策定後、東日本大震災、大雨による災害、いじめや体罰による子どもの自殺、登下校中の交通事故など、子どもの命に関わる大きな災害や事件・事故が発生するとともに、子どもの貧困や人口減少など様々な事象が社会問題化しました。

また、平成25年6月に閣議決定された第2期教育振興基本計画に基づき、国においては、グローバル人材の育成、道徳の教科化、主体的・協働的な学習の推進、学校・家庭・地域の連携協働などをテーマに様々な教育改革が行われ、教育環境が大きく変わろうとしています。

このような状況を踏まえ、京都府教育委員会では、本プランが示す「京都府の教育の基本理念、施策推進の視点」といった基本的な考え方を継承しつつも、今後5年間で必要な施策について本プランに盛り込むべきであると考え、改定することとしたものです。

2

計画の位置づけ

この計画は、教育基本法第17条第2項において地方公共団体が定めるよう努めることとされている教育振興基本計画であり、歴史と伝統にはぐくまれたふるさと京都が持つ様々な力を活かした「京都府ならではの教育」を進めていく指針となるものです。

■ 教育基本法

(教育振興基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

3

計画の期間

平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間です。

計画では、京都府の教育の基本理念として、「目指す人間像」や人づくりの基本となる3つの「はぐくみたい力」を掲げるとともに、基本理念の実現に向けた3つの「施策推進の視点」を定めています。

なお、京都府の教育の基本理念を実現するための「重点目標」と「主要な施策の方向性」については、施策の進捗状況、新たな課題、社会状況の変化などを踏まえ、中間見直しを行いました。

4

計画の進捗状況

京都市・乙訓地域では、平成 26 年度の入学生から、総合選抜制度や類・類型制度を廃止し、中学生が主体的に希望する高等学校を選択できるよう、入学者選抜制度を抜本的に見直しました。また、これに合わせて、平成 24 年度には「府立高校特色化推進プラン」を策定し、「府立高校全体のレベルアップ」と「各府立高校の特色化の推進」を柱とする取組を進めるなど、高等学校教育の充実に取り組んできました。

高等学校教育を充実し、入学した生徒の個性や能力を最大限に伸ばすためには、小・中学校9年間の学力向上が重要です。そのため、平成 25 年度から京都府学力診断テストの実施学年を小学校6年生から中学校1年生に変更し、中学校入学段階での学力状況を把握することで、小・中学校での指導方法の工夫・改善を図るとともに、振り返り学習を実施するなど、学力向上に取り組んできました。

このような取組の結果、全国学力・学習状況調査において、小・中学校とも全国平均を上回る学力が身に付いています。

また、平成 23 年4月には府立宇治支援学校を開校しました。同校には京都府スーパーサポートセンターを開設し、府立特別支援学校に設置した地域支援センターのネットワークの要として、府内の子ども、保護者、各学校（園）の様々なニーズに応える相談や研修・研究の支援を行うなど、京都府の特別支援教育の充実に取り組んできました。

いじめ問題については、平成 23 年 10 月に発生した大津市でのいじめ自殺事件が平成 24 年に社会的にも大きくクローズアップされたことを受け、平成 25 年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行されました。京都府においては、平成 26 年4月に「京都府いじめ防止基本方針」を策定し、被害を受けた子どもの生命・身体の尊重を第一に考えながら、一人一人の尊厳と人権の尊重を目的に、いじめの防止、早期発見、早期解消に向けて社会総がかりで取り組んできました。

子どもの貧困の問題については、「国民生活基礎調査」によると、平成24年には子どもの貧困率は16.3%と過去最悪を示し、6人に1人の子どもが貧困世帯で暮らしています。このようなことを踏まえ、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されました。京都府においては、平成27年3月に「京都府子どもの貧困対策推進計画」を策定し、子どもは「将来を担う社会の宝」という理念に立ち、すべての子どもが生まれ育った環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していける社会の実現に向け、教育・福祉などの各機関が協働して取り組むこととしています。

公立学校施設の耐震化率は、東日本大震災を契機として耐震補強工事を加速化したことで、向上しています。また、京都府内で発生した通学途中の子どもが巻き込まれた交通事故をきっかけに、警察や道路管理者と連携した交通安全対策を進めています。

子どもを取り巻く状況が大きく変化する中で、家庭の果たす役割は大きなものがありますが、核家族化や少子化などを背景に、子育てに不安や悩みを抱えている保護者が多くいます。京都府においては、小学校入学前の子どもの保護者を対象に「親のための応援塾」を各小学校で実施し、就学前の子どもを持つ保護者同士で支え合い、子育ての不安や悩みを取り除くとともに、保護者同士のネットワークづくりを進めてきました。

地域で子どもを支え、育てていくためには、地域のつながりを強めることが重要です。京都府においては、休日や放課後などにおける子どもの居場所づくりを進めるとともに、地域住民及び企業やNPOと連携した学校支援活動がこの間、中学校で広がっており、住民同士のつながりが生まれ、地域の子どもへの関心が高まっています。



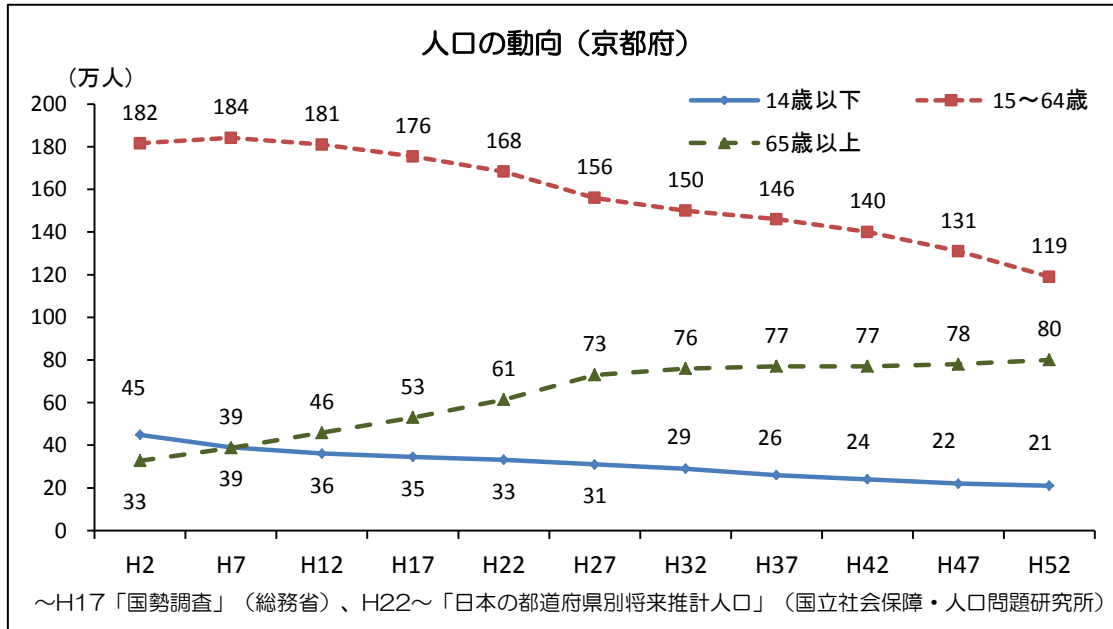
第2章

京都府の教育をめぐる状況

1 社会の動向

少子高齢化の進行

平成23年以降、日本の人口は毎年20万人程度減少を続けており、国立社会保障・人口問題研究所が発表した「将来推計人口（中位推計）」によると、平成42年の京都府内の人口は、平成27年に比べて、65歳以上が4万人程度増える一方で、14歳以下の子どもの数は7万5千人程度減少し、また、全体では19万人程度減少することが予想されるなど、少子高齢化が進み、さらには人口減少が進行すると考えられています。



少子高齢化の進行は地域間でもその差が大きく、地域格差をもたらす要因の一つとなっています。特に北部地域における子どもの数の減少は著しく、それに伴って学校や地域社会での学びの質が低下することのないように取り組むことが求められています。

地方創生

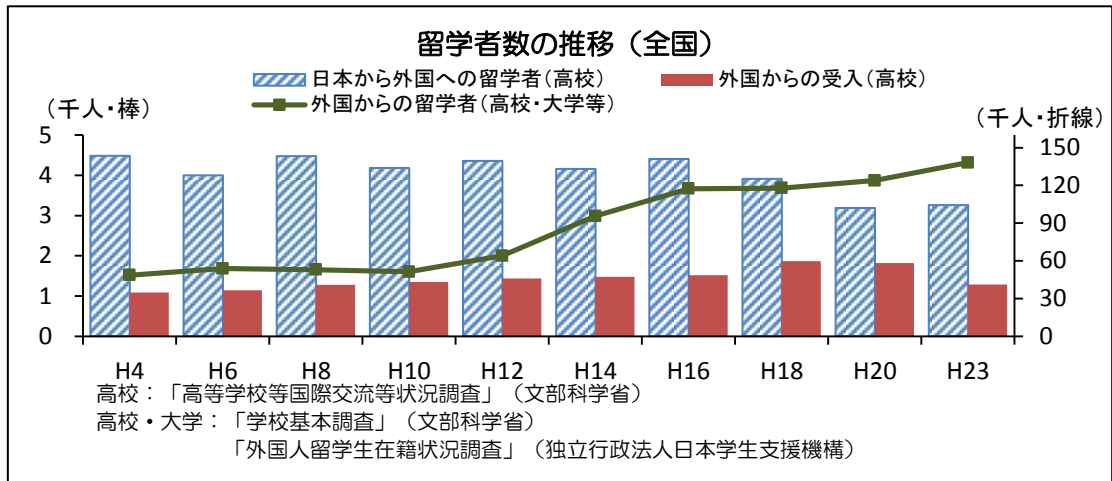
平成26年5月に民間研究機関「日本創成会議」が、全国の49.8%の896市町村が「消滅可能性都市」と試算されると発表され、京都府内でも13の市町村がそれに該当することとなり、非常に大きな話題となりました。

人口減少と東京一極集中という課題を、地方がそれぞれの特徴を活かした社会を創生することで解決しようとする「地方創生」という言葉が平成26年に話題となり、首相官邸に「まち・ひと・しごと創生本部」が設置されるなど、今後の動向が注目されています。

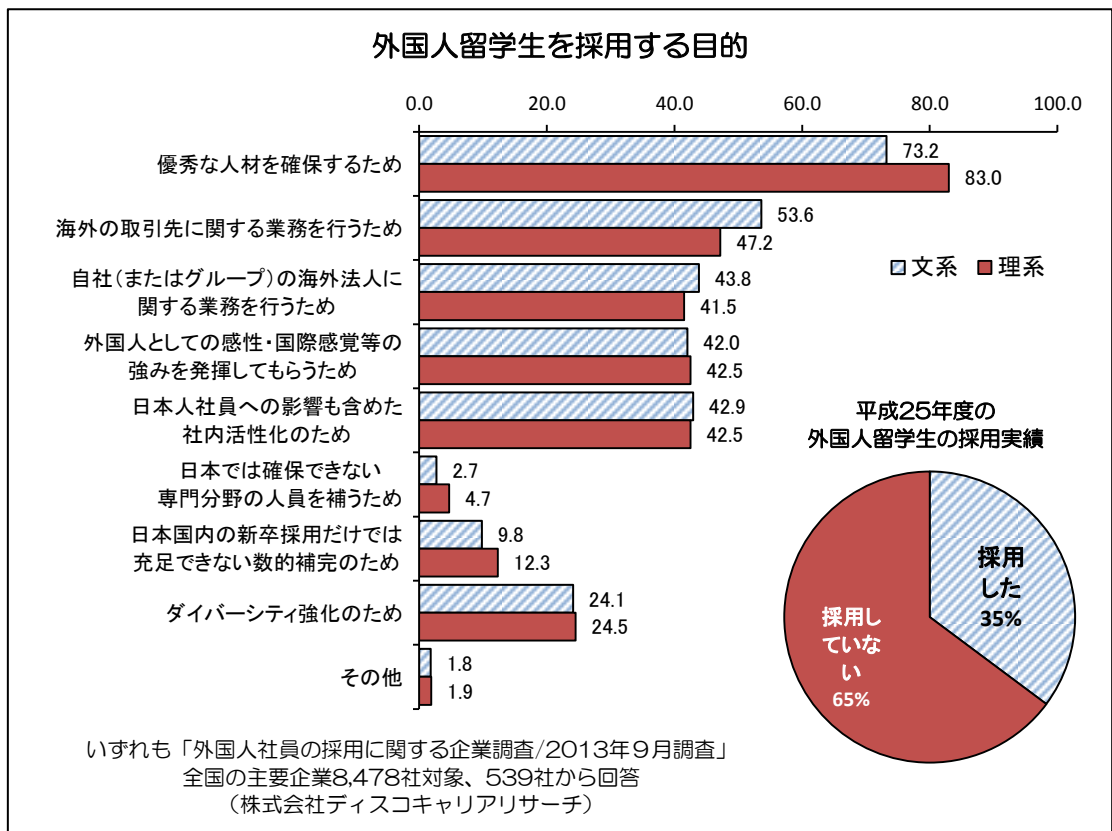
教育においては、都市部と同様の教育水準の実現と、子どもが地域に愛着を持つことができる教育の推進が求められています。

グローバル化への対応

大学をはじめとする高等教育においては、諸外国が国を挙げて日本人をはじめとする優秀な外国人留学生を確保している中、日本においても魅力ある教育を展開し世界に発信することで、外国人留学生の受入の環境整備を進めており、外国からの留学生は増加傾向を示しています。



また、産業界においては、国際競争力の維持と持続的な発展に向け、優秀な人材の確保やダイバーシティ強化のため、外国人留学生を採用する企業もあります。



政治・経済をはじめ様々な分野でグローバル化が進み、人間が作り上げた技術やシステムによりヒト、モノ、カネが国を越えて流動し、世界的な競争と共生が進む中、このような社会で生き抜く人材を育成することは大きな課題です。

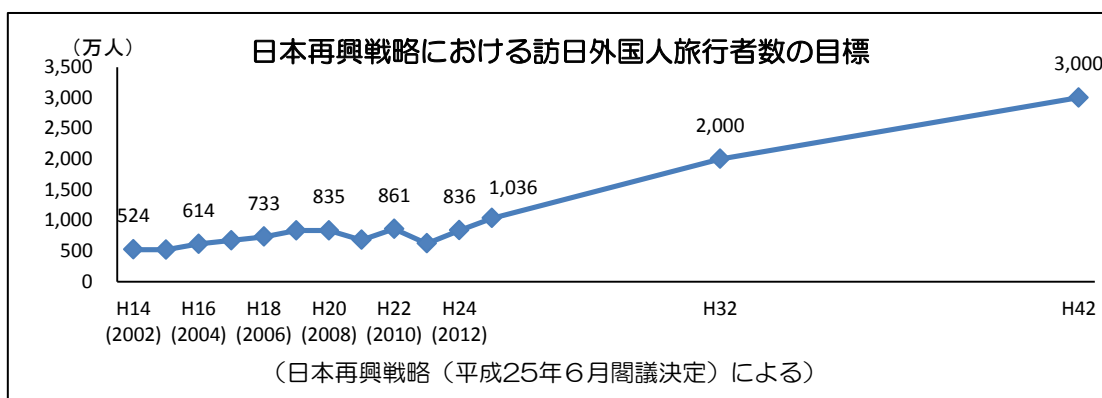
* 「ダイバーシティ(diversity)」：「多様性」と訳されるが、ここでは、人種や学歴などに関わらず、多様な人材を積極的に活用しようという考え方を指す。

2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催

2020年のオリンピック・パラリンピックの開催地が東京に決まりましたが、50年以上前に開催された1964年の東京オリンピックの開催時と比べ、日本の社会情勢や国民のノーマライゼーションに対する意識が大きく変化しています。

東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けては、ジュニアアスリートの育成だけではなく、スポーツが持つ効果や価値をより多くの人と共感するような取組や、障害の有無に関わらず一緒にスポーツをする取組などを推進することが必要です。

また、この動きに合わせて、日本を訪れる外国人の数を2千万人に増やすことが計画されており、京都にも今より多くの外国人が訪れることが予想されます。京都が誇る文化の発信や訪日外国人との交流など、京都ならではの取組を推進することが求められています。

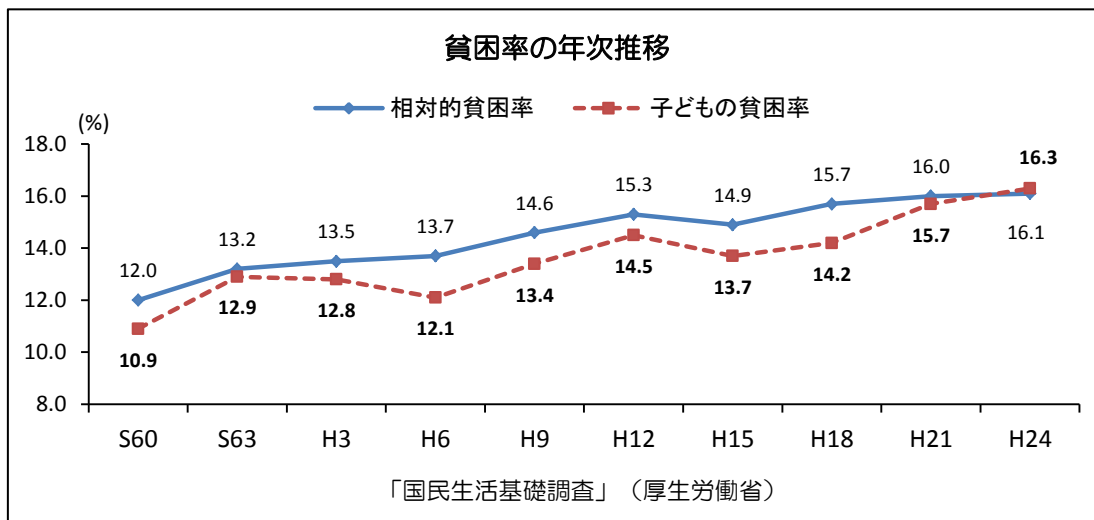


*「ノーマライゼーション(normalization)」：障害者や高齢者など社会の中で不利益を受けやすい人々が、他の人々と同じように生活し活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方



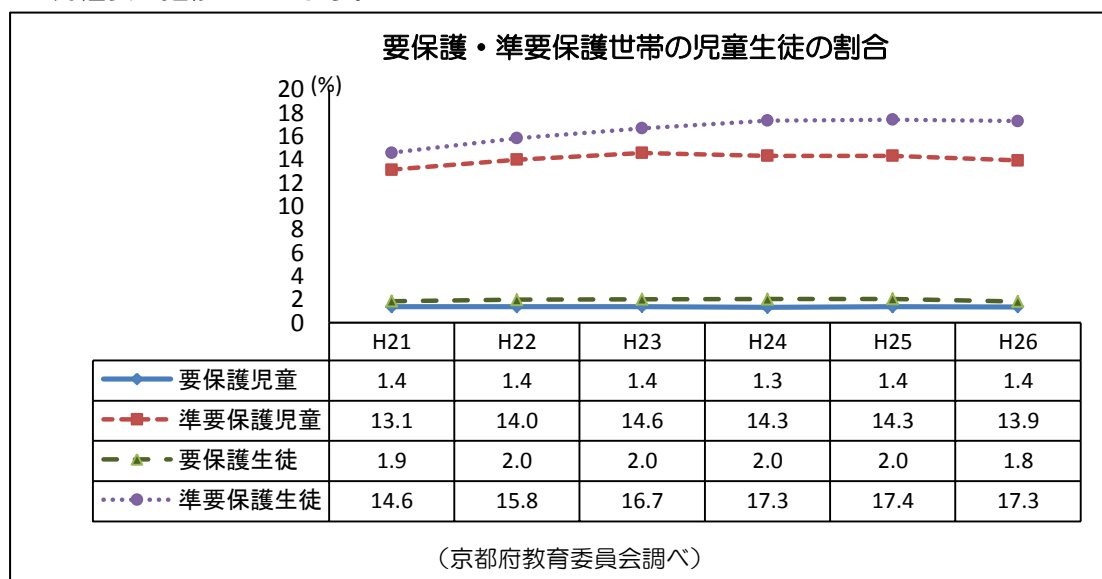
貧困問題

「国民生活基礎調査」によると、相対的貧困率は平成18年調査では15.7%であったものが、平成24年では16.1%と増加し、これらの世帯で暮らす18歳未満の子どもの貧困率も14.2%から16.3%と、過去最悪を示しています。



- * 「相対的貧困率」：可処分所得（直接税・社会保険料・資産・現物給付を除いた収入）を低い順に並べた場合の中央値（真ん中の順位の人の所得）を算出する。その中央値の50%を貧困線とし、これを下回る所得しか得ていない世帯の割合
- * 「子どもの貧困率」：18歳未満の子ども全体に占める、貧困線に満たない18歳未満の子どもの割合

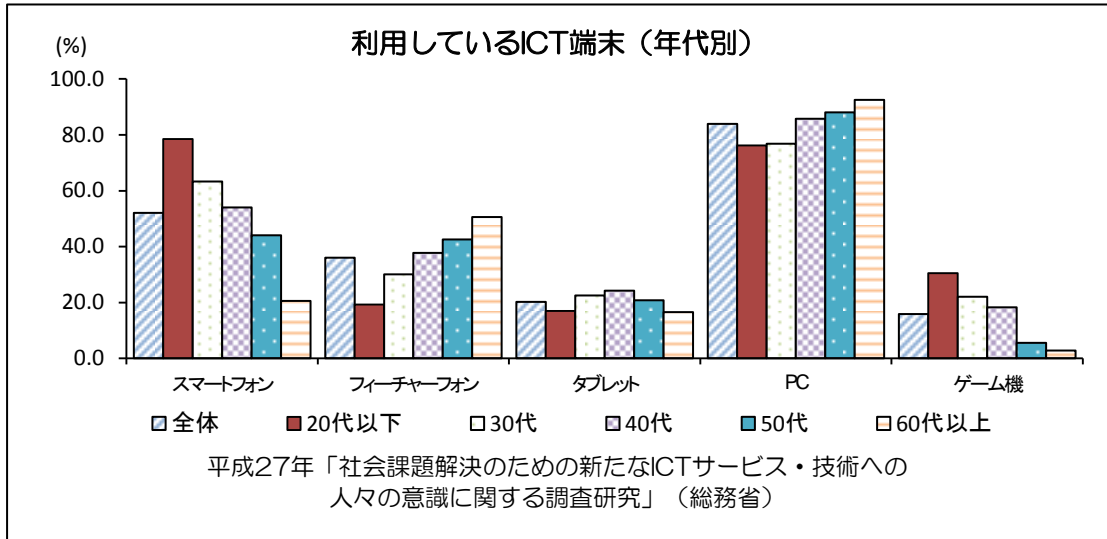
また、生活保護世帯（要保護世帯）やそれに準ずる世帯（準要保護世帯）として各市町（組合）教育委員会が認定している世帯の子どもの割合は、小学校では15%程度、中学校では19%程度で推移しています。



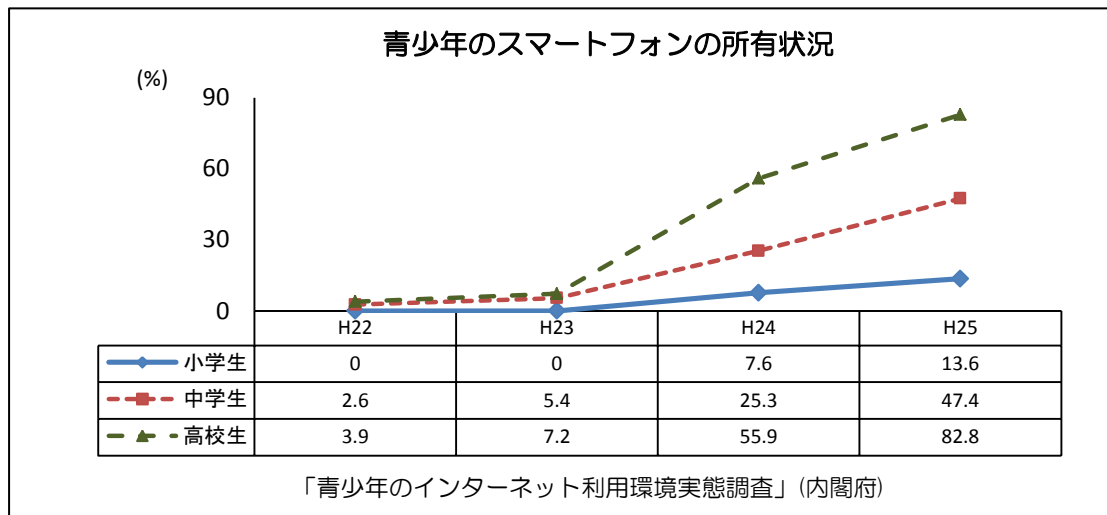
こうした世帯の子どもの基礎学力の定着と希望進路の実現を図るとともに、就・修学支援など経済的な支援を行い、貧困が世代を超えて連鎖しないように取り組んでいく必要があります。

高度情報化の進展

ICTの利活用は世代を超えて広がっており、利用しているICT端末を年代別に見ると、スマートフォンは全体で5割を、タブレットも2割を超えています。特にスマートフォンは若い年代の利用率が高くなっています。



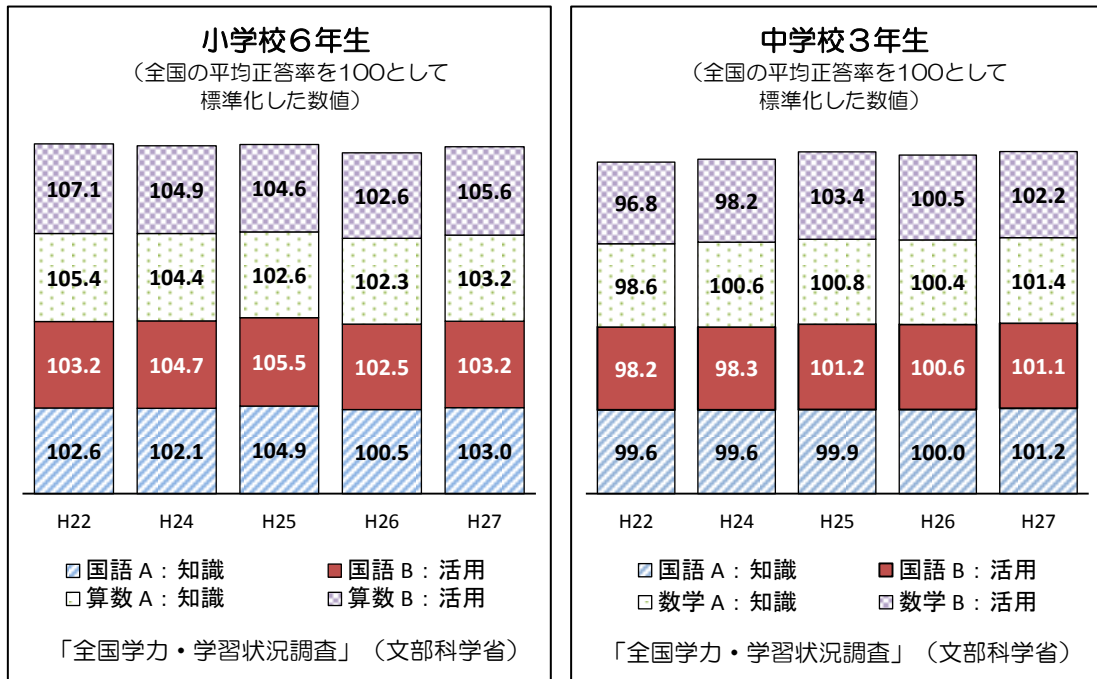
子どものスマートフォンの所有率も増加しています。これらの機器の使い方を誤ると自分自身だけでなく、家族や友達を傷つけたり、危険にさらしたりすることにもつながります。大人も子どもも、一緒に正しい使い方を学習することが重要です。



* 「ICT」：Information and Communication Technology の略。
情報・通信に関する技術の総称。

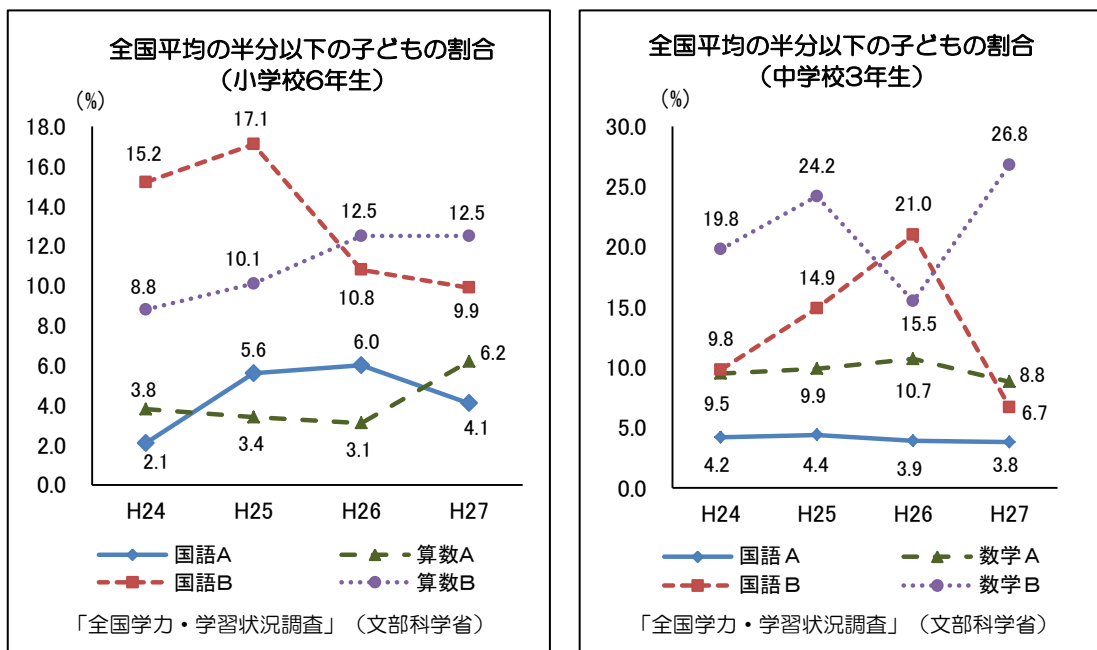
子どもの学力の状況

平成22年度から平成27年度までの「全国学力・学習状況調査」の結果を見ると、京都府の小学校6年生の平均正答率は全国平均よりも高い状況が続いており、中学校3年生では、平成25年度からは全国平均を上回っています。



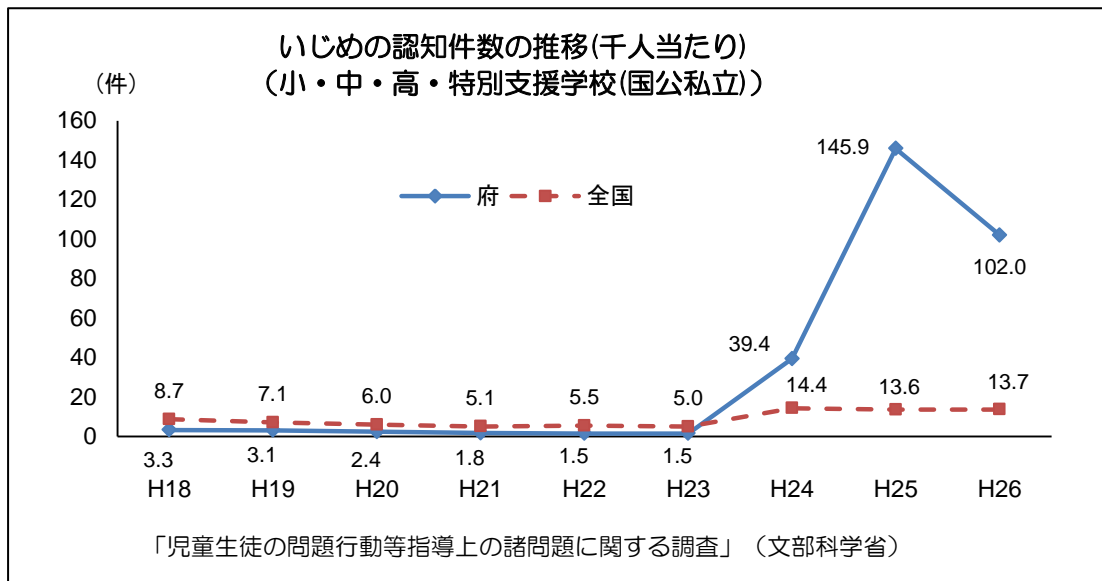
しかし、全国平均の半分以下の子どもの割合は、A（知識）問題とB（活用）問題で比較すると、B（活用）問題の方が高く、知識・技能を活用する力に課題があると言えます。

中学校ではその傾向が顕著になり、20%を超える年もあります。早い段階から、基礎・基本の徹底による学力の定着を図る取組を継続するとともに、基礎的・基本的な知識などを活用する力をはぐくむことが必要です。



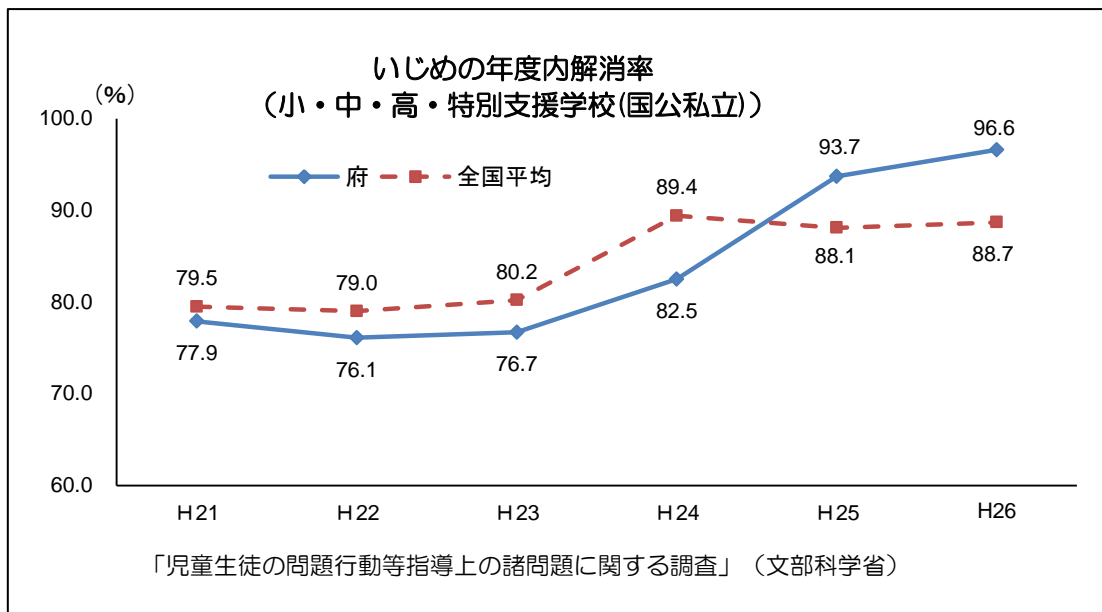
いじめ、暴力行為、不登校の状況

千人当たりのいじめの認知件数の推移は、平成24年度から大きく増えています。京都府教育委員会では、平成23年10月に発生した大津市でのいじめ自殺事件が平成24年に社会的にも大きくクローズアップされたことを受け、調査方法について抜本的に見直しました。京都市を除く府内の公立学校すべてで統一したアンケート調査を行いながら、一人一人に丁寧に聞き取り調査も行い、嫌な思いをしたことがあるものについて、より詳細に実態を把握するようにしました。平成25年度の調査結果は全国で最多でしたが、早期発見・早期対応の取組が反映したものと考えています。

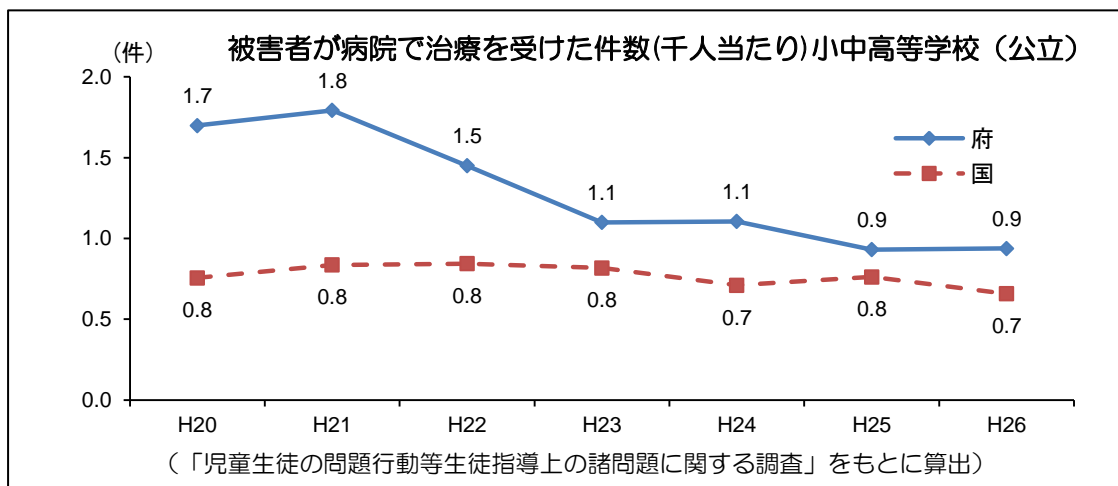
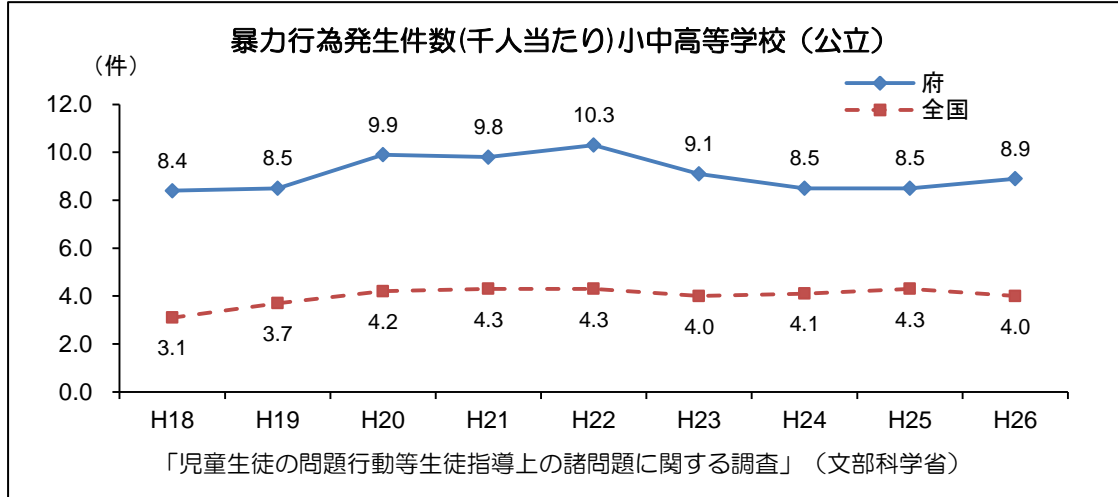


いじめの年度内解消率は、平成24年度までは全国平均を下回っていましたが、平成26年度には97%近くになり、全国平均を上回っている状況にあります。

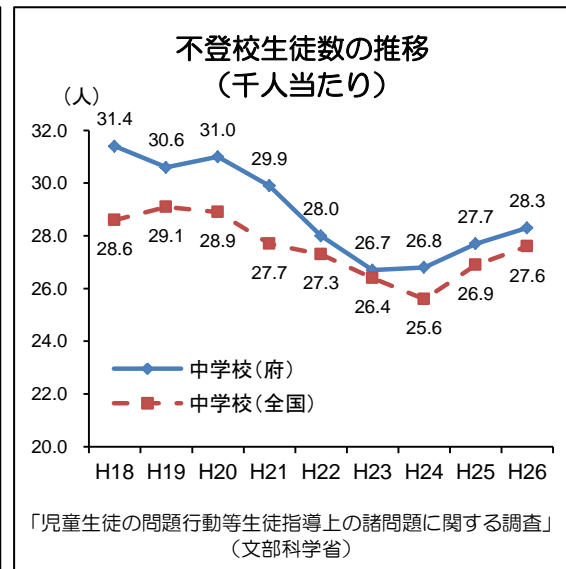
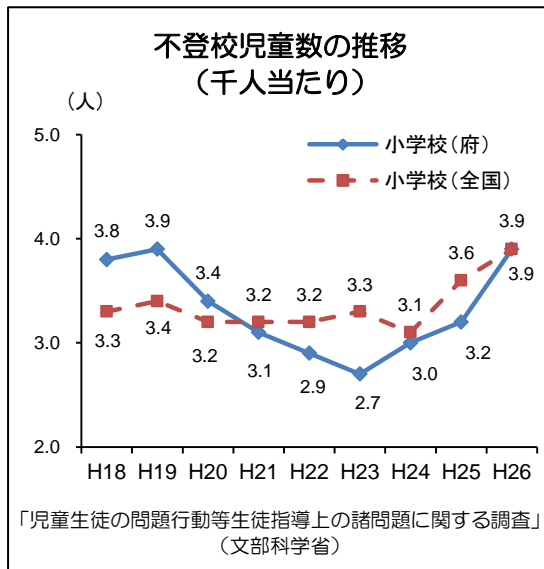
こうした状況から、今後も早期発見・早期対応により、いじめの早期解消に向けて取組を進めていくことが重要であると考えています。



千人当たりの暴力行為の発生件数についても全国平均を上回る状況が続いており、特に小学校で増加傾向にあります。しかし、被害者が病院で治療を受けた件数は減少傾向にあり、全国平均との差が縮まってきています。こうした状況は、いじめと同様に早期解決を目指し、軽微な事象も把握しているためであり、今後も、丁寧な生徒指導に努めていくことが必要です。



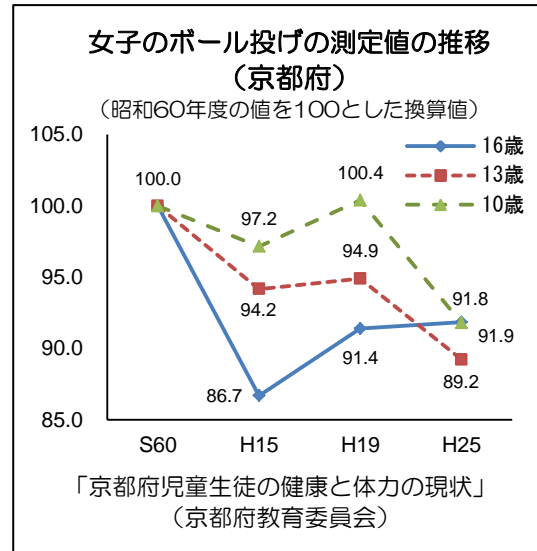
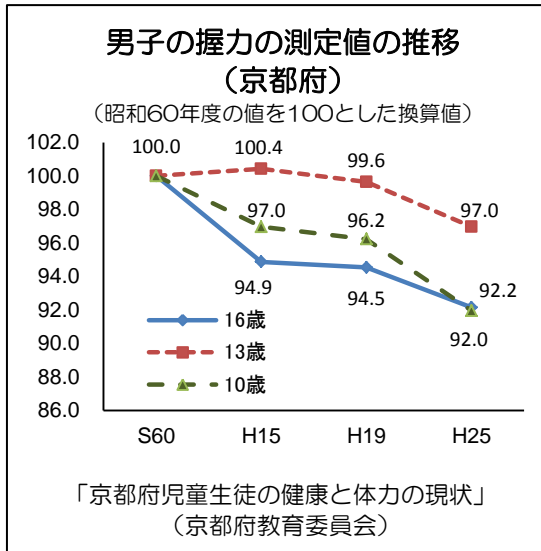
不登校の児童生徒数は、減少傾向だったものが、近年、増加傾向を示しており、中学校では、全国と比較しても多い状況にあります。



子どもの体力の状況

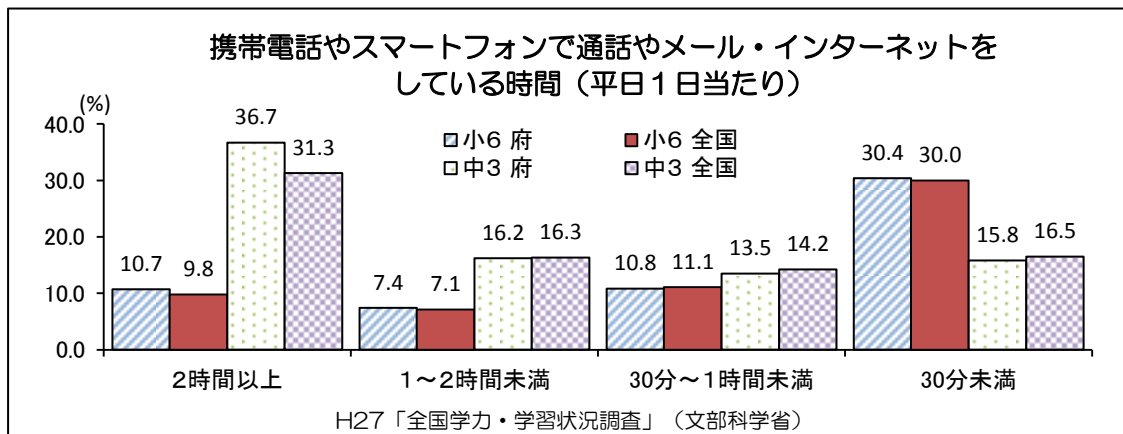
子どもの体力の現状について、国や京都府の調査によると、例えば「男子の握力」や「女子のボール投げ」など、多くの種目で昭和60年度の体力水準より低下しています。

子どもの成長過程において、体力は欠かすことのできない重要なものです。楽しく運動やスポーツ、外遊びに親しむ環境づくりを進めるなど、体力を上げていくための取組が求められています。



子どもの生活の状況

平成27年度の「全国学力・学習状況調査」によると、携帯電話やスマートフォンで通話やメール、インターネットを1日に2時間以上している割合は、小学校6年生では10.7%と全国平均(9.8%)をやや上回っている程度ですが、中学校3年生では36.7%と、全国平均(31.3%)を5ポイント以上上回っています。



直接顔を合わせて話すことなどを通じて、人と人との豊かな人間関係をはぐくむことが難しくなっているほか、携帯電話やスマートフォンで友達とのメッセージ交換がやめられず、寝るのが遅くなり、学校の授業に集中できないなどの影響が指摘されています。

子どもの健やかな成長のためには、十分な休養・睡眠、人とのコミュニケーションなどが重要です。基本的な生活習慣をしっかりと身に付け、社会の中でたくましく生きていくために必要な能力や態度をはぐくむための取組の充実が求められています。

山城地域から丹後地域まで、京都府内の各地域において先人が積み重ねてきた伝統・文化、知識や技術などは、人々の営みの中から生み出された、生きていくための「力」であり、ふるさと京都が誇る「知恵」であると言えます。

それぞれのふるさとに息づく様々な「知恵」を理解し、大切にすることで、その「知恵」を過去から現在、そして未来へとしっかり受け継いでいく。

受け継いだ「知恵」を自らのものとし、自らの成長とともに新たな視点を取り入れて、さらに豊かなものにしていく。

これらに楽しさや喜びを感じられることが、一人一人が京都の未来を創造していく力になります。

また、これからの時代の地域を支えるのはそこに住む人々の総合的な力であり、地域づくりの基本となるのは「人づくり」です。人づくり、すなわち教育こそが、京都の明日を切り拓く原動力となるのです。

京都府教育委員会では、教育基本法に掲げられた教育の基本理念を踏まえつつ、今後目指す人間像を次のように考え、京都府ならではの教育を通じて、子どもから大人まですべての人々が生涯にわたって力強く歩み続けることができる人づくりを進めていきます。

目指す人間像

◆歴史と伝統にはぐくまれた京都の知恵をつなぎ、 自然、人、社会とつながる人

礼儀と規律を重んじ、人を思いやり共に助け合い、
積極的に社会と関わりながら、
地域ではぐくまれた文化を愛し育て、次代の京都を支える人間

◆積み重ねられた知恵を活用し、 新しい価値を創り出して世界に発信する人

高い志とグローバルな視野を持って、
自らの能力や可能性を最大限に伸ばし、
創造力豊かにこれからの社会づくりに貢献できる人間

教育が果たすべき役割は、一人一人が自立的に社会に参画し、人権尊重を基盤として共に支え合いながら、地域社会の一員としての役割を果たすために必要な「力」を養うことです。

「目指す人間像」に向けた人づくりのため、これまで「生きる力」「知・徳・体」として表現されていた概念を、次のように3つの「はぐくみたい力」としてより具体的にあらわし、これら3つの力の調和を大切にした教育を進めます。



第4章

施策推進の視点

第3章に掲げた京都府の教育の基本理念を実現していくために今後様々な施策を推進していく上で、すべての施策に共通して常に持つべき視点として、次のページに示す3つを掲げます。

- 教育に対する社会全体の連携の強化を目指す「横の連携」や、一貫した理念に基づく生涯学習社会の実現を目指す「縦の接続」という考え方を踏まえ、社会総がかりで教育に取り組むとともに、幼児期から成人までを見通した教育を進めます。
- 人間関係が希薄になったと言われる現代においても、地域の伝統的な行事に見られるように地域社会のつながりが比較的強いこと、世界に誇る最先端の技術を持ち最高水準の研究を行う大学や研究機関が存在すること、日本三景のひとつ「天橋立」をはじめとする豊かで美しい自然が存在すること、府内の各地域にそれぞれの伝統や文化が息づいていること、なかでも京都市域を中心とする文化は日本を代表する文化であると広く認識されていることなど、京都府は様々な強みを持っています。

ふるさと京都が持つこのような力を最大限に活かした「京都府ならではの教育」を進めることこそ、次代の京都を担う人づくりにつながるものと考えます。



施策推進の視点

社会総がかりで取り組む教育

子どもが心身ともに健全な成長を遂げ、人や社会とつながり、共に生きる心をはぐくむためには、子ども一人一人に対して、学校はもとより、家庭、地域社会、行政が、それぞれの役割と責任を果たしながら協働し、社会総がかりで取り組むことが大切です。

大人が生涯にわたって学び続けるその成果を次代を担う子どもの教育にも活かすこと、子どもの健やかな成長に関わる中で大人も子どもと共に学び成長することが望まれます。

幼児期から成人までを見通した教育

発達の段階に合わせて、健やかな身体、豊かな心、質の高い学力をバランスよくはぐくむためには、基本的な学びの場である学校が校種を越えてつながるなど、幼児期から成人までの見通しをもった教育を進めていくことが大切です。

京都の力を活かした教育

次代の京都を支え、新しい価値を創り出していく人づくりのためには、地域のつながりや人材、自然、伝統や文化など、ふるさと京都が持つ様々な力を活かした、京都府ならではの教育を進めていくことが大切です。

京都府の教育の基本理念を実現するため、「3つの『はぐくみたい力』をどのようにして身に付けさせていくか」、また、「そのための学びの環境を学校や家庭・地域社会でどう整えていくのか」という観点から、以下のとおり2つの柱と10の重点目標を定めました。また、それぞれの重点目標の達成に向けて、主要な施策の方向性として、今後取り組むべき40の項目を掲げました。

京都府では、これらのことを力強く推し進めていくことにより、京都の未来を創造する人づくりを進めます。

1 京都の未来を創造する人づくりに向けた教育の推進

重点目標 1

質の高い学力をはぐくむ

- (1) 基礎・基本の定着
- (2) 活用する力の育成
- (3) 学習意欲の向上

重点目標 2

人を思いやり尊重する心など、豊かな人間性をはぐくむ

- (4) 人を思いやり、尊重する心の育成
- (5) 豊かな感性、情緒の育成
- (6) 読書活動を通じた創造力、表現力の育成
- (7) 京都の伝統と文化を守り、受けつぎ、新たな文化を創造する心と技の育成

重点目標 3

たくましく健やかな身体をはぐくむ

- (8) 体力の向上
- (9) 健やかな身体の育成
- (10) 食育の推進

重点目標 4

一人一人を大切にし、個性や能力を最大限に伸ばす

- (11) 魅力ある学校づくりの推進
- (12) 人権教育の推進
- (13) 特別支援教育の推進
- (14) 幼児教育の推進
- (15) キャリア教育の推進
- (16) スポーツの推進

重点目標 5

社会の変化に対応し、よりよい社会の構築に貢献できる力をはぐくむ

- (17) 規範意識やコミュニケーション能力などを高める教育の推進
- (18) 公共の精神や社会参画の意識をはぐくむ教育の推進
- (19) 現代的課題に対する関心を高め、理解を深める教育の推進
- (20) グローバル化に対応できる人材の育成

なお、重点目標については、1つの重点目標につき3～8ページで記述しており、現状と課題を明らかにした上で、取組の基本的方針を掲げ、主な目標指標と主要な施策の方向性を示しています。

《目標指標とは》

重点目標の達成に向けた京都府教育委員会の取組の効果を測定するための「指標」です。京都府の教育の基本理念の実現のためには、取組の実績だけではなく、その効果も含めて検証することによって、取組の見直し・改善を図っていく必要があります。

したがって、その目標値の達成だけを目的とするものではなく、目標指標自体も今回の改定に合わせて見直しました。

2 京都の力を活かして一人一人の学びを支える教育環境づくり

重点目標 6

安心・安全で充実した教育の環境を整備する

- (21) 学校危機管理・安全対策の充実
- (22) いじめや暴力行為の防止対策の充実
- (23) 不登校の子どもへのきめ細かな支援の充実
- (24) 経済的に困難な環境にある子どもへの支援の充実
- (25) 学校施設整備の充実

重点目標 7

学校の教育力の向上を図る

- (26) 質の高い教育環境の充実
- (27) きめ細かな指導体制の充実
- (28) 教職員が子どもに向き合える環境づくり
- (29) 教職員の資質・能力の向上
- (30) 校種間連携の充実
- (31) 家庭や地域社会とつながり、信頼される学校づくり

重点目標 8

すべての教育の出発点である家庭教育を支援する

- (32) 学習機会の充実
- (33) サポート体制の充実
- (34) ネットワークづくり

重点目標 9

地域社会の力を活かして子どもをはぐくむ環境をつくる

- (35) 子どもの活動の場の充実
- (36) 学校を支援する活動の充実
- (37) 子どもの健全育成のための環境づくり

重点目標 10

生涯学習社会の実現に向けて学習環境を充実させる

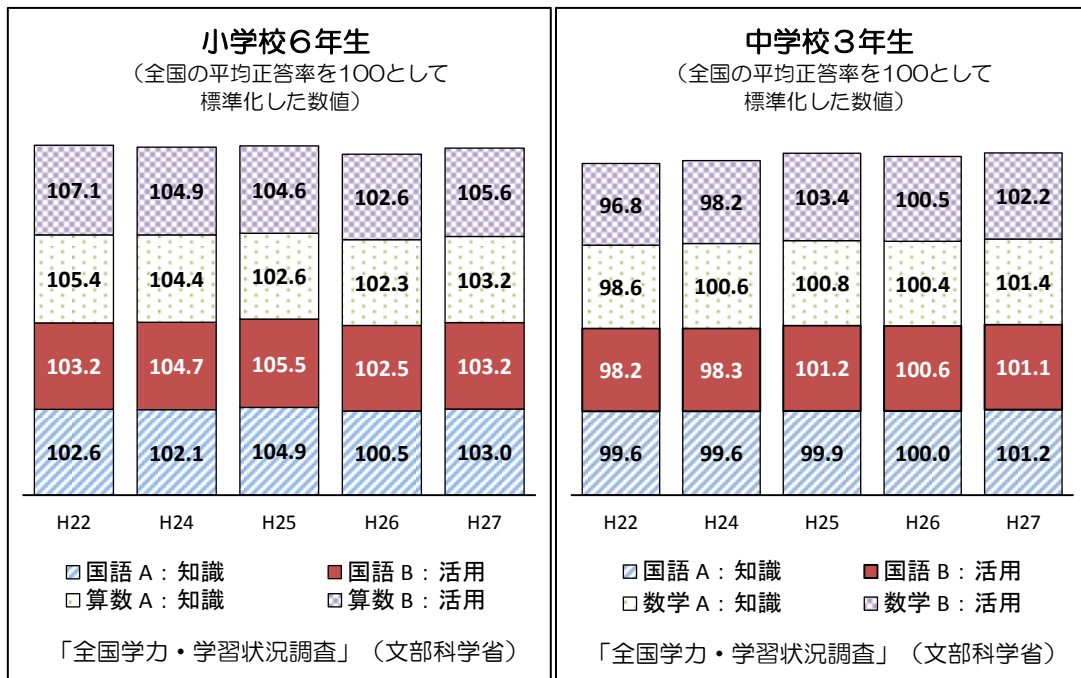
- (38) 生涯学習環境の充実
- (39) 生涯スポーツ環境の充実
- (40) 生涯学習施設などを活用した学習活動の充実

重点目標 1

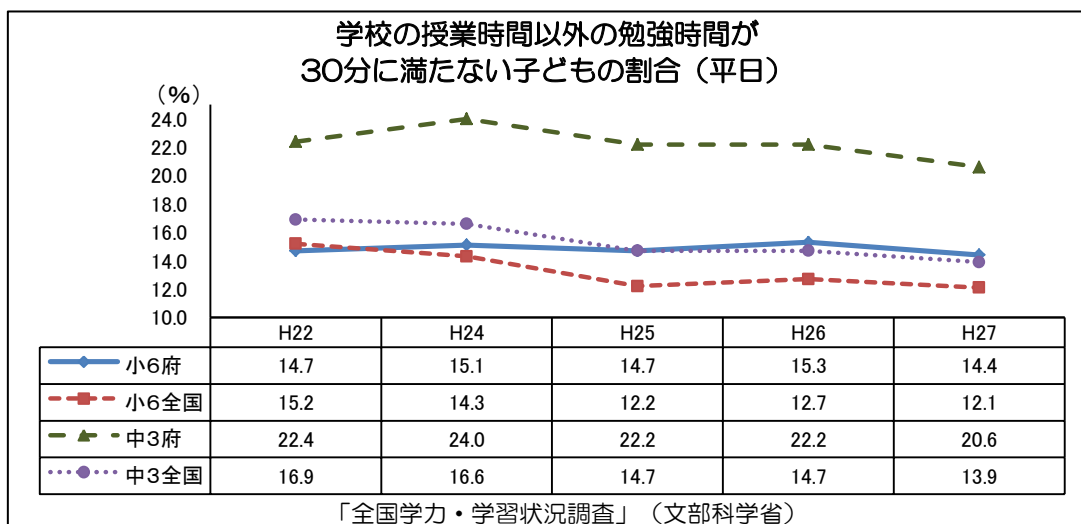
質の高い学力をはぐくむ

現状と課題

- 平成 22 年度に実施された「全国学力・学習状況調査」の結果によると、京都府の小学生の平均正答率は全国と比べて高く、中学生は低くなっていましたが、京都式少人数教育の中学校への拡充、中1 振り返り集中学習「ふりスタ」や中2 学力アップ集中講座の実施など中学生に対する学力向上の取組により、平成 25 年度以降の同調査結果では、中学生の平均正答率は全国と比べて高い状況です。



しかし、平日における学校の授業時間以外の勉強時間が 30 分に満たない子どもの割合は、平成 22 年度以降、概ね減少していますが、全国平均よりも高い状況にあります。



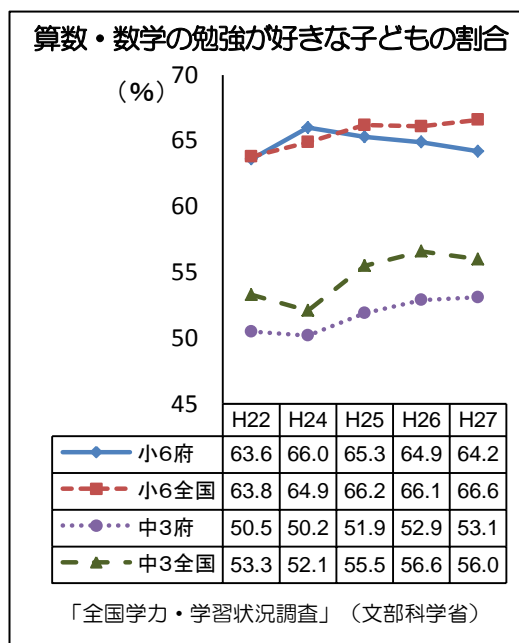
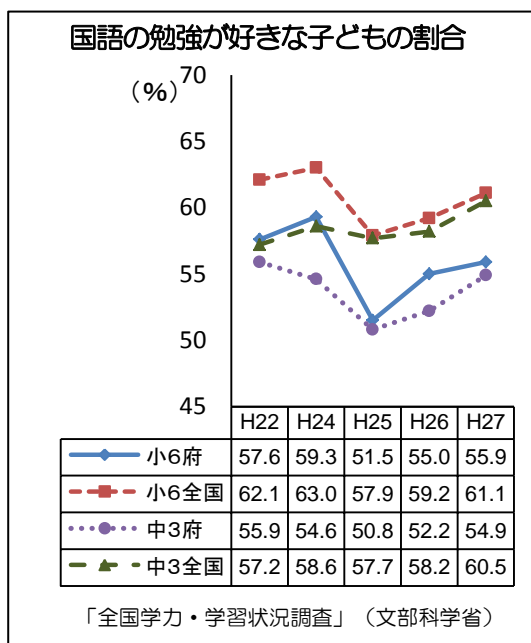
学習習慣の定着に向けて家庭学習の充実を図るとともに、基礎・基本の徹底に向けた指導の充実が必要です。

- また、小・中学生とも、全国と同様に、知識・技能を活用する力に課題があると言えます。そのため、知識や技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を身に付けさせることが重要であり、それらの力の基盤となる「ことばの力」をはぐくむ取組の充実が求められています。

* 京都府では、「ことばの力」を次のように定義付けています。
 言語を通して知識や技能を理解する力／言語によって論理的に考える力／言語を使って表現する力

- 「国語の勉強が好きだ」と答えた子どもの割合は、平成 22 年度から低下傾向にあったものが平成 26 年度からは増加していますが、全国平均よりは低い状況です。また、「算数・数学の勉強が好きだ」と答えた子どもの割合は、小学校では平成 24 年度を境に低下しており、中学校では増加しているものの、全国平均より低い状況が続いています。

知的好奇心や探究心をはぐくむ取組とともに、京都が持つ力を活かした様々なアプローチで学習意欲を向上させる取組が必要です。



基本的方針

教育基本法・学校教育法において、「基礎的・基本的な知識・技能の習得」「知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等」「主体的に学習に取り組む意欲・態度」が、学力の重要な3つの要素として示されています。

京都府では、これらの要素を統合した学力を「質の高い学力」として捉え、互いに支え、協力し合う学びの集団を基盤とした主体的・協働的な学習を通してその力をはぐくみ、生涯にわたって自ら学び自らを高め、未来を見通し切り拓く力が身に付くよう取組を推進します。

主な目標指標

目標指標	基準値（出典等）	目標
全国学力・学習状況調査の平均正答率が全国平均正答率の1/2以下の子どもの割合	小6 国:6.9%/算:9.3% 中3 国:5.2%/数:17.7% 文部科学省「全国学力・学習状況調査」(27年度)	減少させる
学校の授業時間以外の勉強時間が平日1日当たり30分に満たない子どもの割合	小6:14.4% / 中3:20.6% 文部科学省「全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙」(27年度)	小 10%以下 中 15%以下
国語や算数・数学の勉強が「好き」な子どもの割合 （「国語・算数・数学の勉強は好きですか」という各質問に対し「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合の計）	小6 国:55.9% / 算:64.2% 中3 国:54.9% / 数:53.1% 文部科学省「全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙」(27年度)	増加させる
社会人などの専門性を活かした授業を実施している学校の割合	小 87.7% / 中 63.2% 高 100% 小中：京都府教育委員会「教育課程実施状況調査」 高校：社会人講師授業改善プログラム実施状況(26年度)	100%
高校・大学連携事業を実施している府立高等学校の割合	100% 高校・大学連携事業の実績による(26年度)	100%

(1) 基礎・基本の定着

一人一人の学力状況に応じて学習できるよう支援するなど、子どもが学習習慣を確立し、基礎・基本を身に付ける取組を充実します。

- 複数教員による授業や少人数授業、少人数学級などを学校の状況に応じて選択実施できる「子どものための京都市少人数教育」を推進します。（(27)に再掲）
- 子どもの主体的な学習に向けて授業改善を図るとともに、小・中学校、高等学校での振り返り学習を充実するなど、基礎・基本を徹底する取組を推進します。
- 小・中学校で実施する学力テストにより客観的な学力の把握と分析を行い、一人一人の学力形成と校種間連携の視点を踏まえた指導方法の工夫・改善ができるよう支援します。
- ICTを活用した学習支援教材を作成するなど、一人一人の学力の状況に応じた学習が進められるよう支援します。
- 「まなび・生活アドバイザー」の配置を拡充するなど、福祉関係機関と連携し、子どもの基本的な生活習慣の確立と学習習慣の定着を図るための支援体制を充実します。

(2) 活用する力の育成

知的活動やコミュニケーション活動の基盤となる「ことばの力」を発達の段階に応じて育成するなど、基礎的・基本的な知識や技能を活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等をはぐくむ取組を充実します。

- 子どもが主体的・協働的に学ぶ学習をはじめ効果的な指導方法についての研修により指導方法の工夫・改善を図るなど、授業を通じて基礎・基本の習得やそれらを活用する力を育成する取組を推進します。
- すべての教科で言語活動を充実するとともに、読書活動などを通じて、発達の段階に応じた「ことばの力」やコミュニケーション能力の育成を図る取組を推進します。(17)に再掲)
- 図書館や大学と連携した探究型学習を推進するなど、自ら課題を発見し、知識や技能を活用して課題を解決する力を培う取組を充実します。
- 「質の高い学力」の習得を目指して、小・中学校9年間を見通した学力向上システムを開発、構築する研究実践を支援し、すべての子どもの学力向上を図る取組を推進します。

(3) 学習意欲の向上

京都が全国に誇る大学の集積や研究機関などの人的・物的資源を有効に活用し、知的好奇心や探究心をはぐくみ、課題の発見と解決に向けて、主体的・協働的に学習する取組を充実します。

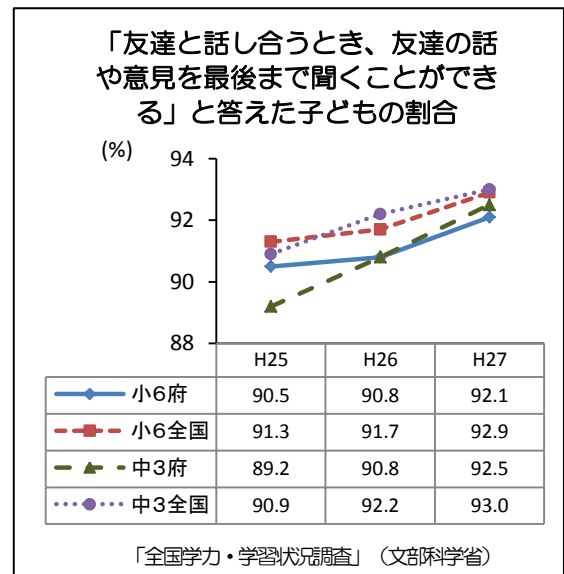
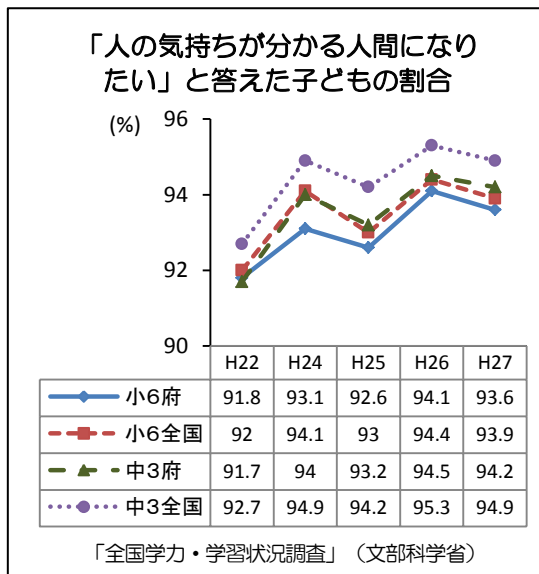
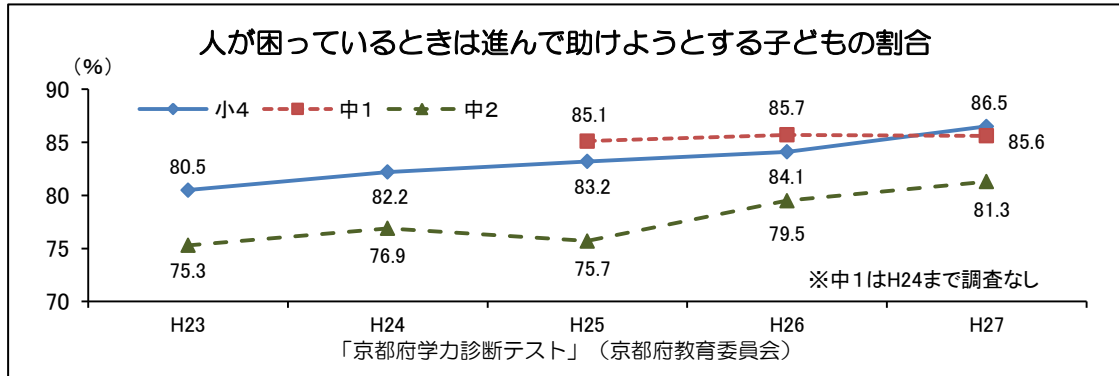
- 大学と連携して数学や科学のコンテストを実施するとともに、企業の最先端の科学技術やものづくりを体験できる機会を拡充するなど、理数に関する知的好奇心や探究心をはぐくむとともに、主体的・協働的に学習する取組を推進します。
- 京都に数多くある大学や研究機関などと連携し、最先端で活躍している人から学ぶ体験授業を小学校の早い段階から積極的に展開するなど、子どもの知的好奇心をはぐくむ取組を推進します。
- 自然や歴史・文化遺産を活用した体験学習や、地域産業と連携し社会人の専門性を活かした出前授業の実施など、「京都」が持つ様々な力を活用して子どもの学習意欲を引き出す取組を推進します。
- タブレット端末を活用した双方向型の学習など、子どもの学習意欲や興味・関心を高める授業を実現するための取組を推進します。

重点目標 2

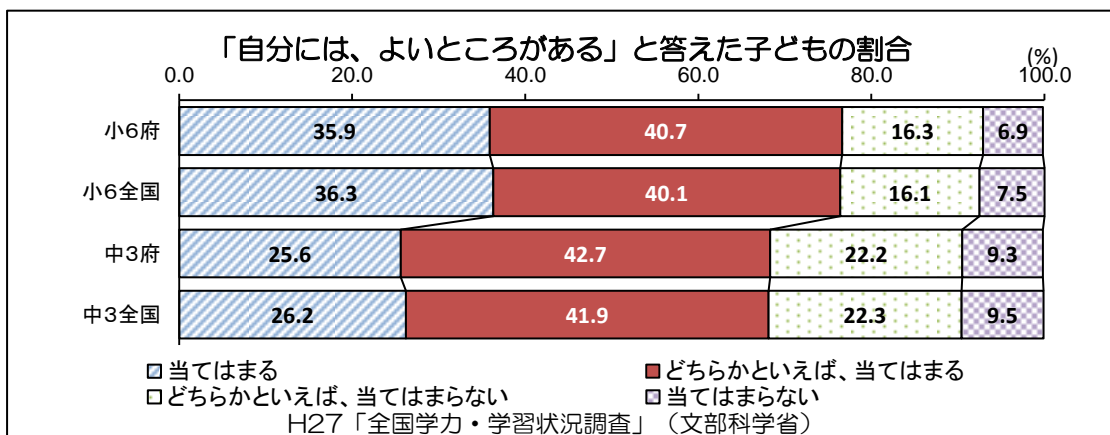
人を思いやり尊重する心など、豊かな人間性をはぐくむ

現状と課題

- 「人が困っているときは進んで助ける」、「人の気持ちがわかる人間になりたい」、「友達と話し合うとき、友達の話や意見を最後まで聞くことができる」と回答した子どもの割合は概ね増加傾向にあり、人を思いやり、尊重する心がはぐくまれてきています。



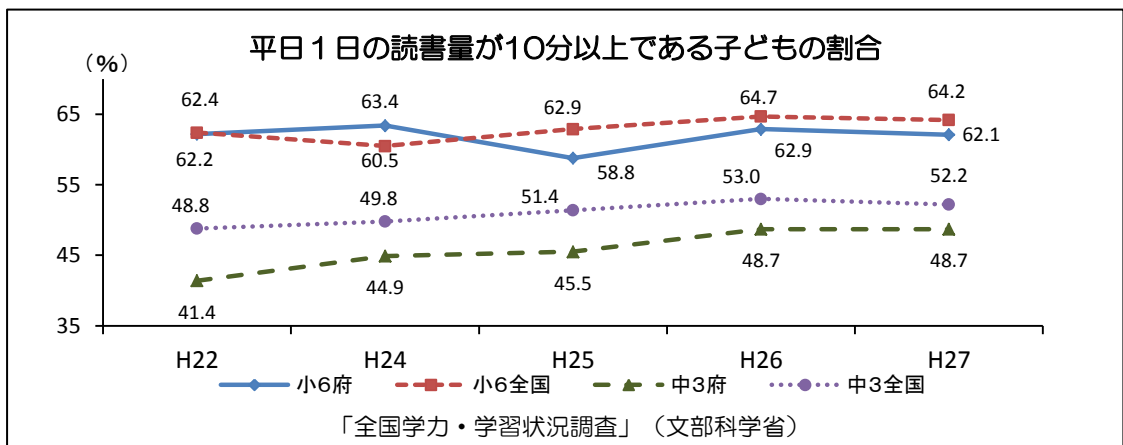
また、平成27年度「全国学力・学習状況調査」の結果によると、「自分には、よいところがある」と回答した子どもの割合は、全国平均と同様に子どもが成長するにつれて減少する傾向にあります。



人の役に立った、人から感謝された、人から認められた、という「自己有用感」とともに、これに裏付けられた、自己に対して肯定的な評価を抱く「自尊感情」をはぐくむことが必要です。

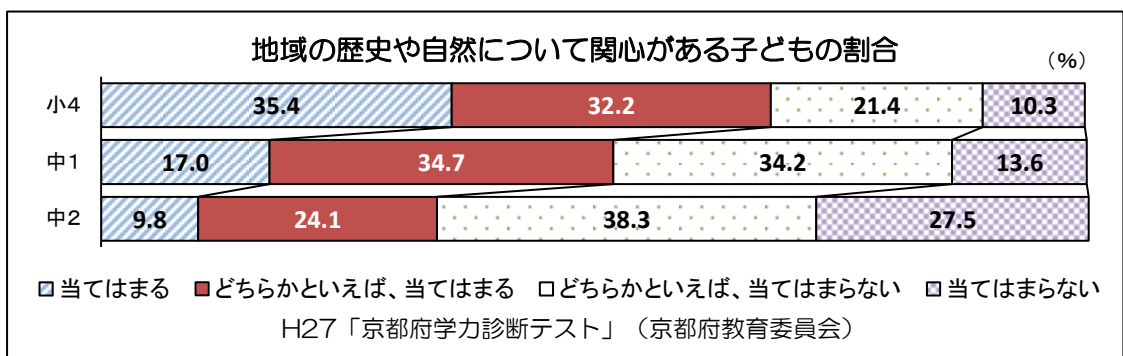
- また、同調査では、小学校6年生、中学校3年生とも、平日の1日の読書量が10分以上である割合は全国平均と比べると低い状況にあります。増加傾向にあり、その差が縮まってきています。

朝の読書などの一斉読書の時間を週1回以上設けている学校は、小学校で約95%、中学校で約85%と高い数値を示しています。読書は感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにするものであり、子どもが読書に慣れ親しむ取組が必要です。



- 平成23年度からはすべての府立高校で茶道の授業に取り組むなど、すべての小・中学校、高等学校で伝統や文化を体験する授業を実施しています。しかし、平成27年度「京都府学力診断テスト」の質問紙調査の結果によると、「地域の歴史や自然について関心がある」と回答した子どもの割合は、小学校4年生に比べ、中学校1年生では減少しています。

府内の豊かな自然や歴史、伝統・文化など、本物を体験し、本物から学ぶことを通して、その素晴らしさに気付く取組が必要です。



基本の方針

京都府内にある豊かな自然や歴史、伝統・文化など先人が積み上げてきたものを継承し、新しい文化を創造するためには、これらを学び知るだけでなく、自然、人、社会とつながり、共生する力を身に付けることが大切です。

そのため、体験活動や読書活動などを通して人を思いやり、尊重する心、感性や情緒、創造力をはぐくみ、豊かな人間性を育成することができるよう取組を推進します。

主な目標指標

目標指標	基準値（出典等）	目標
人が困っているときは進んで助けようとする子どもの割合 （「人が困っているときは、進んで助けていますか」という質問に対し「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合の計）	小 4:86.5% 中 1:85.6% / 中 2:81.3% 京都府教育委員会「京都府学力診断テスト」質問紙調査（27年度）	増加させる
地域の自然や歴史について関心がある子どもの割合 （「今住んでいる地域の歴史や自然について関心がありますか」という質問に対し「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合の計）	小 4:67.6% 中 1:51.7% / 中 2:33.9% 京都府教育委員会「京都府学力診断テスト」質問紙調査（27年度）	増加させる
自分には、よいところがあると思う子どもの割合 （「自分には、よいところがあると思う」という質問に対し「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」と回答した児童生徒の割合の計）	小 6:76.6% / 中 3:68.3% 文部科学省「全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙」（27年度）	増加させる
朝の読書などの一斉読書の時間を週1回以上設けている学校の割合	小:95.8% / 中:92.6% 京都府教育委員会「教育課程実施状況調査」（26年度）	100%
高校生伝統文化事業参加生徒数（年間/延べ人数）	7,289人 高校生伝統文化事業の実績による(26年度)	7,800人

（4）人を思いやり、尊重する心の育成

京都の力を活かした道徳教材を充実するとともに、学校や地域でのスポーツなどの集団活動、人と人との豊かな交流活動を推進するなど、人を思いやり、命を大切にし、礼儀や作法を重んじる心をはぐくむ取組を充実します。

- 「心の教育」先進地として、生き方応援メッセージ集「京の子ども 明日へのとびら」（平成19年3月発行）や教員用指導資料「道徳教育の進め方 京都式ハンドブック」（平成25年3月発行）の活用を更に進めるなど、すべての学校で京都ならではの道徳教育を積極的に推進します。
- 高校生と乳幼児、小・中学生と高齢者の世代間交流や、学校や地域でのスポーツなどの集団活動などを促進することにより、人を思いやり命を大切にす心、協調性や忍耐力、礼儀や作法を重んじる心をはぐくむ取組を推進します。

(5) 豊かな感性、情緒の育成

本物の自然に触れる体験活動を充実するとともに、地域の専門家の指導を受けて古典や芸術に親しむ機会を拡充するなど、豊かな感性や情緒をはぐくむ取組を充実します。

- ものづくり体験活動や自然・文化体験活動など、子どもの感性や情緒、創造力を育成する取組を推進します。
- 11月1日の「古典の日」を中心に、古典に触れ、親しむ機会を拡充するなど、人類の偉大な遺産である古典に学ぶ取組を推進します。
- 小学校の音楽・図画工作・書写などの授業を専門性の高い人が指導するなど、文化の薫りのある教育を推進します。
- 子どもが素晴らしい音楽や演劇などに直に接したり、憧れのスポーツ選手と一緒に活動したりするなど、子どもの様々な夢の実現を応援する取組を推進します。(15)に再掲)

(6) 読書活動を通じた創造力、表現力の育成

幼い頃から本に触れる機会を増やし、読書に親しむことを通して、感性を磨き、創造力や表現力などをはぐくむ取組を推進します。

- 家庭や地域社会と連携し、乳幼児への読み聞かせや「親子読書」の啓発など、子どもの読書活動を推進し、創造力や表現力などを育成する取組を推進します。
- 「こども読書の日」の啓発や読書ボランティアとの連携を促進し、子どもの読書に対する興味や関心を高めるための取組を推進します。
- 府立図書館において、学校支援セット貸出の充実を図るとともに、施設見学や所蔵資料を活用した調べ学習を受け入れるなど、子どもの読書活動を推進する取組を充実します。

(7) 京都の伝統と文化を守り、受けつぎ、新たな文化を創造する心と技の育成

世界に誇る貴重な文化財の保存と活用を図るとともに、日本の伝統文化や礼儀・作法などの生活文化、京都府内各地域の伝統と文化を守り、受けつぎ、新たな文化を創造する心と技の育成に向けた取組を充実します。

- 京都の自然・歴史・文化・産業などを学ぶ機会の充実を図るなど、次代の「京都」の構築に向けて行動できる人材を育成する取組を推進します。
- 専門家による文化系部活動への指導や、他校種と交流する機会を充実するなど、伝統・文化の次世代への継承を図る取組を推進します。
- 茶道、華道、香道、和歌をはじめ、きものや伝統工芸品など日本の伝統文化の学習を進めるとともに、地域に伝わる民俗芸能を守り受けつぐ取組を推進します。
- 京都の伝統や文化を学ぶための教員用の教材を活用した研修を行うなど、すべての教員が京都の伝統や文化を教えられるよう支援する取組を推進します。
- 文化財の専門家による出前授業や見学会など身近な文化財の大切さを学ぶ機会を充実するとともに、府内各地域の文化財を紹介する教材を作成するなど、世界に誇る貴重な文化財を保存し活用する取組を推進します。
- 2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催による訪日旅行者数の増加を見据え、観光ガイドや、茶道や華道を一緒に体験するなど、京都の伝統・文化を発信する取組を推進します。(20)に再掲)

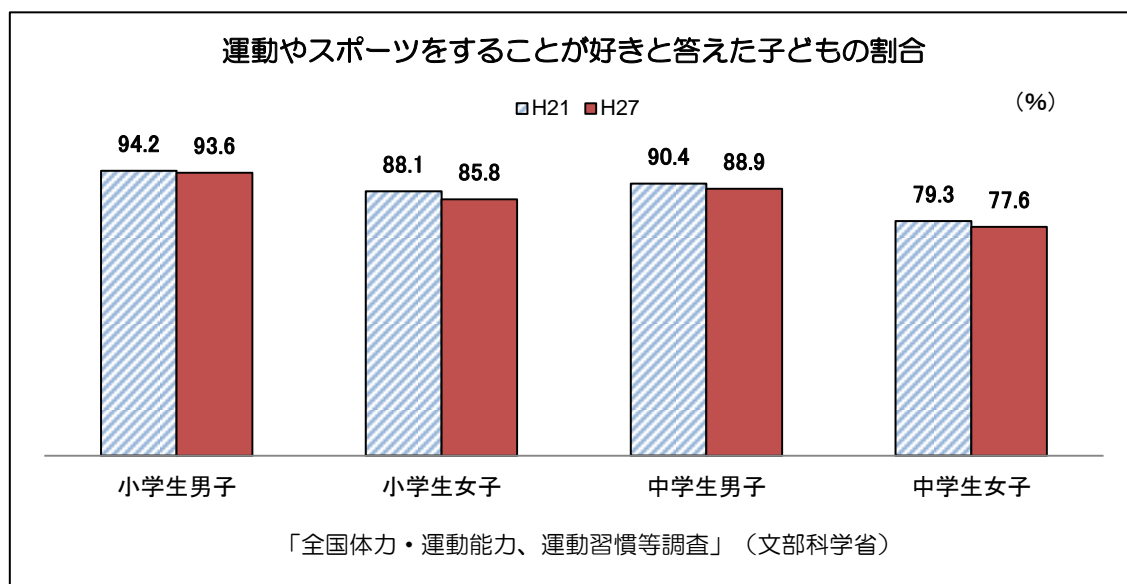


重点目標 3

たくましく健やかな身体をはぐくむ

現状と課題

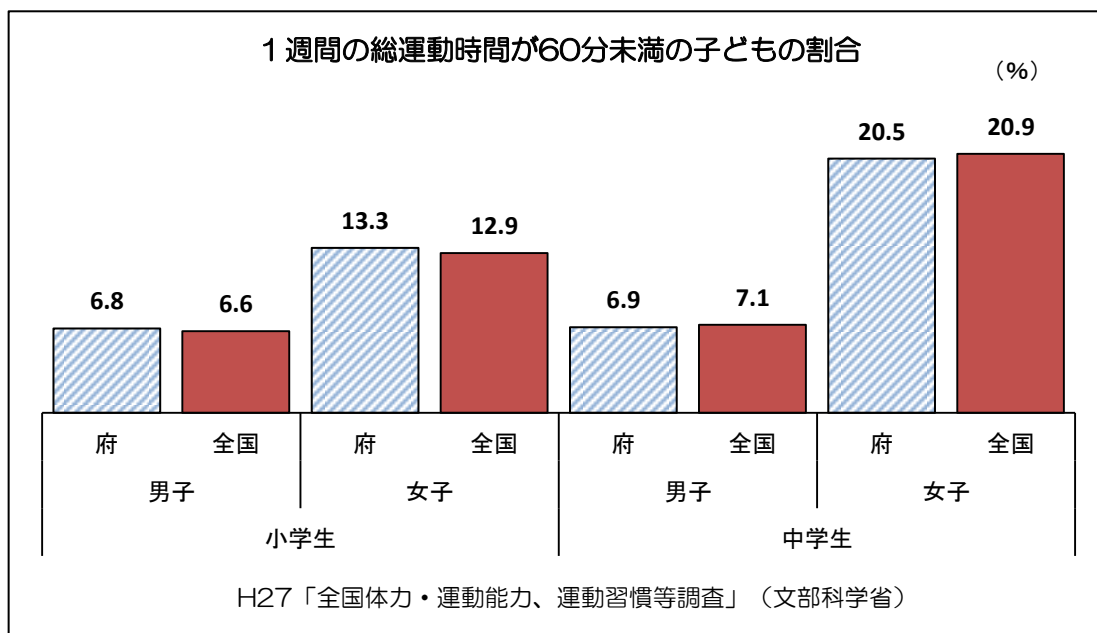
- 「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果によると、「運動やスポーツをすることが好き」と答えた子どもの割合は男女とも高くなっていますが、平成27年度ではやや低下しています。



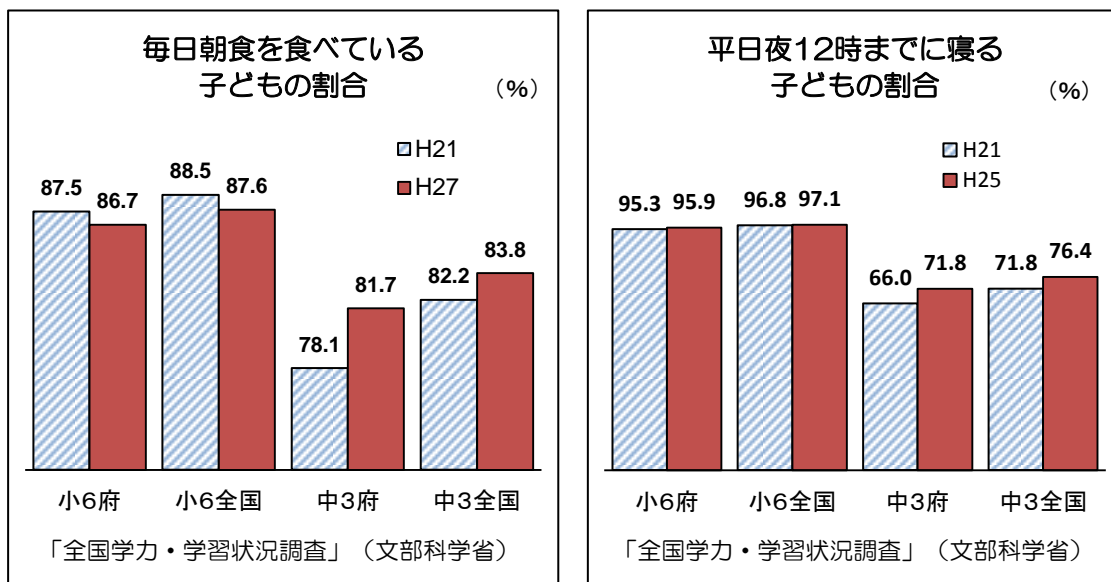
また、平成27年度の同調査の結果では、1週間の総運動時間が60分未満の子どもの割合は、小学生男子6.8%、女子13.3%、中学生男子6.9%、女子20.5%となっており、全国平均並みですが、特に女子は、男子に比べて高い傾向が見られます。

さらに、体力の状況は、第2章で記述したとおり、多くの種目で昭和60年度の水準を下回っています。

楽しみながら体を動かす習慣づくりを小さいときから進めることにより、体力の向上を図っていく取組が必要です。



- 朝食を毎日食べている子どもの割合、平日夜 12 時までには就寝する子どもの割合とも、平成 21 年度から概ね増加していますが、全国平均と比べ低い状況にあります。特に食生活については、菓子、清涼飲料のとりすぎや栄養バランスの偏った食事などが、肥満や生活習慣病を引き起こしていることが指摘されており、基本的な生活習慣を確立する上でも食事は重要であり、食育の必要性は高まっています。



また、喫煙、飲酒、性に関する問題行動、危険ドラッグや大麻などをはじめとする薬物乱用など、子どもの健康にかかわる問題が多様化しています。学校・家庭・地域社会が連携し、専門機関の協力も得ながら、健康教育に取り組む必要があります。

基本の方針

生涯にわたっていきいきとたくましく生きるためには、それを支える基盤として健康や体力が必要です。また、それらは自らの目標に向かって、失敗を恐れず挑戦し続ける力を発揮するための源となるものです。

そのため、楽しく体を動かす習慣を身に付けさせながら、体力・運動能力の向上を目指すとともに、知育・徳育・体育の基礎となる食育をはじめ、健康的な生活習慣を確立できるよう取組を推進します。



主な目標指標

目標指標	基準値(出典等)	目標
運動やスポーツをすることが好きな子どもの割合（「運動やスポーツをすることは好きですか」という質問に対し「好き」「やや好き」と回答した児童生徒の割合の計）	小5 男子:93.6%/女子 85.8% 中2:男子 88.9%/女子 77.6% 文部科学省「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」(27年度)	増加させる
1週間の総運動時間が60分未満の子どもの割合	小5 男子:6.8% /女子:13.3% 中2 男子:6.9% /女子:20.5% 文部科学省「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」(27年度)	減少させる
子どもの体力・運動能力の状況	<小5> 50m走 男子 9.17 秒 / 女子 9.65 秒 握力 男子 16.26kg/女子 15.78kg ボール投げ(※) 男子 24.57m / 女子 15.22m <中2> 50m 走 男子 7.93 秒 / 女子 8.72 秒 握力 男子 28.88kg/女子 23.77kg ボール投げ(※) 男子 20.51m / 女子 13.28m 京都府教育委員会「児童生徒の健康診断及び新体力テスト調査」(26年度) (※小5はソフトボール、 中2はハンドボール)	向上させる
基本的な生活習慣「早寝、早起き、朝ごはん」が身に付いている子どもの割合 ①12時まで（小4は11時まで）に就寝する子どもの割合	小4:93.1% 中1:93.5% / 中2:82.1% 京都府教育委員会「京都府学力診断テスト」質問紙調査 (27年度)	増加させる
②7時までに起床する子どもの割合	小4:81.2% 中1:76.2% / 中2:70.5% 京都府教育委員会「京都府学力診断テスト」質問紙調査 (27年度)	増加させる
③朝食を毎日食べる子どもの割合	小4:86.7% 中1:85.3% / 中2:83.1% 京都府教育委員会「京都府学力診断テスト」質問紙調査 (27年度)	増加させる
薬物乱用防止教室を実施している学校の割合	小:65.3% 中:86.5% 高:89.1% 文部科学省「薬物乱用防止教室の開催状況調査」(26年度)	100%

(8) 体力の向上

地域の指導者と連携した体育及び運動部活動を推進するなど、学校や地域で体育・スポーツ活動に親しむことができる環境を充実するとともに、子どもの体力の向上を図る取組を推進します。

- 京都府独自の指標「京の子ども元気なからだスタンダード」(平成 22 年3月発行)及び「同スタンダードPLUS+」(平成 25 年3月発行)の活用により、子どもの運動能力や身体動作の獲得状況を把握し、一人一人の課題に応じた指導の工夫・改善に取り組むとともに、子どもが自ら積極的に運動やスポーツに取り組む習慣を身に付けるための取組を支援します。
- 子どもと保護者が一緒に楽しめる「まゆまる体操(仮称)」や幼児期を対象とした「遊びのハンドブック(仮称)」の作成など、子どもが積極的に体を動かす習慣を身に付けるための取組を推進します。
- 新体力テストなどの調査結果資料である「京都府児童生徒の健康と体力の現状」を活用し、各校の実態に応じた「体力向上推進プロジェクト」の取組を推進します。
- 運動習慣のない子どもも気軽に参加できるプログラムや地域指導者による指導の充実など、総合型地域スポーツクラブなどと連携した、子どもの健康や体力の向上を図る取組を充実します。

(9) 健やかな身体の育成

健康な心身をはぐくむための基本的な知識を身に付けさせるとともに、危険ドラッグや大麻など薬物乱用の防止をはじめとする現代的な健康課題への理解を深めるなど、健やかな身体の育成を図る取組を充実します。

- 「運動・食事・休養」に関する基本的な生活習慣の確立に向けた啓発活動や学校保健委員会などの組織活動の充実を積極的に進めるなど、学校・家庭・地域が連携して健やかな身体をはぐくむ取組を推進します。
- 疾病の予防や精神の健康など、多様化、深刻化する現代的な健康課題に対応するため、専門家との連携を図るなど、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し改善していくための取組を推進します。
- 警察や学校薬剤師など薬物に関する専門家と連携し、薬物乱用防止教室の更なる充実を図るとともに、教員研修を行うなど、薬物乱用の防止・根絶に向けた教育を推進します。

(10) 食育の推進

生活や学びの基礎となる「食」に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、食に関する指導の充実や、生きた教材である学校給食を通じた地域の食文化などの理解を図る取組を推進します。

- 子どもが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けるため、食事の重要性、感謝の心、食文化への理解などを学ぶ取組を推進します。
- 和食の保護・継承や京の食文化への理解を深めるため、地場産物や郷土食、行事食を献立に取り入れたり、教科などに関連させた献立の工夫を図るなど、学校給食を生きた教材として活用した取組を推進します。
- 食に関する指導の効果を高めるため、耕作、収穫、調理などを伴う体験活動の充実を図るなど、家庭や地域社会と連携した取組を推進します。

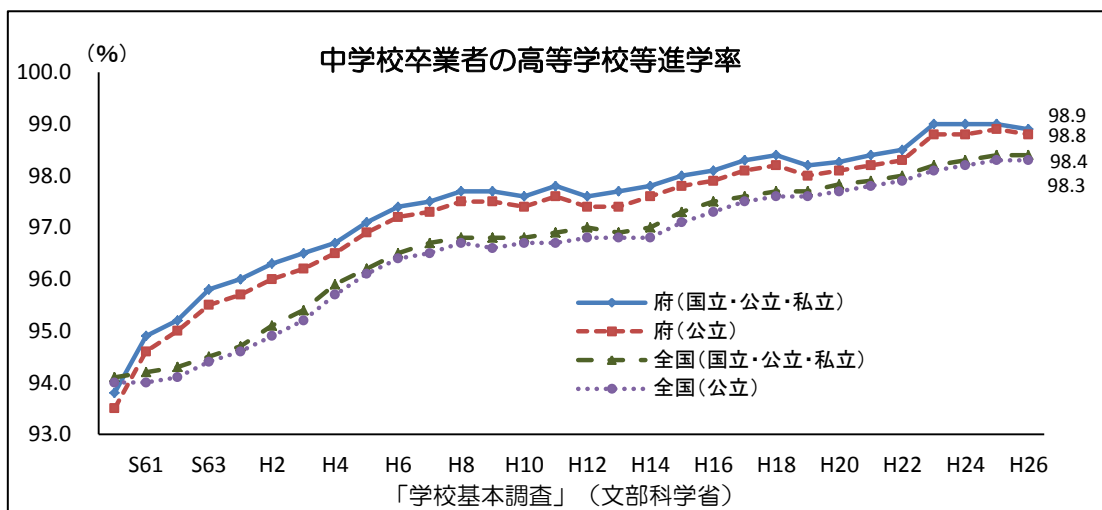


重点目標 4

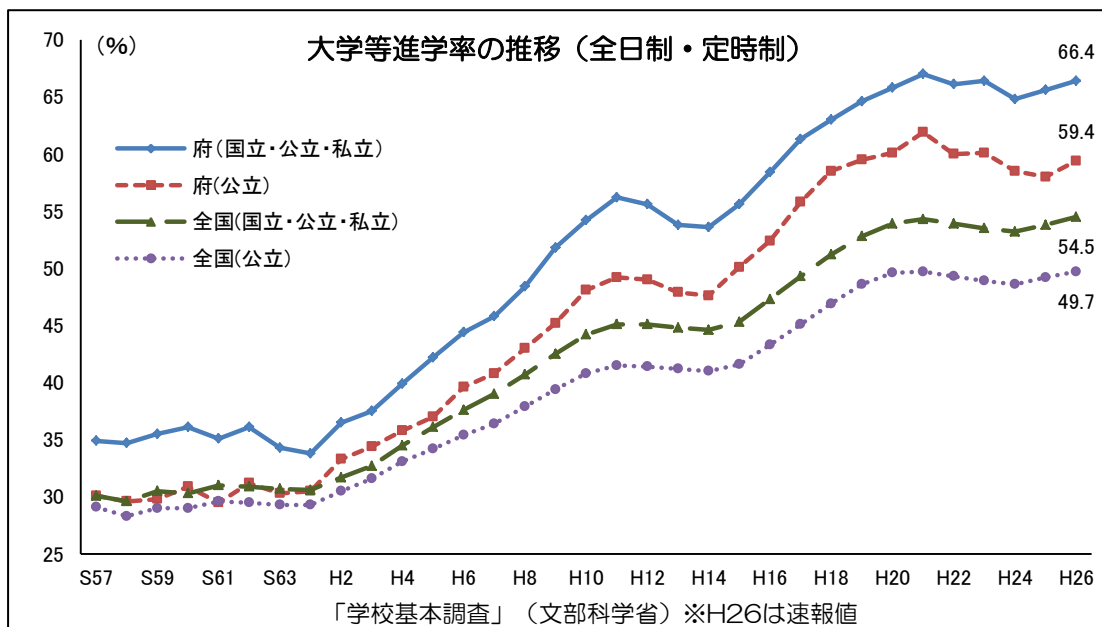
一人一人を大切に、個性や能力を最大限に伸ばす

現状と課題

- 中学校を卒業した生徒の98%以上が高校に進学している状況の中で、生徒一人一人の能力・適性、興味・関心、進路希望など多様化したニーズに応じた府立高校の特色化を図ることが必要です。



- また、高等学校等進学率の上昇とともに大学進学希望が高まったことに加え、少子化や大学の定員増などにより、大学等進学率は上昇しており、特に京都府は全国と比べて高い状況にあります。今後どのように学び、働くかなど、ライフデザインについて早い段階から考えさせるとともに、生徒の希望進路の実現に向けた取組を進めることが必要です。

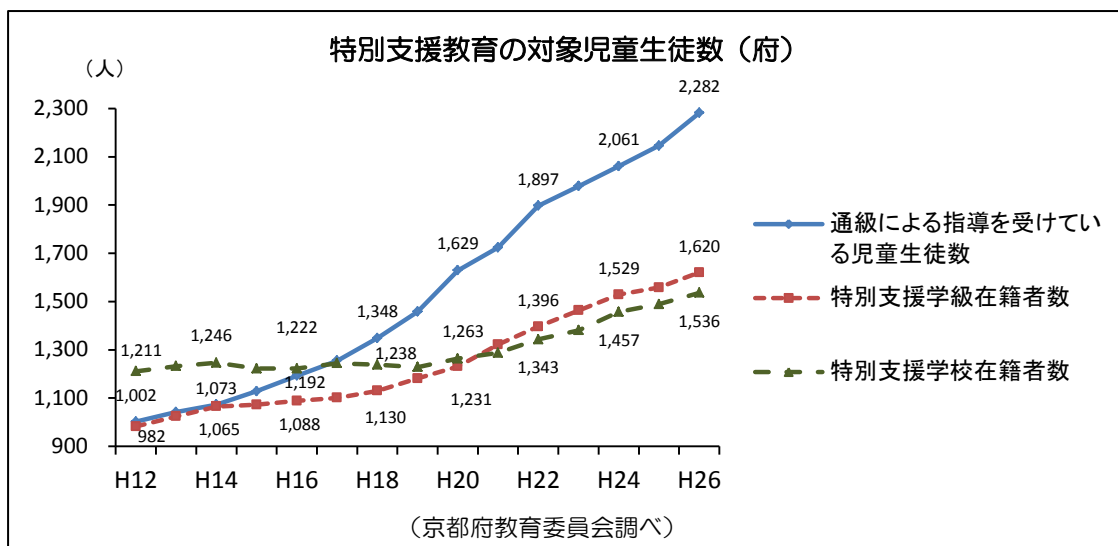


- 京都府では、同和教育の中で積み上げられてきた成果と手法への評価を踏まえ、あらゆる教育活動を通して人権尊重の意識を高めるとともに、一人一人を大切にされた教育の推進に努めています。

学校・家庭・地域社会が一層連携を深める中で、児童生徒が人権問題を自分自身の課題として捉え、学習したことが知的理解にとどまることなく、具体的な行動につながるよう人権教育の推進を図っていく必要があります。

- 平成 12 年度から 22 年度までの 10 年間で、特別支援学校及び特別支援学級の在籍者、また、通常の学級に在籍しながら、障害の状態に応じた特別な指導を受けられることができる通級指導教室の対象者も増加しており、その傾向は平成 23 年度以降も変わっていません。

京都府ではこれまでから、一人一人の児童生徒の状況をきめ細かく把握し、適切な指導や支援を行ってきたところであり、引き続き、通級指導教室の更なる整備を進めるほか、個別の指導計画や個別の教育支援計画に基づく教育の充実を図るなど、個々のニーズに柔軟に対応した教育的支援を行う必要があります。



* 「個別の指導計画」：子ども一人一人のニーズに応じた指導目標や内容、方法などを示した計画

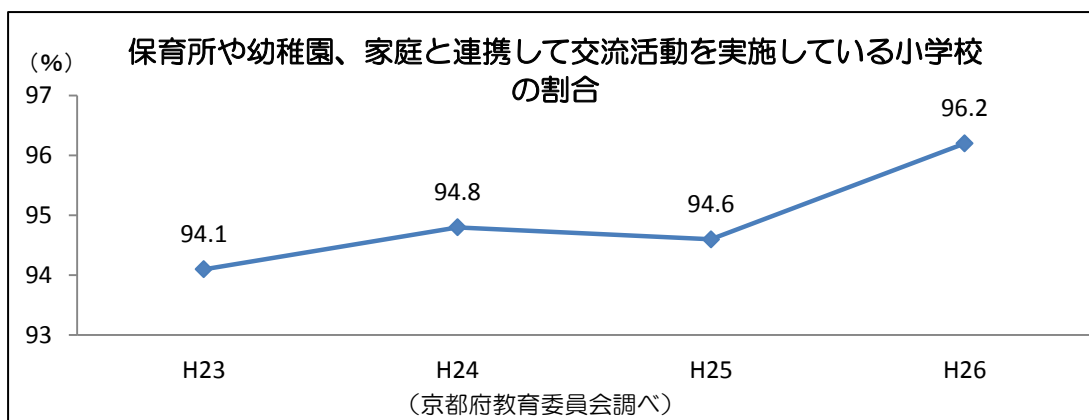
* 「個別の教育支援計画」：関係機関の連携による乳幼児期から学校卒業後まで一貫した支援を行うための教育的支援の目標や内容などを盛り込んだ計画

- また、平成 27 年 4 月に施行した「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」や平成 28 年 4 月に施行予定の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」において、合理的な理由なく不当な差別的取扱いをして、障害のある人の権利利益を侵害することは禁止されています。学校などにおける合理的配慮の理念の普及に努めるとともに、障害のある児童生徒の年齢及び能力に応じ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするために必要な指導や支援を講じることが求められます。

* 「合理的配慮」：障害のある児童生徒が、他の児童生徒と平等に「教育を受ける権利」を自分の権利として行使できるように、その実施に伴う負担が過重でない時に必要かつ合理的な配慮を行うこと

- 保育所や幼稚園、家庭と連携して交流活動を実施している小学校の割合は増加しており、連携が進んでいます。

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものですが、近年の幼児の育ちに関しては、基本的な生活習慣が身に付いていないなどの課題が指摘されており、小学校入学後も教員の話が聞けずに授業が成立しないといった問題が報告されています。



- すべての小・中学校、高等学校でキャリア教育に関する体験活動を実施しています。子どもが自身の進路を決定するためには、職業観や勤労観を身に付けるだけでなく、家族のことも考えながら、ライフデザインを考える力をはぐくむ取組が求められています。

*「キャリア教育」：社会の一員としての役割を果たすとともに、個性、持ち味を最大限に発揮しながら、社会的・職業的に自立して生きていくために必要な能力と態度を育てる教育

*「ライフデザイン」：健康で安全な暮らしや心豊かな暮らしを実現するために生活の仕方や働き方などを自ら設計すること

基本的方針

一人一人をかけがえのない存在として大切にし、その個性を尊重するとともに、その能力と可能性を見出し、それらを最大限に伸ばすことは重要です。

そのためには、多様な教育的ニーズに対応した教育内容を充実するとともに、各校種における学校の特色化を推進することが必要です。特別支援教育をはじめ、人権教育やキャリア教育、また、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催を踏まえたスポーツの推進など、一人一人を大切にし、個性や能力の伸長が図られるよう取組を推進します。

主な目標指標

目標指標	基準値(出典等)	目標
京都府作成の人権教育関係資料を活用して人権学習や研修等を実施している学校の割合	100% 京都府教育委員会「人権教育推進計画書」(26年度)	100%
特別な支援を要する子どもに係る個別の指導計画が作成されている割合	小: 100% / 中: 97.9% 高: 62.5% 文部科学省「特別支援教育体制整備等状況調査」(26年度)	100%
特別支援学校生徒の就職率	24.7% 京都府教育委員会「進路状況調査」(26年度)	30%

目標指標	基準値(出典等)	目標
保育所、幼稚園、認定こども園及び家庭と連携して交流活動を実施している小学校の割合	96.2% 京都府教育委員会「教育課程実施状況調査」(26年度)	100%
自分の夢や目標を持っている子どもの割合 (「将来の夢や目標を持っていますか」という質問に対し「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合の計)	小 6:85.7% / 中 3:69.2% 文部科学省「全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙」(27年度)	増加させる
キャリア教育に関する体験活動を実施している学校の割合	小中 100% / 高 100% 小中：夢・未来体験活動事業実績による / 高校：京都府教育委員会「インターンシップ実施状況等調査」(26年度)	100%
府立学校生徒の全国高校総体、国民体育大会など全国大会の出場者数及び8位入賞数(年間/延べ数)	出場者数 339人 8位入賞数 131人・校 実態把握(大会出場及び成績)(26年度)	増加させる

(11) 魅力ある学校づくりの推進

一人一人の能力や個性を伸ばすため、多様なニーズに対応した創意ある教育活動を展開するとともに、子どもの状況や学校・地域の実態に応じた特色化を推進するなど、魅力ある学校づくりを推進します。

- 家庭や地域と連携し、地域の産業や伝統文化などの人的・物的資源を積極的に活用した特色ある教育活動を支援します。
- 様々な学習経験や生活体験を持つ児童生徒が、確かな学力を身に付け、社会的自立を図ることができる柔軟な教育システムを構築するなど、一人一人のニーズに応じた教育を推進します。(23)に再掲)
- 地域の人材、産業などとの連携や特色ある部活動など各府立高等学校が持つ強みを活かすとともに、特定の分野における高い専門性や幅広い知見のあるスペシャリストを教員として採用するなど、魅力ある学校づくりを推進します。
- 数多くの大学と包括協定を締結するなど、各大学の優れた人的・物的資源を活かして、各学校の特色をより明確にする工夫を凝らした授業を展開することができるよう支援します。

(12) 人権教育の推進

人権尊重の意識を高め、自分と他者との人権を大切にすることを進めるとともに、自立的に社会に参画できるよう、一人一人を大切にされたこれまでの取組を推進します。

また、情報化社会の進展をはじめとした時代の変化に伴う人権課題に対応した取組を進めるなど、すべての人の尊厳と人権が尊重される共生社会の実現に向けた人権教育を推進します。

- すべての学校（園）において、人権尊重の理念や同和問題など様々な人権問題に関する学習を充実し、あらゆる人権問題の解決に向けて児童生徒が自ら考え行動する態度を育成するために、児童生徒の発達の段階を踏まえた体系的・計画的な学習の実施に努めるとともに、教材の開発や指導方法の工夫・改善を推進します。
- 子どもを巡る課題の多様化・複雑化に対応した人権教育を行い、様々な人権問題の解決に向けた実践力と指導力を向上させるために、地域の状況を踏まえ、関係機関等との連携を図り、教職員の研修を充実するとともに専門家と協働した取組を推進します。
- 社会状況の変化に伴う様々な人権問題についての理解と認識を深め、地域の実情に応じた人権教育を推進するために、社会教育関係職員など指導者の資質向上を図る研修を充実します。
- 生涯の各時期、各種団体などにおいて人権学習を充実させるため、人権問題に関するビデオライブラリーの充実を図るとともに、参加型学習を取り入れた学習資料の作成に取り組みます。
- インターネット上の人権侵害に対して学校非公式サイトでの監視を行うなど、匿名性や情報発信の容易さを悪用した人権課題に対応する取組を充実します。



(13) 特別支援教育の推進

障害のある子ども一人一人の自立や社会参加を目指し、就学前から卒業後に至るまでの一貫した特別支援教育を推進します。

- 京都府の特別支援教育の拠点であり、専門的な相談・研究・研修機能を有する「京都府スーパーサポートセンター」(SSC)と各府立特別支援学校の地域支援センターの取組の連携を進め、特別支援教育の充実に努めます。また、各市町(組合)教育委員会で行われている相談事業との連携を強化します。
- 就学前から生涯にわたる支援を継続するために、個別の指導計画や個別の教育支援計画、移行支援シートを作成・活用し、相談支援ファイルへの整備を進めます。
- 小・中学校に通級指導教室を計画的かつ適切に配置し、特別支援学級と併せ弾力的に活用するとともに、すべての学校(園)において、専門的な知識と技能を有する教員の養成を進め、授業のユニバーサルデザイン化を進めるなど、障害のある子どもへの適切な指導を進めます。
- 府立特別支援学校では、作業療法士(OT)、理学療法士(PT)、言語聴覚士(ST)との連携を図るなど、障害の重度・重複化、多様化に対応します。また、医療的ケアを安全に実施する体制を充実します。
- 府立特別支援学校の高等部の生徒を対象に、京都ジョブパークやハローワークの労働関連機関と連携し、就労支援コーディネーターによる多様な職場実習先の開拓やセミナーの実施など、就労への意欲を高めるとともに、日本の産業構造の変化も見据えた職業教育を展開します。また、高等部以下の児童生徒も含めキャリア教育を充実する取組を推進することにより、希望進路を実現し、一人一人の自立と社会参加を目指します。
- みどりキャンプやスポーツによる交流、学校間の交流及び共同学習などを通じて、インクルーシブ教育システム構築を推進するとともに、教職員が合理的配慮の理念を学ぶ研修を実施するなど、障害の有無にかかわらず誰もが共にいきいきと暮らしやすい社会を目指す取組を推進します。
- デイジー図書・教科書などデジタル図書を普及し、一人一人の障害の状況に応じた学習・読書活動が行えるように環境を整備します。

*「移行支援シート」：特別な支援が必要な子どもが就学、進学する際に、それまでの学校(園)で取り組まれてきた支援、効果的な取組、配慮すべき点などを記入し、情報の共有、一貫した支援を行うためのシート

*「授業のユニバーサルデザイン化」：発達障害などのある子どもが学びやすいように授業を改善する、それが結果的にすべての子どもにとってわかりやすい授業になること

*「インクルーシブ教育システム」：障害の有無にかかわらず、すべての子どもが共に学ぶ仕組み

*「デイジー(DA I S Y)」：Digital Accessible Information SYstem の略。視覚障害者や普通の印刷物を読むことが困難な人のためのデジタル録音図書の国際標準規格のこと。テキスト・音声・画像が同期していて、テキストは読んでいる部分が反転し、文字の大きさや、読む速さなどが簡単な操作で変えられる。

(14) 幼児教育の推進

子どもの発達や学び、生活の連続性を踏まえ、幼児期の教育・保育と小学校教育の円滑な接続を推進します。

- 保育所、幼稚園、認定こども園及び家庭と連携して、小学校の体験入学や出前授業を行うなど、幼児の学校生活への適応と基本的な生活習慣や学習習慣の確立に向けて支援します。(30に再掲)
- 小・中学生、高校生、高齢者などとの多様な交流活動や、絵本や物語に親しむ活動を充実するなど、人と人との関わりの中で、幼児の豊かな情操や感性をはぐくむ取組を支援します。
- 保育所、幼稚園、認定こども園と小学校が互いの教育内容を理解し、それぞれの教職員が円滑に小学校の生活や学びに適應できるためのプログラムを作成して交流するなど、幼児期の教育と小学校教育の接続に向けた取組を推進します。(30に再掲)
- 幼稚園教諭などを対象とした研修を実施するなど、資質・能力の向上を図る取組を推進します。

(15) キャリア教育の推進

子ども一人一人が自らの進路を主体的に切り拓き、自己実現につなげることができるよう、地域社会と連携して体験的な学習やライフデザインを考える学習を進めるなど、発達の段階に応じたキャリア教育を推進します。

- 企業やNPOなどと連携した職業体験やインターンシップ、キャリアサポーターによる講演などの様々な取組を充実させるなど、子どもの発達の段階に応じて将来を見通した職業観をはぐくむ取組を推進します。
- 雇用の状況や職業に関する社会制度などの学習、子どもが自身の過去を振り返り将来を展望することなどを通して、ライフデザインを考える力をはぐくむ取組を推進します。
- 将来の夢の実現に向けた体験活動や各分野で活躍している人物の講演を行うなど、社会的自立に向け子どもが意欲的に夢を追い求めていけるよう支援します。
- 小学校段階から高等学校や大学を見学・体験するための取組を支援するなど、主体的な進路選択への展望を持たせる取組を推進します。
- 子どもが素晴らしい音楽や演劇などに直に接したり、憧れのスポーツ選手と一緒に活動したりするなど、子どもの様々な夢の実現を応援する取組を支援します。(5から再掲)

(16) スポーツの推進

2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催を踏まえ、競技力の向上を目指した取組を推進するとともに、障害の有無にかかわらず一緒にスポーツをする機会を充実するなど、スポーツの推進を図ります。

- 2020年東京オリンピック・パラリンピック開催を契機として、世界で活躍するアスリートを輩出するため、優れた資質・能力を持つジュニアアスリートを発掘・育成するとともに競技力向上を目指した取組を推進します。
- 京都の学生支援や企業などとの連携に基づいた成年アスリートの強化活動を安定させるシステムを整え、ジュニアアスリートのもつ能力を将来にわたって伸ばすための支援体制を推進します。
- 障害者スポーツ、パラリンピック種目の広報宣伝に努めるとともに、スポーツにふれあう機会を増加させるなど、障害者が生涯にわたってスポーツに参加しやすい取組を推進します。



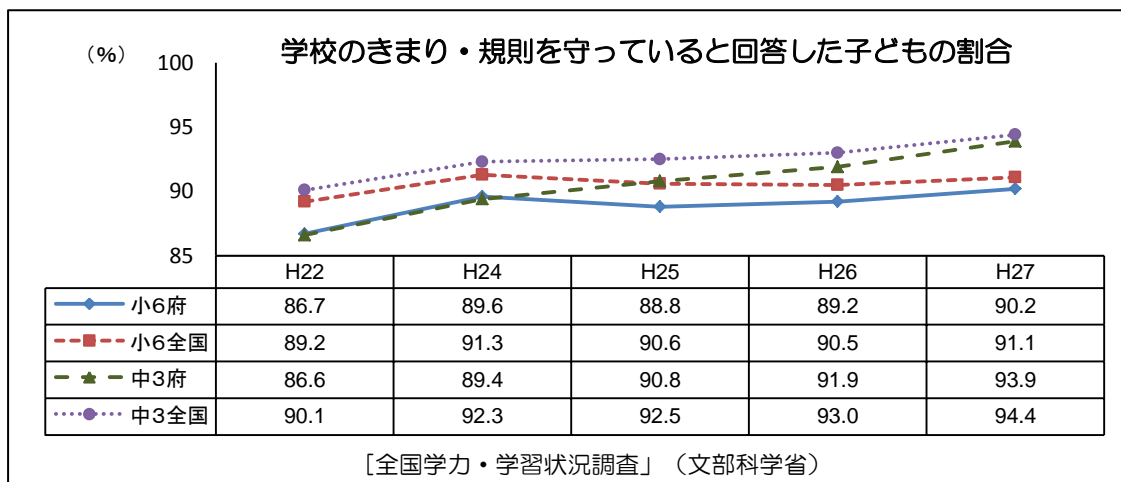
重点目標 5

社会の変化に対応し、よりよい社会の構築に貢献できる力をはぐくむ

現状と課題

- 平成27年度「全国学力・学習状況調査」では、「学校のきまり・規則を守っている」と回答した子どもの割合は、平成22年度から見ると増加していますが、全国平均より低い状況にあります。

子どもに、自分、身近な人々、集団、社会といった視点で、それぞれを守るためにルールや決まり、法があることを気付かせ、人や社会と共生できる行動へとつなげることが必要です。



- 平成27年6月に公職選挙法が改正され、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられました。国政選挙の年代別投票率は、平成26年12月に行われた第47回衆議院議員総選挙では、20歳代が32.6%、30歳代が42.1%となっており、平成25年7月に行われた第23回参議院議員通常選挙では、20歳代が33.4%、30歳代が43.8%といずれの選挙でも他の年代と比べて、低い水準にとどまっています。

選挙で争点となる政治的課題が身近な問題であることを認識させるなど、社会参画の意識をはぐくむことが必要です。

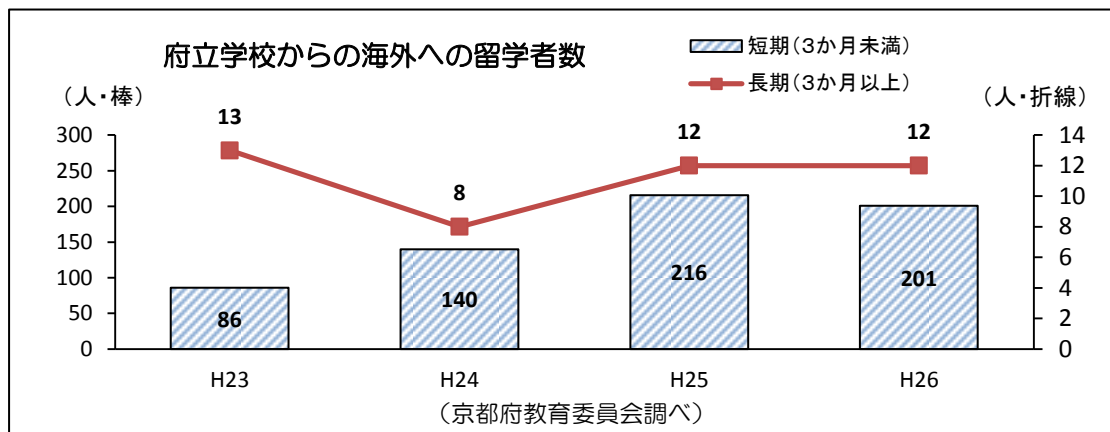
- 各学校において環境教育や情報教育が行われていますが、地球温暖化をはじめとする地球規模の環境問題、インターネット上での犯罪行為や個人情報流出などの問題は、日々変化していきます。さらには、悪質商法や多重債務による被害をはじめとする消費生活に関する問題など、多くの社会問題があります。社会に出ていく子どもがこれらの問題や、新たに出てくる社会問題にも的確に対応できるよう、持続可能な社会の構築に向けた教育(E SD)が求められます。

*「E SD」：Education for Sustainable Development の略。「持続可能な開発のための教育」と訳されている。人権、平和、開発といった世界規模の問題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な未来を実現していくことを目指す学習や活動。

○ グローバル化が進展する中で、国際社会で主体的に生きる日本人として、多様な文化を理解し尊重する資質や能力を身に付けるとともに、我が国の伝統と文化を理解し積極的に世界に発信していくことが大切です。

また、外国からの留学者が年々増加する傾向にあるのに比べて、日本から外国への留学者は減少傾向にありましたが、徐々に増加に転じています。京都府においても、高校生の短期留学への補助などを実施し、留学者が増加しています。

海外留学の促進とともに、留学者や観光客との交流活動など京都の地の利を活かした取組を進めることが必要です。



基本的方針

急激に変化する社会に対して柔軟かつ的確に対応できる力は今後ますます重要になってきます。同時に、高い志とグローバルな視野を持って、これからの社会づくりに自らその一員としての責任と自覚を持ち、主体的に参画しようとする態度が求められています。

そのため、環境教育、情報教育、消費者教育など現代社会が抱える課題に対する関心を高めるとともに、その理解を深める教育をはじめ、礼儀や規律を重んじ、社会の一員として持つべき規範意識を行動につなげることができる力や高いコミュニケーション能力の育成など、京都から世界に発信し行動する人材を育成できるよう取組を推進します。

主な目標指標

目標指標	基準値 (出典等)	目標
学校のきまりや規則を守ることを日常的に意識している子どもの割合 (「学校のきまり・規則を守っていますか」という各質問に対し「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合の計)	小 6:90.2% / 中 3:93.9% 文部科学省「全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙」(27年度)	増加させる
人の役に立つ人間になりたいと思っている子どもの割合 (「人の役に立つ人間になりたいと思いますか」という質問に対し「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合の計)	小 6:94.2% / 中 3:93.8% 文部科学省「全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙」(27年度)	増加させる

目標指標	基準値（出典等）	目標
環境教育に取り組んでいる学校の割合	小:96.7% / 中:81.1% 高: 100% 小中：京都府教育委員会「教育課程実施状況調査」 高校：同「環境教育に関する調査」(26年度)	100%
情報モラルの指導を実施している学校の割合	小:99.1% / 中:98.9% 高: 100% 京都府教育委員会「教育課程実施状況調査」(26年度)	100%
家族の大切さ、子どもを育てる意義などを学習する体験学習実践プログラムを導入した府立高校の割合	— 実態把握（事業実績）	100%
公立中学・府立高等学校の英語教員のうち、英検準1級以上等を取得している教員の割合	中：28.1% / 高：58.6% 実態調査(学校からの聞き取り)(26年度)	中学校：50% 高校：75%
外国の生徒等と交流している府立高等学校の割合	42.6% 京都府教育委員会「教育課程実施状況調査」(26年度)	100%
海外留学を行った府立高等学校の生徒数(24年度以降の延べ人数)	100人 実態把握(学校等からの聞き取り)(24年度末)	900人

(17) 規範意識やコミュニケーション能力などを高める教育の推進

家庭や地域社会と連携し、ルールやマナー、社会常識などの規範意識やコミュニケーション能力を高めるなど、社会性をはぐくむ取組を充実します。

- 「法やルールに関する教育」などを通じて、規範意識を高め実際の行動に移す力を育成するなど、人や社会とつながり、よりよい社会の実現に向けて主体的に行動できる力を身に付けさせる取組を推進します。
- 企業やNPOと連携した体験活動などにより、子どもがルールやマナーを実感したり、様々な世代の人と交流したりすることで、規範意識やコミュニケーション能力を高める取組を推進します。
- すべての教科で言語活動を充実するとともに、読書活動などを通じて、発達の段階に応じた「ことばの力」やコミュニケーション能力の育成を図る取組を推進します。(2)から再掲)

(18) 公共の精神や社会参画の意識をはぐくむ教育の推進

ボランティア活動や奉仕活動などを通じて社会に貢献する心をはぐくむとともに、社会の一員として果たすべき役割と責任を自覚し、積極的に社会参画できる資質や能力を養うなど、よりよい社会の構築に向けて行動できる人材を育成する取組を推進します。

- 高校生による通学路の見守り活動や清掃活動、災害被災者への支援など、様々なボランティア活動に参加できる環境を整備し、地域とつながり、地域社会の活性化に貢献する意識をはぐくむ取組を推進します。(31)に再掲)
- 子どもが、地域に根ざした活動や学校の特色を活かした成果の発信をすることにより、子どもの地域に対する関心を高め、地域に貢献する取組を推進します。
- 地域の身近な問題に関心を持つ学習活動や体験活動を通じて、国や社会の問題を自分の問題として捉え、主権者として自ら判断し行動できる資質や能力を養うための取組を推進します。
- 子ども自身による規範意識向上の取組を支援するとともに、学校・家庭・地域社会が一体となって公共の精神を学ぶ機会を充実する取組を推進します。

(19) 現代的課題に対する関心を高め、理解を深める教育の推進

持続可能な社会づくりの担い手をはぐくむため、環境や情報などに係る現代的課題に対する関心を高め、理解を深める教育を推進します。

- 地域の企業や大学などと連携した校内の緑化活動やリサイクル活動を推進するとともに、学校などに整備された太陽光パネルや発電量モニターを活用するなど、各学校の地域に根ざした環境教育の取組を支援します。
- 府内の子どもが環境保全活動に取り組みその成果を発表し合うとともに、小・中学校、高等学校が連携した環境学習や環境保全のための取組を推進します。
- 新聞やテレビ、インターネットなどのメディアを活用する学習活動を通じて、必要な情報を主体的かつ適切に収集、判断、発信・伝達できる力を育成する取組を推進します。
- すべての学校でスマートフォンやタブレット端末などのアプリ、情報通信ネットワークを適切に利用するルールやマナーを身に付けさせるなど、情報社会の特性を理解し、安全に利用するための取組を推進します。
- ICT活用や情報モラルにかかわる教員研修の充実など、情報教育の指導力を向上させる取組を推進します。
- 関係機関と連携し、クレジットや悪徳商法など消費者問題に関する学習を充実し、社会において消費者として主体的に判断し、責任を持って行動できるような能力をはぐくむ教育を推進します。
- 少子化問題が重要な課題となる中で、次代を担う中高生が、家族の大切さ、子どもを生み育てる意義、妊娠や出産に関する知識、子育て支援制度などを学ぶ活動を推進します。

(20) グローバル化に対応できる人材の育成

グローバル化に対応できる人材を育成するため、外国語によるコミュニケーション能力の育成や京都の伝統や文化を学び発信できるよう取組を推進するとともに、英語を指導する教員の英語力及び指導力の向上を図ります。

- 訪日教育旅行の受入、京都に居住する外国人や留学生などとの交流を通じて、外国人と積極的にふれあい、多様な文化を理解し、共生する社会の実現に向けた取組を充実します。
- インターネットを活用した海外の学校との交流を通じて、京都の伝統や文化を海外に向けて発信するなど、コミュニケーション能力や国際感覚を磨く取組を充実します。
- 2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催による訪日旅行者数の増加を見据え、観光ガイドや、茶道や華道と一緒に体験するなど、京都の伝統・文化を発信する取組を推進します。（(7)から再掲）
- 海外の学校に留学した際の高校認定履修単位数の拡大や、留学する生徒への経済的支援など、高等学校段階から海外留学しやすい環境づくりを推進します。
- 英語を用いてコミュニケーションしたり海外の大学生などと議論したりする環境や、高校卒業後に海外の大学に進学しやすい環境づくりを行うとともに、府立高校において国際的に活躍できる人材の育成を目指した専門学科を設置するなど、世界を視野に行動できる人材の育成に向けた取組を充実します。
- 英語活動支援教材の開発、外国語指導助手との効果的な連携、先進的な研究実践校の成果の普及などを通じて、小学校の段階から高校までを見通した英語教育を充実し、子どもの英語力の向上を図ります。
- 小学校での英語教育に向け、人材確保に努めるとともに、大学や外部人材による研修などを通じて担当教員の英語力及び指導力の向上を図るなど、指導者の育成に向けた取組を推進します。



重点目標 6

安心・安全で充実した教育の環境を整備する

現状と課題

○ 公立学校施設の耐震化率は、東日本大震災を契機として耐震補強工事を加速化したことで、平成 27 年 4 月 1 日現在においては幼稚園で 89.5%、小・中学校で 98.8%、府立学校で 93.5%となっており、府立学校は平成 28 年度に完了する見込みです。

○ 安全教育については、生活安全、交通安全、災害安全の3領域を一体的に捉え、「わかる」「助かる」「みんなで助かる」を目標に取り組んでいますが、

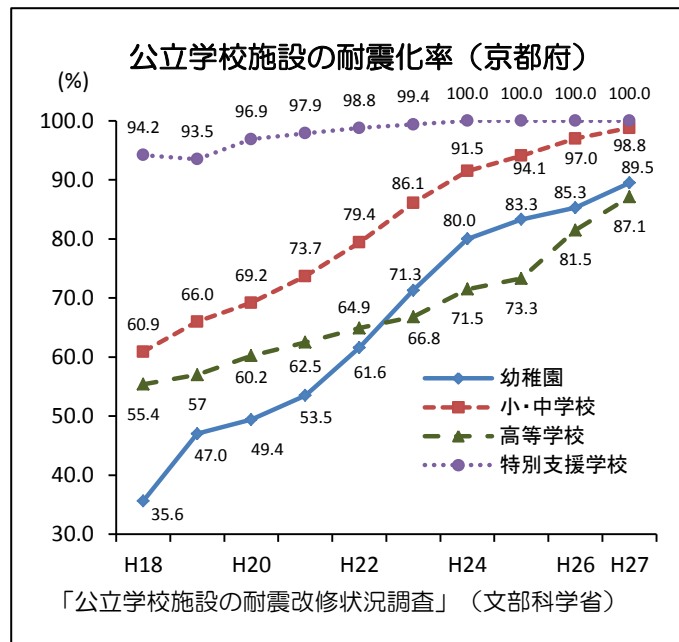
子どもが被害者となる事件・事故は跡を絶たず、安全に関する取組を継続、充実していくことが重要です。

○ 平成 23 年に発生したいじめ自殺事件が平成 24 年に大きな問題となったことなどを踏まえ、平成 25 年 9 月に「いじめ防止対策推進法」が施行されました。京都府では、同法に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、平成 26 年 4 月に「京都府いじめ防止対策基本方針」を策定しました。いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、被害児童生徒の生命・身体の尊重を第一に考えながら、児童生徒一人一人の尊厳と人権の尊重を目的に、社会総がかりでいじめの問題の克服に向けて取り組むこととしています。

いじめや暴力事象を減少させるためには、法やルールを守るという規範意識を高め、それらを行動に移すことができるようにする取組や、学校が子ども一人一人の状況を見て、スクールカウンセラーなどと連携しながら組織的に対応することが求められています。

○ 不登校の子どもに対しては、小中学校においては教育相談機能の充実やフリースクールなど様々な機関と連携した取組を充実するなど、きめ細かに支援していくことが必要です。

○ 相対的貧困率及び子どもの貧困率の上昇などを背景に、平成 26 年 1 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されました。京都府においても、これまでから子どもが経済的な理由によって就・修学を断念することがないように経済的支援を実施してきましたが、



府内の公立小・中学校における経済的に困難な家庭の子どもの状況は、平成 25 年度「全国学力・学習状況調査」によると、小学校 6 年生・中学校 3 年生ともすべての調査項目の平均正答数が府全体よりも下回っています。

平成 25 年度「全国学力・学習状況調査」における平均正答数

小学生

(単位：問)

	国語A	国語B	算数A	算数B
要保護家庭の子ども	8.8	2.9	12.7	5.2
準要保護家庭の子ども	10.3	4.3	13.9	6.8
府全体	11.9	5.2	15.1	7.9
問題数	18	10	19	13

中学生

(単位：問)

	国語A	国語B	数学A	数学B
要保護家庭の子ども	19.9	4.8	15.9	3.7
準要保護家庭の子ども	22.4	5.5	20	5.3
府全体	24.4	6.1	23.1	6.9
問題数	32	9	36	16

子どもは「将来を担う社会の宝」という理念に立ち、すべての子どもが生まれ育った環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していける社会の実現に向けた教育の支援、経済的支援などの施策を教育・福祉などの各機関が協働して総合的・計画的に推進するために、平成 27 年 3 月に「京都府子どもの貧困対策推進計画」を策定しました。

基本的方針

子どもが安心・安全な環境で学び、様々な体験をし、充実した学校生活を送れるようにすることは、教育を行う上での前提条件です。

そのため、地域や関係機関と連携した学校内外における安全確保、サポート体制の充実、経済的に困難な環境にある子どもが夢や希望を持って成長していけるための支援など、安心・安全な教育環境づくりを推進します。

主な目標指標

目標指標	基準値（出典等）	目標
危機管理マニュアルを毎年点検及び見直す学校の割合	小 92.3% / 中 82.1% 高 70.5% / 特 73.3% 京都府教育委員会「学校の安全管理の取組状況に関する調査」(25 年度)	100%
千人当たりの暴力行為の件数（年間）	小中高 8.9 件 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(26 年度)	減少させる

目標指標	基準値（出典等）	目標
認知されたいじめの年度内解消率	96.6% 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(26年度)	増加させる
教育相談機能の充実を図るためのスクールカウンセラーを配置している学校の割合	小:7.4% 中:100% / 高:100% スクールカウンセラー配置実績による(27年度)	小:増加させる 中・高:100%
経済的に困難な家庭の子どもの「全国学力・学習状況調査」における平均正答率	小6国 府平均: 61.0% 要:41.7% / 準52.1% 小6算 府平均:71.8% 要:55.9% / 準64.6% 中3国 府平均 :74.3% 要:60.2% / 準68.0% 中3数 府平均 :57.6% 要:37.6% / 準48.6% 実態把握(学校からの聞き取り) (25年度)	増加させる
学校耐震化率（公立小・中・高・特別支援学校）	小中：98.8% 高：91.9% 特支：100% 文部科学省「公立学校施設の耐震改修状況調査」(27.4.1 現在)	100%

(21) 学校危機管理・安全対策の充実

地域と連携した学校内外における安全確保や学校のサポート体制の充実など、安全管理や危機管理への対策を推進します。

- 子どもの安心と安全を確保するため、「学校における安全教育の手引」（平成24年1月発行）を活用した防災・減災に関する教育をはじめとした安全教育を計画的・継続的に実施するなど、子どもに危機対応能力を身に付けさせるための取組を充実します。
- 各校で作成する危機管理マニュアルの実効性を高めるため、研修や訓練を実施するなど、災害や事故、不審者侵入などに学校が組織的かつ迅速に対応できる体制を整備する取組を推進します。
- 警察などの関係機関と連携し、通学路の安全対策や自転車交通安全教室を実施するなど、登下校時の安全に関する取組を充実します。
- 子どもの生命にかかわる重大事件や事故などが発生した場合に学校をサポートする「京都府学校危機支援チーム」の能力向上を図るなど、危機管理対策の取組を推進します。
- 学校安全ボランティア活動の充実を図るため、安全教育の効果的な指導方法について交流するなど、学校・家庭・地域社会が連携した取組を推進します。

(22) いじめや暴力行為の防止対策の充実

いじめや暴力行為の未然防止に努め、早期発見・早期対応を徹底するなど、子どもの命と人権を守る取組を充実します。

- 道徳教育や人権教育をはじめ教育活動全体を通じて、自他を大切にし、人を思いやる豊かな心を育む取組を推進するとともに、「『法やルールに関する教育』ハンドブック」(平成 27 年3月発行)の活用や子ども自身による「いじめ防止キャンペーン」など、未然防止の取組を推進します。
- すべての子どもを対象にいじめのアンケート調査及び個別の聞き取り調査を実施し、いじめの早期発見・早期対応に努めます。
- スクールカウンセラーや24時間電話相談など相談体制の充実や学校非公式サイトでの監視など、いじめを早期に発見するための取組を推進します。
- 京都府いじめ防止対策推進委員会を設置し、いじめ防止などのための組織を整備するとともに、いじめ問題解消のための支援チームの派遣など、迅速で組織的な対応による早期解消のための取組を推進します。
- 警察OBのスクールサポーターと連携し非行防止教室などを開催するとともに、課題を抱える子どもへの「まなび・生活アドバイザー」による個別支援や、課題の大きい学校に教員を配置し生徒指導体制を強化するなど、子どもの暴力事象を減少させる取組を推進します。
- 関係機関と連携し、インターネット上での被害やトラブルから子どもを守るため、子ども・保護者に対し啓発するとともに、相談できる窓口を設置するなど、子どもや保護者が被害に遭わないための取組を充実します。((33)に再掲)

(23) 不登校の子どもへのきめ細かな支援の充実

不登校の子どもに対して教育相談機能の充実を図るとともに、フリースクールなど関係機関との連携を強化し、一人一人の状況に応じたきめ細かな支援を行う体制を充実します。

- 個々の事象に対応できるよう、スクールカウンセラー、「心の居場所サポーター」、校内教育相談コーディネーターなど、学校における教育相談機能の充実を図り、一人一人に応じたきめ細かな支援ができる体制を充実します。
- 総合教育センターにおける電話・来所・巡回相談などの教育相談を充実するとともに、適応指導教室、フリースクール、NPOなどの関係機関と学校が積極的に連携し、子どもや家庭に対し適切に支援し、学習機会を提供できるよう取組を推進します。
- 学校に行きにくい状況にある児童生徒を対象に、府立るり溪少年自然の家で宿泊を共にして、様々な集団活動や自然体験を行う取組を推進します。
- 様々な学習経験や生活体験を持つ児童生徒が、確かな学力を身に付け、社会的自立を図ることができる柔軟な教育システムを構築するなど、一人一人のニーズに応じた教育を推進します。((11)から再掲)

(24) 経済的に困難な環境にある子どもへの支援の充実

子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していけるように、学びと生活の支援を充実します。

- 経済的に困難な家庭に対し、早期に生活支援や福祉制度に繋げていくように、「まなび・生活アドバイザー」の配置を推進し、福祉事務所や児童相談所などと連携して、子どもが置かれている様々な環境の改善を図る取組を充実します。
- 小・中学校に配置する「まなび・生活アドバイザー」と福祉関係者が核となり、NPOや自治会、民生・児童委員などの福祉関係者により、子どもの学習・生活を支援するネットワークを構築します。
- 小・中学校においては個別補充学習、地域においては原則無料の地域未来塾、府立高等学校においては中途退学を防止する学び直しを実施するなど、子どものライフステージに応じた学習支援を充実します。
- 経済的に困難な状況に置かれている子どもをはじめとするすべての子どもに、基礎学力の定着と希望する進路の実現を図るため、家庭での生活習慣の確立や学習習慣の定着への取組など家庭・地域と連携した学校モデルを構築します。
- 高校生などに対する就・修学支援制度の充実により、家庭の経済的な理由で子どもの学習機会がそくなわれることのないように支援します。
- 多額の通学費を負担する高校生の保護者に対し、通学費補助を行うなど、経済的負担を軽減する取組を推進します。

(25) 学校施設整備の充実

学校施設の耐震化や改修など子どもが安全で安心して学習できる教育環境を整備するとともに、多様な人々の利用に配慮したバリアフリー化など、学校施設整備を推進します。

- 京都府の施設整備計画に基づき、老朽化が進んでいる府立学校施設の計画的な改修を推進します。
- 小・中学校の耐震化の完了とともに、老朽化した校舎の改修や改築が推進されるよう支援します。
- 学校は子どもの学習と生活の場であると同時に、地域住民の学校を核とした地域コミュニティ形成の場や防災の拠点であることから、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえて、学校施設のバリアフリー化など多様な人々の利用に配慮した整備を推進します。

重点目標 7

学校の教育力の向上を図る

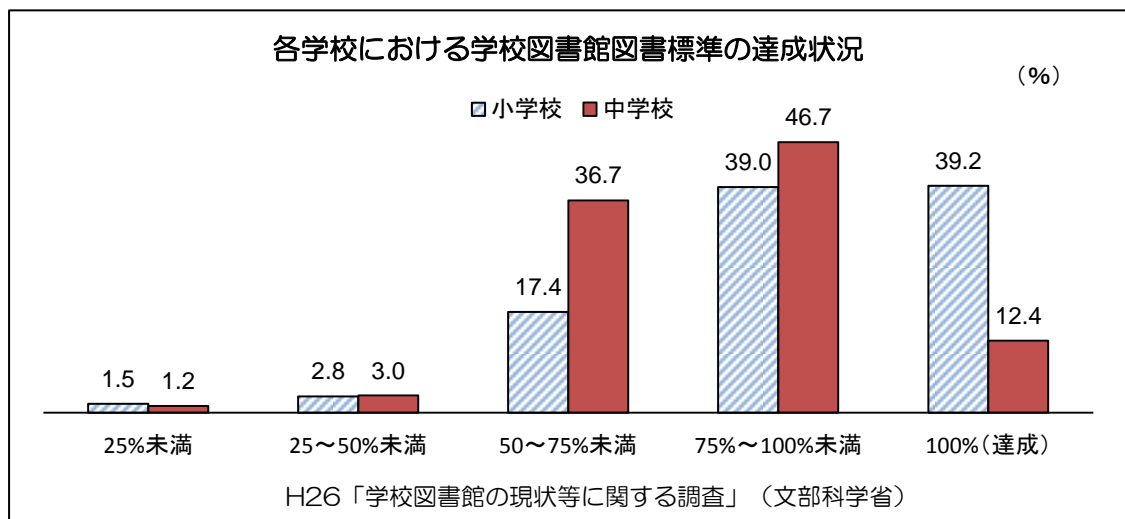
現状と課題

- 過疎化や人口減少に伴って学校や地域社会での学びの質が低下することのないように、引き続き、へき地、小規模の特性を踏まえ、個に応じた指導を工夫するとともに、地域の資源を積極的に取り入れた特色ある教育実践に努めるなど、へき地教育などの振興を図っていく必要があります。

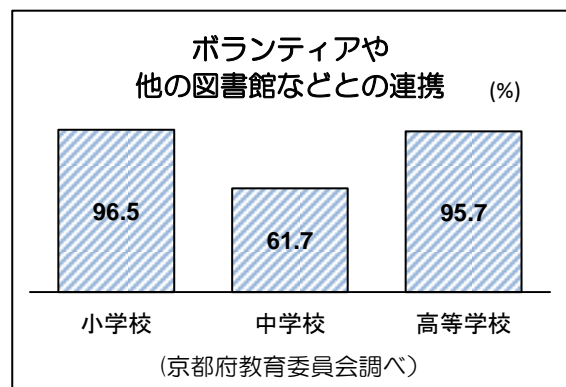
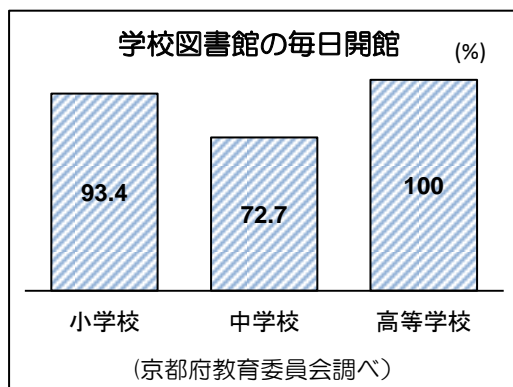
特に北部地域では子どもの数が減少する中で、様々な視点でこれからの府立学校の在り方を検討することが必要になってきています。

一方で、特別な支援を必要としている子どもは増えており、教育環境の充実が求められています。

- 平成 26 年度「学校図書館の現状等に関する調査」によると、学校図書館に整備すべき蔵書数の標準として定められている「学校図書館図書標準」を達成している府内の学校の割合は、小学校で 39.2%、中学校では 12.4%となっています。

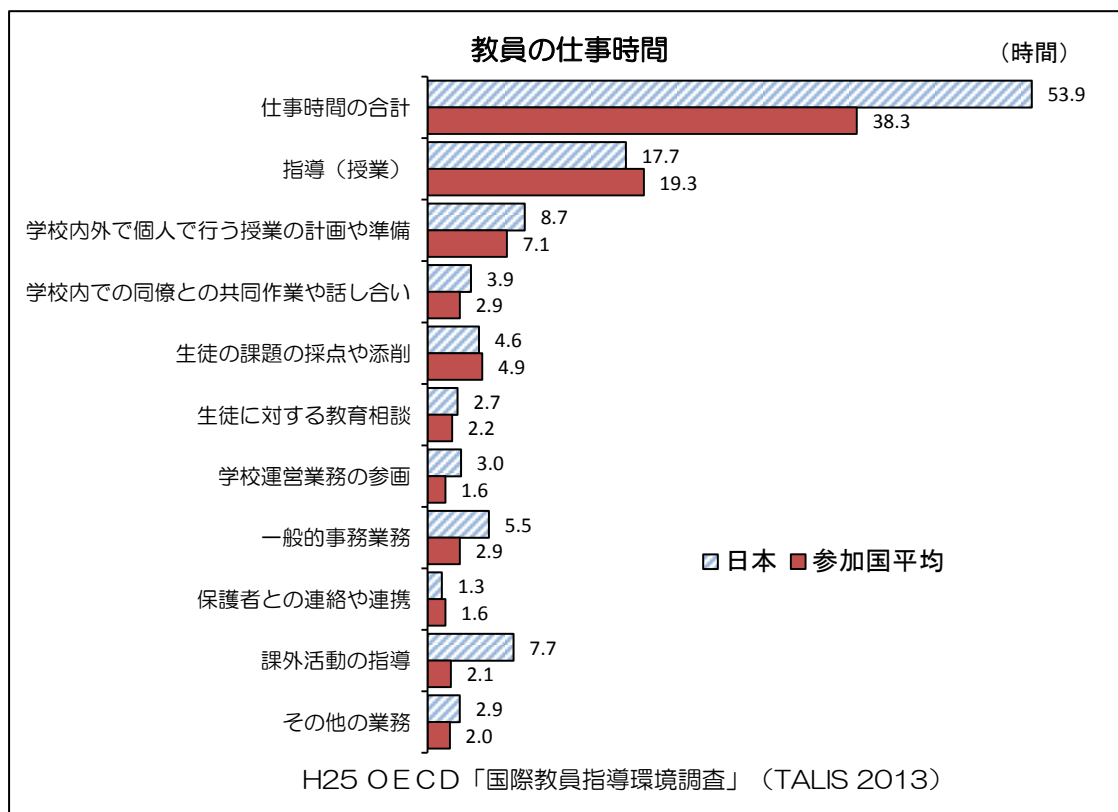


また、すべての小・中・高等学校で昼休みや放課後などを利用し図書館を開館していますが、図書館を毎日開館している学校の割合、ボランティアや他の公立図書館と連携している学校の割合は、中学校が小学校や高等学校よりも低くなっており、引き続き中学校において学校図書館の充実が求められています。



- OECDが平成25年に行った「国際教員指導環境調査」(TALIS2013)によると、日本の教員の1週間当たりの勤務時間は参加国中で最長(日本53.9時間、参加国平均38.3時間)となっています。課外活動(スポーツ・文化活動)の指導時間が特に長い(日本7.7時間、参加国平均2.1時間)ほか、一般的事務業務(日本5.5時間、参加国平均2.9時間)や、学校内外で個人で行う授業の計画や準備に使った時間(日本8.7時間、参加国平均7.1時間)なども長い傾向にあります。

教員が子どもと向きあえる時間の確保は、大きな課題となっています。



*「国際教員指導環境調査」(TALIS) : Teaching And Learning International Survey の略。学校の学習環境と教員の勤務環境に焦点を当てたOECD(経済協力開発機構: 日本を含む世界34カ国が加盟)が行う国際調査。職能開発など教員の環境、学校での指導状況、教員への評価やフィードバックなどについて、国際比較可能なデータを収集し、教育に関する分析や教育政策の検討に資することを目指している。

- 教員の大量退職・大量採用時代が継続する中、優秀な人材を養成・確保することが重要な課題となっています。京都府では、大学と連携した講座やインターンシップなど、教員養成の取組を推進しており、教員採用選考試験では一定の倍率を確保しています。

また、教育に対する期待がますます多様化していく中で、教員の仕事はこれまで以上に多岐にわたり増大してきています。教員の資質や指導力の向上を図るとともに、その能力を存分に発揮できる環境の整備が求められています。

- 授業中に立ち歩くなど落ち着いて授業を受けられない「小1プロブレム」、中学入学後に暴力行為や不登校などが急増する「中1ギャップ」など、就学や進学後の生活や学習の変化に対応できない事例が多くあることから、子どもたちが環境の変化にうまく対応できるよう校種間の連携を深める必要があります。

- * 「小1プロブレム」：小学校に入学したばかりの1年生が、学習に集中できない、教員の話が聞けないなど、学校生活になじめない状態が続くこと
- * 「中1ギャップ」：小学校から中学校への進学において、新しい環境での学習や生活への変化になじめず、暴力事象や不登校などが急増する現象

- 学校の情報発信には様々な方法があります。学校が今どのようなことに重点的に取り組んでいるかを、保護者や地域の方々に対してホームページなどにより積極的に発信することにより、教育活動への理解と協力を求めることが大切です。

基本的方針

子どもの発達段階に合わせて、健やかな身体、豊かな心、質の高い学力をバランスよくはぐくみ伸ばしていくためには、子どもの学びの場である学校の役割が何よりも重要です。

そのため、子どもが減少する中で地域と連携した教育の充実をはじめ、一人一人に応じたきめ細かな指導体制の充実、子どもの豊かな成長を支える教職員の資質・能力の向上、信頼される学校づくりなど、学校の教育力の向上を図るよう取組を推進します。

主な目標指標

目標指標	基準値（出典等）	目標
図書館を毎日開館している学校の割合	小93.4% / 中72.7% 高100% 小中：京都府教育委員会「教育課程実施状況調査」 高校：同「府立高等学校における学校図書館の現状に関する調査」(26年度)	100%
ボランティアや公立図書館と連携した読書活動を行っている学校の割合	小96.5% / 中61.7% 高95.7% 小中：京都府教育委員会「子どもの読書活動取組状況調査」 高校：同「府立高等学校における学校図書館の現状に関する調査」(26年度)	100%
府立学校の運動部への外部指導者の派遣回数（年間／延べ回数）	1,972回 府立学校運動部活動支援事業の実績による(26年度)	増加させる
府総合教育センターの研修（出前講座を含む）を受講する教職員数（年間／延べ人数）	23,260人 京都府総合教育センター受講者数統計(26年度)	24,000人以上
保護者や地域住民等による学校評価を行っている学校の割合	小:93.9% / 中:90.5% 高:100% / 特:100% 小中：京都府教育委員会「教育課程実施状況調査」(26年度) 高特：文部科学省「学校評価等実施状況調査」(23年度)	100%

(26) 質の高い教育環境の充実

子どもの数が減少していく中で充実した学校生活を送るための環境整備をはじめ、学校図書や指導教材の充実、情報化の推進など、質の高い教育環境の充実に努めます。

- 少子化などの社会の変化や地域の実態に応じた高等学校の在り方を検討するとともに、全日制・定時制・通信制の各課程や学科の在り方を見直すなど、子どもの豊かな学びを支え、子どもや保護者、地域社会のニーズに応える高等学校教育を展開します。
- 府立特別支援学校の施設設備の充実を図るとともに、障害のある児童生徒数の増加に対応するため、府南部地域に新たに特別支援学校を新設します。
- 京都が全国に誇る大学や企業と連携した授業が実施できる環境を整備するなど、より幅広く専門性の高い教育環境づくりを推進します。
- タブレット端末を活用した一人一人の学力の状況に応じた学習支援教材の作成や双方向型の学習に取り組むなど、学校現場におけるICTの利活用を推進します。
- 学校図書館における蔵書の充実、図書館司書の配置の推進、府立図書館や市町村立図書館との連携の強化などによって、学校図書館の持つ「読書センター」、「学習・情報センター」、「心の居場所」としての機能の充実を図り、子どもが読書に親しむことのできる環境づくりを支援します。

(27) きめ細かな指導体制の充実

「子どものための京都式少人数教育」の推進など、一人一人に応じたきめ細かな指導ができる体制の充実を図ります。

- 複数教員による授業や少人数授業、少人数学級などを学校の状況に応じて選択実施できる「子どものための京都式少人数教育」を推進します。（(1)から再掲）
- 小学校高学年において、教員の専門性を活かした学習指導の充実を図るなど、中学校への円滑な接続を図る取組を推進します。（(30)に再掲）
- スクールカウンセラーや「まなび・生活アドバイザー」など、教員以外の多様な専門スタッフを学校の実態に応じて配置し、チームとして一人一人に応じたきめ細かな指導ができる体制を充実します。

(28) 教職員が子どもに向き合える環境づくり

一人一人の子どもに向き合うことができる環境づくりなど、教職員が心身ともに健康で教育活動に専念しその能力を存分に発揮できる環境を整備します。

- 定期的に行う学校を対象とした調査の精選や府立学校における校務システムの充実などにより、教員が一人一人の子どもに向き合える環境づくりを推進します。
- 教員以外に部活動の指導や助言を行うことができる外部人材を配置するなど、教員の負担を軽減する取組を推進します。
- 子どもへの心理的、福祉的サポートができる専門スタッフを配置するなど、教員だけで対応することが困難な課題に対応できる体制づくりを推進します。
- メンタルヘルス研修の充実や専門医による相談体制の整備など、教職員一人一人が心と体の健康を整え、子どもと向き合うことができる取組を推進します。

*「校務システム」：学校の教職員が児童・生徒の成績管理や授業時数の管理などに利用するシステム。これまで紙で作成・管理していた通知表や指導要録の作成をシステム上で行い、児童・生徒の情報の管理・共有を可能にする。

(29) 教職員の資質・能力の向上

子どもの豊かな成長を支えるために、大学と連携し、強い使命感と高い実践力を持つ優秀な人材を確保するとともに、学校内外での研修を充実するなど、教職員の資質や指導力の向上を図る取組を推進します。

- 「単位履修制度」など教員が個々のライフステージに応じて必要な研修を計画的に受講できる教員研修システムを充実するとともに、校内研修や自主的な研究活動を支援するなど、教員の資質や指導力の向上を図る取組を推進します。
- 教員の大量退職・大量採用時代における課題を見据え、教員志望の大学生に対する学校現場での実習や体験の機会の充実など、大学と協働して優秀な人材を確保するための取組を推進します。
- 「体罰防止の手引き」(平成25年4月発行)や「運動部活動指導ハンドブック」(同年11月発行)を活用した教員研修を行うなど、体罰が人権侵害であるという認識の徹底を図り、その根絶に向けた取組を推進します。
- 大学や企業などと連携して校内研修のツールやプログラムを充実するとともに、ICTを活用した教員研修講座の配信や、学校の研修に総合教育センターから講師を派遣するなど、研修の充実を図ります。

(30) 校種間連携の充実

「小1プロブレム」や「中1ギャップ」などの問題を解消し、一人一人の心身の発達や学習の連続性を重視した教育活動が展開できるよう、保育所、幼稚園、認定こども園、小・中学校、高等学校、特別支援学校が連携を強化し、協力して課題解決にあたる取組を推進します。

- 小学校と高等学校など校種の違う学校が協力して、子どもの交流を行うとともに、学習指導や特別活動において教職員の合同研修を行うなど、連携した取組が積極的に実施されるよう支援します。
- 保育所、幼稚園、認定こども園及び家庭と連携して、小学校の体験入学や出前授業を行うなど、幼児の学校生活への適応と基本的な生活習慣や学習習慣の確立に向けて支援します。(14)から再掲)
- 地域の小・中学生や高校生が保育所、幼稚園、認定こども園を訪れて、絵本や物語に親しむ活動を行うことにより、子どもの豊かな情操や感性をはぐくむ取組を支援します。
- 保育所、幼稚園、認定こども園と小学校が互いの内容を理解し、それぞれの教職員が円滑に小学校の生活や学びに適応できるためのプログラムを作成して交流するなど、幼児期の教育と小学校教育の接続に向けた取組を推進します。(14)から再掲)
- 小学校高学年において、専門性を活かした学習指導の充実を図るなど、中学校への円滑な接続を図る取組を推進します。(27)から再掲)

(31) 家庭や地域社会とつながり、信頼される学校づくり

学校から家庭や地域社会への積極的な発信、保護者や地域の住民による学校評価や学校運営への参画など、家庭や地域社会とつながり、信頼される学校づくりに向けた取組を推進します。

- 学校から家庭や地域社会への積極的な発信に向けて、学校の広報活動やホームページを活用した情報発信が進むよう支援するとともに、「学校評価ハンドブック」を活用するなど、地域に開かれた学校づくりの取組を推進します。
- 地域の多様な人々が教育にかかわり、学校を支援し、子どもの居場所をつくる活動を充実するとともに、京都府の実情を踏まえた京都式のコミュニティ・スクールを検討するなど、保護者や地域住民の参画による開かれた学校づくりに向けた取組を推進します。(36)に再掲)
- 高校生による通学路の見守り活動や清掃活動、災害被災者への支援など、様々なボランティア活動に参加できる環境を整備し、地域とつながり、地域社会の活性化に貢献する取組を推進します。(18)から再掲)

*「コミュニティ・スクール」：保護者や地域住民が学校運営に参画する「学校運営協議会」制度を導入する学校。地域の力を学校運営に生かす「地域とともにある学校づくり」を推進することにより、子どもが抱える問題を地域ぐるみで解決する仕組みを構築し、質の高い学校教育の実現を図る。

重点目標 8

すべての教育の出発点である家庭教育を支援する

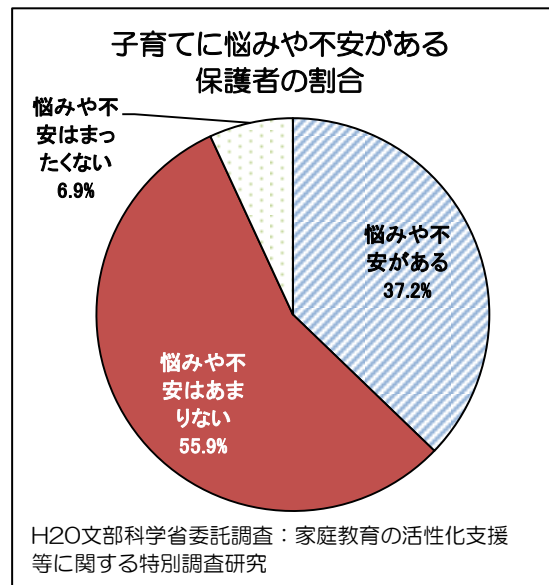
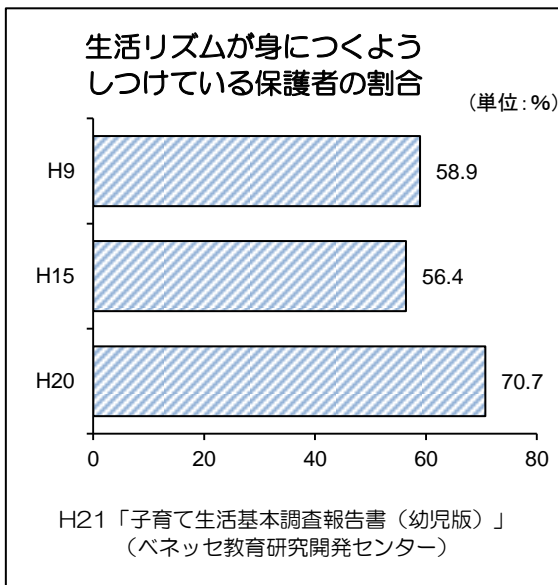
現状と課題

- 家庭教育はすべての教育の出発点とされています。

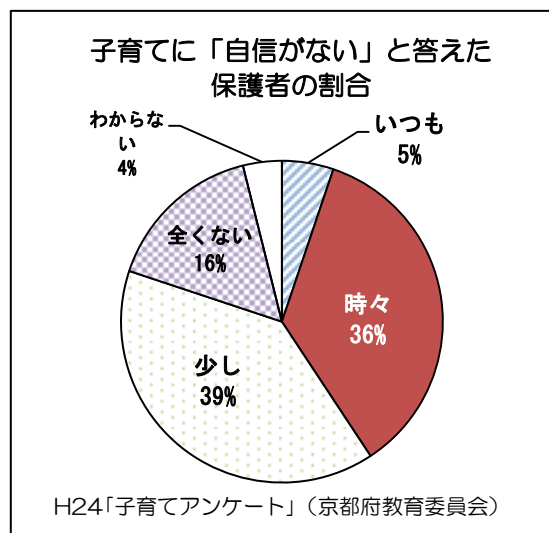
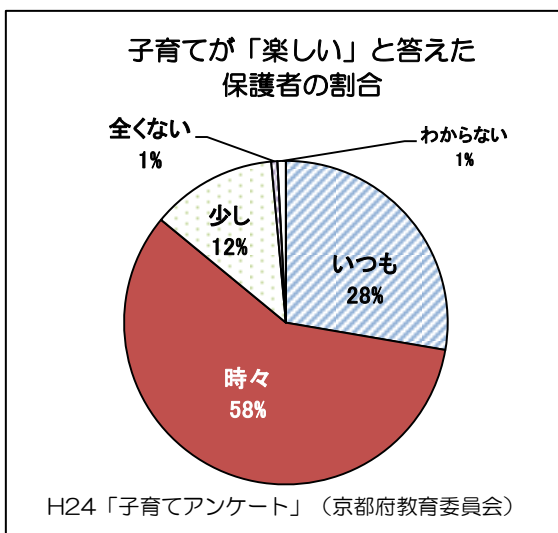
京都府では、小学校入学前の子どもの保護者を対象に、親同士で支え合い子育ての不安や悩みをやわらげる「親のための応援塾」を各小学校で実施してきました。

家庭の教育力が低下しているという指摘がありますが、民間会社の調査によると、子どもに生活リズムがつくようにしつけている保護者の割合は、平成20年で70.7%と、平成9年から10ポイント以上増加しています。

一方、平成20年の文部科学省の委託調査によると、子育てについて悩みや不安がある保護者は37.2%となっており、家庭教育について努力しているものの、不安や悩みを抱えている状況にあると言えます。



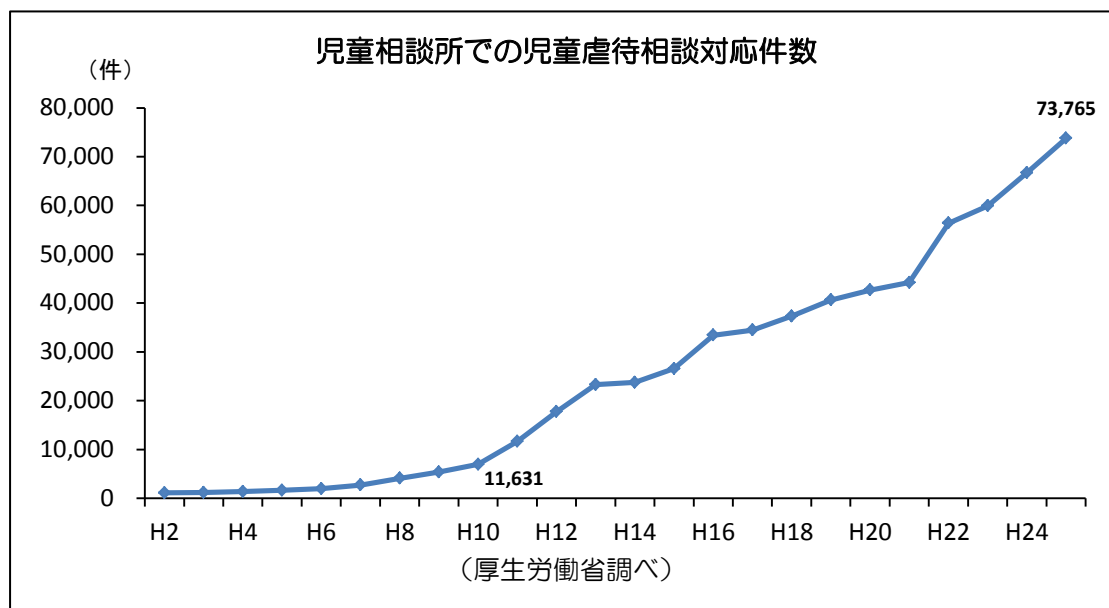
- 平成24年度に京都府内の小学校就学前の保護者を対象に実施したアンケート調査によると、子育てが「いつも」、「時々」楽しいと答えた保護者は86%である一方、子育てに自信がない保護者は「いつも」と「時々」を合わせると41%となっています。



○ また、子どもへのかかわり方が分からず、悩み、孤立し、そのストレスから虐待に走るケースも多く見られます。

平成 12 年に施行された「児童虐待の防止等に関する法律」において、児童虐待に関して早期発見に努めなければならないこととされ、また、発見した者は、速やかに福祉事務所・児童相談所に通告しなければならないこととされました。平成 16 年の改正では、国及び地方公共団体は、児童虐待を早期に発見し、児童虐待の防止に寄与することができるよう、学校の教職員などに対して、研修など必要な措置を講ずることとされました。

児童相談所への児童虐待に関する相談件数は年々増加し、平成 11 年から平成 25 年までの 15 年間で 6 倍以上に増加しています。



基本的方針

家庭教育はすべての教育の出発点です。生活習慣の確立や豊かな心の育成など、子どもの心身の健全な成長のために、家庭は重要な役割を担っています。また、子どもが様々な力を身に付け発揮していくためには、「見守られている」「信頼されている」「期待されている」と感じられることが大切であり、家庭の役割はその基礎を築く場としても重要です。

そのため、すべての保護者が自信を持ち安心して子どもの教育にかかわれるよう、家庭教育に関する学習活動の支援、サポート体制の充実、ネットワークづくりを図る取組を推進します。

主な目標指標

目標指標	基準値（出典等）	目標
家庭教育に関する講座等の開催回数 （年間）	255 回 京都府社会教育研究協議会 「市町村における生涯学 習・社会教育に関する取組状 況の報告」（26 年度）	300 回
家庭教育カウンセラー延べ相談件数	321 件 家庭教育カウンセラー相談 事業の実績による(26 年度)	増加させる
子育てが「楽しい」と思う保護者の割合 （子育てのとらえ方が「たのしい」という設問 に「いつも」「時々」と回答した保護者の割合 の計）	86% 京都府教育委員会「子育てア ンケート」（24 年度）	増加させる

(32) 学習機会の充実

家庭教育の担い手である保護者自身が学ぶための学習機会の充実を図ります。

- 地域社会の持つ力を活用した子育て・親育ち講座の開催を支援するなど、子育てに関する学習機会を提供する取組を推進します。
- 学校や公民館などを活用して、小学生とその保護者が一緒に調理することを通じ食生活や食習慣の大切さを学ぶ機会の充実を図ります。
- 就学前から小学生段階までの子どもの発達に応じた家庭教育に関する学習資料を作成するなど、家庭教育を支援する取組を推進します。
- 将来、家庭を持つ中高生が、家族の大切さ、子どもを生み育てる意義、妊娠や出産に関する知識、子育て支援制度などを学ぶ活動を推進します。
- 就学時健診や学校説明会など、多くの保護者が集まる場を活用した学習機会の充実に努めます。

(33) サポート体制の充実

子育ての悩みや不安に対して相談できる場や機会を提供するなど、関係機関と連携しながら家庭教育に関するサポート体制を充実します。

- 家庭教育に関する電話相談や家庭教育カウンセラーによる巡回相談など、子育てに関する悩みを相談できる場や機会を充実します。
- 「まなび・生活アドバイザー」の配置を拡充するなど、福祉などの関係機関と連携し、子どもの基本的な生活習慣の確立を図るための家庭への支援を充実します。
- 児童虐待の早期発見に努めるために教職員研修を充実するとともに、京都府家庭支援総合センターなど関係機関と連携して必要な支援を継続して行います。
- 関係機関と連携し、インターネット上での被害やトラブルから子どもを守るため、子ども・保護者に対し啓発するとともに、相談できる窓口を設置するなど、子どもや保護者が被害に遭わないための取組を充実します。(22)から再掲)

(34) ネットワークづくり

子育てや家庭教育について身近な場での交流や相談ができるよう、ネットワークづくりを充実します。

- 各教育局単位で、子育て・親育ちに関するフォーラムを開催するなど、様々な関係団体と連携したネットワークづくりを推進します。
- PTAと連携を図りインターネットやSNSにおけるいじめ、危険ドラッグや大麻などの薬物乱用など現代的課題について語り合い、学び合う場を作るなど、保護者同士のネットワークづくりを推進します。
- 市町村や保育所、幼稚園、認定こども園と連携し、子育ての悩みや不安を抱く保護者が孤立しないよう、専門家を交えた地域住民によるきめ細かな支援を組織的に行う仕組みづくりを支援します。

*「SNS」：ソーシャル・ネットワーキング・サービス (Social Networking Service) の略。登録した利用者が、インターネット上で同じ趣味を持つ人同士で集まって情報交換したり、特定の相手にメッセージを送ったりすることができる。

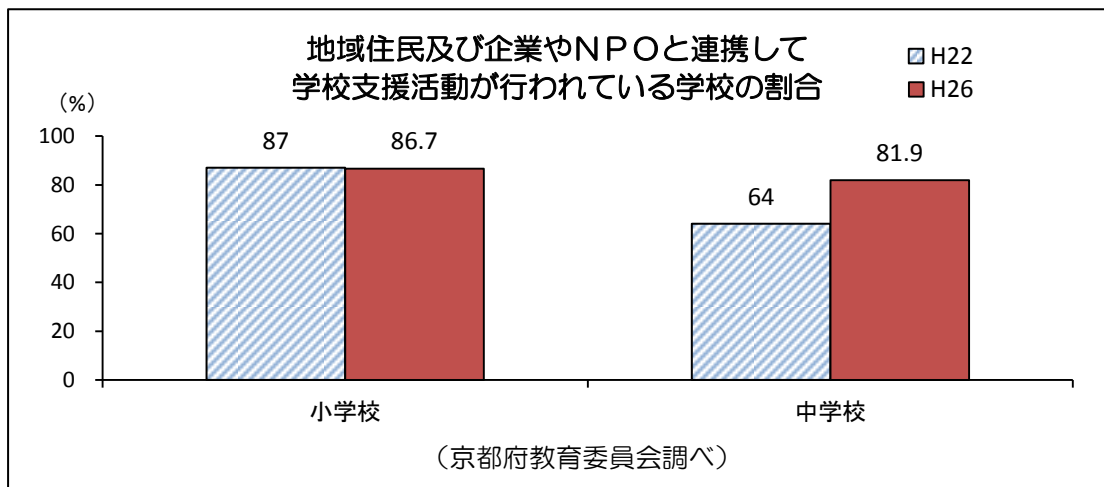
重点目標 9

地域社会の力を活かして子どもをはぐくむ環境をつくる

現状と課題

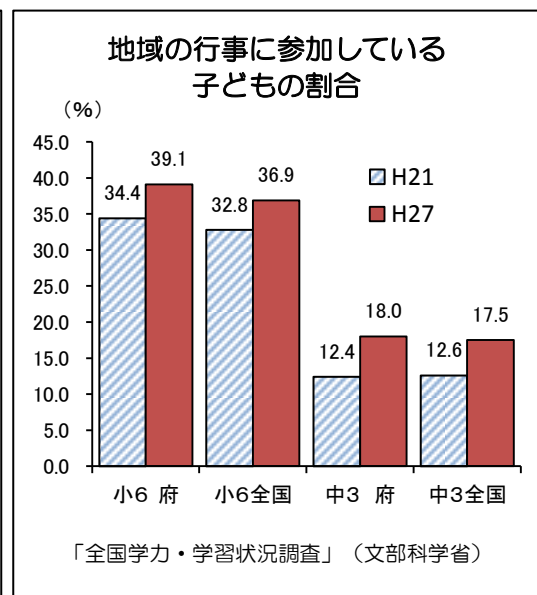
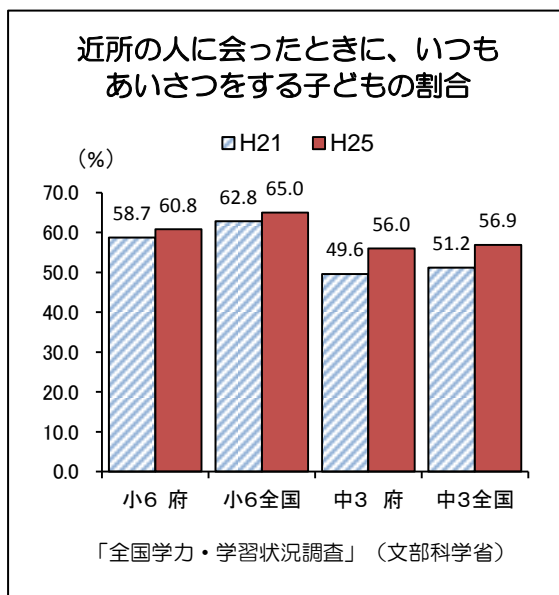
- 地域住民及び企業やNPOと連携した学校支援活動が行われている学校の割合は、平成22年度は小学校で87%、中学校で64%でしたが、平成26年度では、小学校で86.7%、中学校で81.9%と、中学校で広がってきています。

平成14年に始まった学校週5日制の下で、学校・家庭・地域社会が互いに連携し、役割分担しながら、子どもの健全育成に向けた取組が進められてきています。



- 「近所の人に出会ったときに、いつもあいさつをする」子どもの割合は、平成21年度と25年度を比較すると、小学生で58.7%から60.8%に、中学生で49.6%から56.0%に増加していますが、全国平均より低い状況にあります。また、「地域の行事に参加している」子どもの割合も、平成21年度と27年度を比較すると、小学生で34.4%から39.1%、中学生で12.4%から18.0%と増加していますが、地域とのつながりが薄い状況は変わっていません。

地域のネットワークを強め、地域で行われる様々な取組を通して、人と人をつなぎ、地域社会の教育力を高めていくことが求められています。



基本的方針

地域社会は子どもが生活し成長する場として重要な役割を担っています。

また、周囲からの愛情や信頼、期待などに包み込まれているという感覚をはぐくみ、安心や自信、誇りや責任感を持つことができる大切な場でもあります。

そのため、地域のつながりや人材、自然、伝統や文化など京都が持つ様々な力を活用しながら、学校支援活動をはじめ、子どもの自然体験活動やスポーツ活動などを充実させることにより、地域全体で子どもを包み込みはぐくんでいく環境づくりを推進します。

主な目標指標

目標指標	基準値（出典等）	目標
地域の特色を活かした子どもの活動の場の数	69 箇所 京のまなび教室推進事業等の事業実績による(26 年度)	100 箇所
地域住民及び企業やNPO等と連携して学校支援活動が行われている学校の割合	小:86.7% / 中:81.9% 市町(組合)教育委員会からの実績報告による(26 年度)	100%
知っている人に会った時にあいさつをする子どもの割合 (「知っている人に会ったときは、あいさつをしている」という質問に対し「当てはまる」と回答した児童生徒の割合)	小 4:61.6% 中 1:62.4% / 中 2:58.5% 京都府教育委員会「京都府学力診断テスト」質問紙調査(27 年度)	増加させる
地域の行事に参加している子どもの割合 (「今住んでいる地域の行事に参加していますか」という質問に対し「当てはまる」と回答した児童生徒の割合)	小 6:39.1% / 中 3:18.0% 文部科学省「全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙」(27 年度)	増加させる

(35) 子どもの活動の場の充実

京都が持つ自然、伝統や文化をはじめ、地域のつながりや人的資源を活用して、自然体験活動やスポーツ活動、文化活動を推進するなど、地域の特色を活かした子どもの活動の場の充実を図ります。

- 障害のある子どもも参加できるような地域の中での体験活動や学習活動を行うなど、地域の特色を活かした子どもの居場所づくりを推進します。
- 地域での多様な体験活動を支援するため、企業やNPOなどと連携した「特別講師派遣事業」を推進します。
- 小・中学生に対して学習指導、スポーツ・文化芸術指導などを行うボランティア活動に、高校生が積極的に参画し活躍できるための取組を推進します。
- NPOや自治会などと連携を図り、様々な課題を抱える子どもが身近な集会所などにおいて学習できる環境づくりを推進します。

(36) 学校を支援する活動の充実

生涯学習の成果を学習活動、安全確保、環境整備に活かすなど、地域社会全体で学校を支援する活動の充実を図ります。

- 府民の多様な生涯学習の成果を発揮し、学習活動、体験活動、環境整備など学校支援に活かせる場や機会の充実を図る取組を推進します。（(38)に再掲）
- 地域の良さや特色を活かして、地域が学校を支援する、また、学校が学校施設を地域に開放したり、子どもが地域行事の担い手になるなど地域に貢献する双方向の取組を通じて、地域コミュニティの活性化を図る取組を推進します。
- 地域の多様な人々が教育にかかわり学校を支援し子どもの居場所をつくる活動を充実するとともに、京都府の実情を踏まえた京都式のコミュニティ・スクールを検討するなど、保護者や地域住民の参画による開かれた学校づくりに向けた取組を推進します。（(31)から再掲）

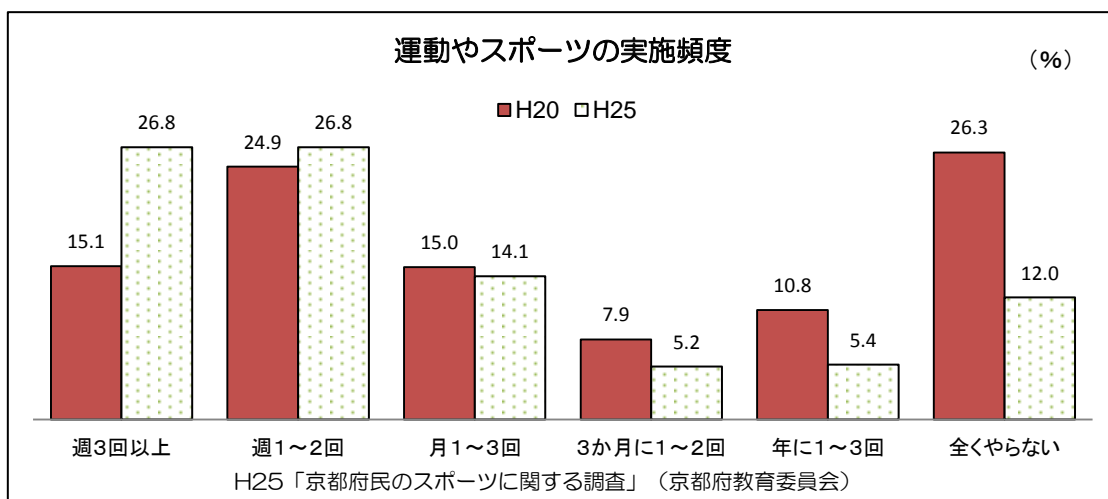
(37) 子どもの健全育成のための環境づくり

子どもの健全育成に向けた学校・家庭・地域社会・関係諸機関のネットワークを充実するとともに、子どもの健やかな育ちを阻害する有害情報対策を進めるなど、地域社会全体で子どもを包み込みはぐくむ環境づくりを推進します。

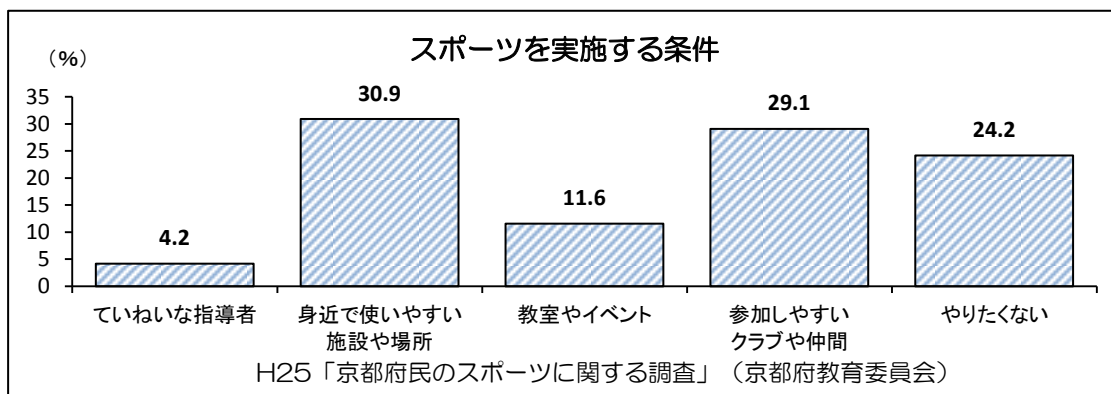
- 子どもの健全育成に向けて、PTAや青少年育成協会などと連携し、幅広い地域の関係者が参画するネットワークを充実するなど、地域社会全体で子どもを包み込みはぐくむ環境づくりを推進します。
- 地域住民による声かけ・あいさつ・見守り運動を実施するなど、地域社会で子どもを見守る取組を支援します。
- 保護者向けに、危険ドラッグや大麻などの薬物乱用防止、インターネットにおけるいじめや有害情報対策のための啓発資料を作成し、関係機関が集う研修会で活用するなど、子どもの健全育成のためのネットワークづくりを推進します。

現状と課題

○ 平成 25 年に実施した「京都府民のスポーツに関する調査」の結果によると、運動やスポーツの実施頻度について、週に 1～2 回の人と週 3 回以上の人を合わせると、平成 20 年の 40.0%から 53.6%に増加しました。「全くやらない」と回答した人は、平成 20 年の 26.3%から、半分以下の 12.0%に減少しています。



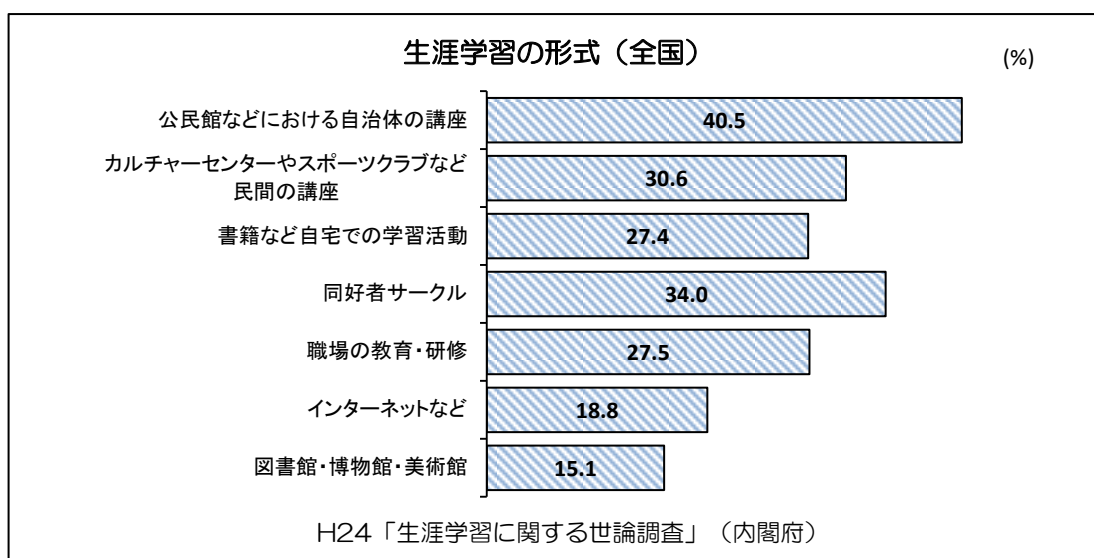
実施頻度が低い方に、どのような条件が満たされればスポーツを行うか聞いたところ、「身近で使いやすい施設や場所」(30.9%)、「参加しやすいクラブや仲間」(29.1%)といった回答が多く、気軽にスポーツに親しめる環境の整備が求められています。



○ 誰もが生きがいのある充実した人生を送るためには、生涯にわたって学ぶことができ、その成果を適切に活かすことのできる生涯学習社会の実現が求められています。

平成 24 年度の国の調査では、実際に生涯学習に取り組んだことがある人の割合は 57.1%となっており、学習した場所や形態が「公民館などにおける自治体の講座」(40.5%)、「カルチャーセンターやスポーツクラブなど民間の講座」(30.6%)、「職場の教育・研修」(27.5%) など様々であることから、生涯学習に取り組む人を増やしていくためには、いつでも、どこでも、多様な方法で学習できる環境整備を進めることが必要です。

一方で、身に付けた知識などを地域や社会での活動に活かしている人の割合は低く、学校教育や社会教育に活かせる機会を充実することが求められています。



- 生涯学習は、趣味、レクリエーションから、国際理解、環境問題などの現代的課題まで極めて多種多様であり、かつ高度化、専門化の傾向が見られます。
多様な学習ニーズに対応するための施設の充実や指導者の養成・確保が必要です。

基本的方針

変化する社会に柔軟かつ的確に対応し、豊かで生きがいのある人生を力強く歩み続けるためには、いつでもどこでも多様な方法で学習でき、生涯にわたって自ら学び自らを高めることができる生涯学習社会を実現することが大切です。

そのため、京都府内の各地域の特性を活かした多様な学習機会の提供、現代的課題の解決につながる学習活動の支援、生涯にわたって文化活動やスポーツ活動に親しむことのできる環境の充実を、社会教育関係団体などと連携・協力しながら推進します。

主な目標指標

目標指標	基準値（出典等）	目標
文化財講座等の参加者数（年間）	7,918人 府立郷土資料館等の文化財講座及び文化財公開事業等の実績による (23～26年度平均)	8,000人
週1回以上運動やスポーツを行う成人の割合	53.6% 京都府教育委員会「京都府民のスポーツに関する調査」(24年度)	増加させる
府立図書館の本の貸出冊数	247,284冊 貸出実績による(26年度)	270,000冊

(38) 生涯学習環境の充実

生涯にわたり、自ら学び自らを高める生涯学習社会を実現するため、京都の各地域の特性を活かし、いつでもどこでも多様な方法で学習ができる環境の充実を図るとともに、生涯学習で学んだ知識や経験を学校教育や社会教育において活かせる場や機会の充実を図ります。

- 地域において少子化問題、貧困問題、環境問題などの現代的課題に関する学習活動を推進できるよう、社会教育主事、生涯学習関係者、公民館職員などの資質向上を図る研修を充実します。
- 府民の多様な生涯学習の成果を発揮し、学習活動、体験活動、環境整備など学校支援に活かせる場や機会の充実を図る取組を推進します。（(36)から再掲）
- 日本の数々の歴史的事象の舞台が府域の至るところに存在する京都の利点を活かし、文化財の公開、専門家による出前講座や実演など、現場を体感しながら歴史や文化を学ぶ取組を推進します。
- 地域と連携した歴史や文化の学習ができるよう郷土資料館の機能充実を図るとともに、府立丹後郷土資料館の全面リニューアルに取り組み、地域の歴史文化遺産の魅力を発信します。

(39) 生涯スポーツ環境の充実

健康でいきいきと生きがいを持って暮らせる社会づくりに向け、生涯にわたってスポーツに親しめる環境の充実を図ります。

- 総合型地域スポーツクラブの創設と活動の充実、府立学校のグラウンドや体育館などの開放による場の提供を図るなど、生涯スポーツ社会の実現を目指した取組を推進します。
- 大人や高齢者が元気にスポーツを楽しめるよう、高校生などの若い世代から高齢者まで一緒に運動する取組を推進します。
- 関西ワールドマスタースゲームズ 2021 に向けた機運の醸成を図るため、京都府民総合体育大会にマスタース部門を設置するなど、府民の生涯スポーツを推進します。

* 「総合型地域スポーツクラブ」：幅広い世代の人々が、各自の興味・関心やレベルに合わせて様々なスポーツに触れる機会を提供する地域密着型のスポーツクラブ

* 「ワールドマスタースゲームズ」：国際マスタースゲームズ協会（IMGA）が4年ごとに主宰する、原則30歳以上のスポーツ愛好者であれば誰もが参加できる生涯スポーツの国際総合競技大会。2021年には、アジアで初めて日本で開催される。

(40) 生涯学習施設などを活用した学習活動の充実

多様で高度な学習ニーズに対応するため、図書館や博物館、少年自然の家などの社会教育施設をはじめ、府内の大学や研究機関、各地域にある生涯学習施設を活用した学習活動を充実します。

- 府立図書館において、府民の調査研究への支援を充実するとともに、集い、学び合い、議論する「知的な交流の場」を創設するなど、機能をさらに拡充し、知的活動の拠点としての府民のニーズに応える取組を充実します。
- 府立りい溪少年自然の家を活用し、自然の中で共同生活を体験するなど自然体験活動や集団宿泊体験活動を充実します。
- 地震や水害などの災害から身を守るための緊急時の対応などについて、子どもから大人まで学習・体験できる取組を充実します。
- 府内の大学や博物館などと連携し、体験活動を通じた子どもの知的好奇心や探求心をはぐくむ取組など、生涯学習施設を活用した学習活動を充実します。



1

計画の着実な推進に向けた施策の在り方

京都府の教育振興基本計画「京都府教育振興プラン」は、京都府の教育の振興のための施策に関する基本的で体系立った指針となるものです。

このため、個別の施策に関しては、本計画を基本としながら、新たな課題や社会状況の変化を踏まえて、PDCAサイクルにより施策立案を行う「アクションプラン」などで具体化して予算化を図るとともに、各部局が重点的に取り組む挑戦的な業務目標として毎年度掲げる「運営目標」などにより重点化を図ります。

2

関係機関などとの連携・協働

(1) 市町(組合)教育委員会との協働

京都府教育委員会と市町(組合)教育委員会は、適切な役割分担と相互の協力の下、京都府の教育行政を力強く推し進めてきました。

京都府教育委員会は、京都府域で広域的に取り組む必要のある事業を実施するほか、教職員の任免や給与などの負担、府立学校などの設置管理、市町(組合)教育委員会への指導・助言・援助など、府内各地域の教育の均衡ある振興を図っています。

市町(組合)教育委員会は、小・中学校の設置者であり、地域における義務教育や社会教育の主たる担い手として、その地域の実情に応じた教育の振興を図っています。

このため、本プランの改定に当たっては、市町(組合)教育委員会との意見交換を重ねてきました。

今後も、計画の着実な推進に向けて、より一層連携を強め、京都府の教育のさらなる振興のために協働していきます。

(2) 国への働きかけ

国は、基本的な教育制度の枠組みや学習指導要領などの基準を定め、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図っています。

京都府教育委員会は、計画に掲げた目標を着実に推進していくため、国に対して必要な制度改正や財政上の措置を講じるよう働きかけていきます。

また、今後も引き続き、教育の課題に現場の視点を取り入れながら迅速かつ的確に対応する京都府の教育改革の取組を進め、これを全国に発信していきます。

(3) 京都府の関係部局などとの連携

計画の範囲は、京都府教育委員会が所管する事務の範囲を基本としていますが、教育を取り巻く様々な課題に対応するために、文化スポーツ・健康福祉・警察をはじめとする関係部局相互の連携をこれまで以上に深め、それぞれの施策が相乗的な効果を生み出すよう努めます。

(4) 家庭や地域社会との協働

計画では、「施策推進の視点」のひとつとして「社会総がかりで取り組む教育」を掲げています。

そのため、学校はもとより、家庭、地域社会、行政が、「京都府教育振興プラン」の理念を共有し、その実現に向けて一丸となって取り組んでいくことが大切です。

京都府教育委員会では、子どもの教育について第一義的責任を有する家庭と、次代を担う子どもの健やかな育ちを支える力を持つ地域社会と協働した取組を進め、それぞれの役割と責任を果たせるよう支援していきます。

3 計画の進捗状況の点検

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定により、各教育委員会は、毎年、所管する事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、一般に公表することとされています。

この教育委員会の事務の点検・評価を通じて、計画の進捗状況について毎年度点検を行い、府民に対する説明責任を果たしていきます。

■ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第 26 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

《資料》

計画の改定経過

(1) 京都府教育振興プラン中間見直しに係る検討会議

「京都府教育振興プラン」の中間見直しに向けて、これまでの施策の成果及び課題、見直し案の検討を行うため、有識者などによる検討会議を設置しました。

<検討会議委員>

委員名	役職等
片岡 宏二	株式会社片岡製作所代表取締役社長
カル・バ ッカ-	京都大学大学院教授 ころの未来研究センター教授
小寺 正一	関西外国語大学教授【座長】
西本 吉生	相楽東部広域連合教育委員会教育長
原 清治	佛教大学教授
藤井 真理	京都府立高等学校PTA連合会OB会理事

五十音順。役職等は、検討会議設置時点のもの。

<会議の検討経過>

開催日	検討内容
第1回 (平成27年4月3日)	京都府教育振興プランに基づく取組について 中間見直しの方向性等について
第2回 (平成27年5月27日)	中間見直しの方向性等について
第3回 (平成27年7月15日)	京都府教育振興プラン(中間年改定版)骨子(案)について 重点目標及び主要な施策の方向性について
第4回 (平成27年8月27日)	京都府教育振興プラン(中間年改定版)中間案(案)について
第5回 (平成27年11月20日)	京都府教育振興プラン(中間年改定版)最終素案について

(2) 府民意見の聴取(パブリック・コメント)

平成27年10月9日から11月8日にかけて、計画の中間案について、「京都府民意見提出手続(パブリック・コメント制度)」に基づき、府民の皆様からご意見を伺いました。

お寄せいただいた33名・団体からのご意見については、その趣旨を踏まえ計画の内容に反映するもの、今後の検討課題とするものなどに整理し、「意見の要旨」と「意見に対する府の考え方」を公表しました。

改定前の目標指標の実績値一覧

重点目標1

※本一覧は中間年改定後の重点目標に合わせて一部移動しています。

府が実施する「学力診断テスト」の正答率が50%未満の子どもの割合		基準値	目標
		小6 国 6.9% 算 11.1% 中2 国 18.8% 数 29.4%	小 10%以下 中 25%以下
H23	H24	H25	H26
小6 国 4.5% 算 10.3% 中2 国 20.3% 数 30.7%	小6 国 7.0% 算 8.1% 中2 国 10.9% 数 20.7%	小4 国 6.9% 算 12.7% 中1 国 7.0% 数 14.8% 中2 国 19.5% 数 36.4%	小4 国 22.1% 算 23.2% 中1 国 19.9% 数 40.6% 中2 国 24.7% 数 29.1%

*25年度より府学力診断テストの実施学年を小学校6年生から中学校1年生に変更し、小学校4年生、中学校1年生、中学校2年生で実施

*25年度以降の中学校2年生、26年度以降の全学年では、活用に関する問題を精選し質の高い問題を出題したため増加

学校の授業時間以外の勉強時間が平日1日当たり30分に満たない子どもの割合		基準値	目標
		小6 17.5% 中3 23.9%	10%以下
H23	H24	H25	H26
小6 10.2% 中2 25.9%	小6 15.1% 中3 24.0%	小6 14.7% 中3 22.2%	小6 15.3% 中3 22.2%

*23年度は全国学力・学習状況調査が実施されなかったため、府学力診断テスト結果を掲載

国語や算数・数学の勉強が「好き」な子どもの割合 (「国語・算数・数学の勉強は好きですか」という各質問に対し「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合の計)		基準値	目標
		小6 国 54.3% 算 66.8% 中3 国 51.9% 数 50.7%	増加させる
H23	H24	H25	H26
小6 国 64.4% 算 67.6% 中2 国 50.0% 数 50.4%	小6 国 59.3% 算 66.0% 中3 国 54.6% 数 50.2%	小6 国 51.5% 算 65.3% 中3 国 50.8% 数 51.9%	小6 国 55.0% 算 64.9% 中3 国 52.2% 数 52.9%

*23年度は全国学力・学習状況調査が実施されなかったため、府学力診断テスト結果を掲載

社会人などの専門性を活かした授業を実施している学校の割合		基準値	目標
		小中一 高 96.7%	100%
H23	H24	H25	H26
小中 - 高 100%	小中 - 高 100%	小 80.7% 中 54.2% 高 100%	小 87.7% 中 63.2% 高 100%

京都数学グランプリに挑戦する府立高校生徒数		基準値	目標
		361名	1.5倍以上
H23	H24	H25	H26
413名	422名	462名	404名

重点目標2

人が困っているときは進んで助けようとする子どもの割合 (「人が困っているときは、進んで助けていますか」という質問に対し「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合の計)		基準値	目標
		小6 77.7% 中3 67.6%	増加させる
H23	H24	H25	H26
小6 78.9% 中2 75.3%	小6 80.0% 中2 76.9%	小4 83.2% 中1 85.1% 中2 75.7%	小4 84.1% 中1 85.7% 中2 79.5%

*25年度より学力診断テストの実施学年を小学校6年生から中学校1年生に変更し、小学校4年生、中学校1年生、中学校2年生で実施

*基準値は全国学力・学習状況調査の実施学年で設定したが、同調査で当該質問がなくなったため、府学力診断テストの結果を掲載

地域の自然や歴史について関心がある子どもの割合 (「今住んでいる地域の歴史や自然について関心がありますか」という質問に対し「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合の計)		基準値	目標
		小6 45.2% 中3 22.2%	増加させる
H23	H24	H25	H26
小6 58.8% 中2 35.4%	小6 58.9% 中2 33.7%	小4 63.9% 中1 48.3% 中2 32.1%	小4 63.6% 中1 49.4% 中2 35.4%

*23年度は全国学力・学習状況調査が実施されなかったため、府学力診断テスト結果を掲載

*基準値は全国学力・学習状況調査の実施学年で設定したが、同調査で当該質問がなくなったため、府学力診断テストの結果を掲載

朝の読書などの一斉読書の時間を週1回以上設けている学校の割合 ※重点4から移動		基準値	目標
		小 95.9% 中 85.7%	100%
H23	H24	H25	H26
小 96.6% 中 85.9%	小 94.8% 中 84.8%	小 95.5% 中 86.5%	小 95.8% 中 92.6%

伝統や文化を体験する授業を実施している学校の割合		基準値	目標
		小中高 ー	100%
H23	H24	H25	H26
小中高 100%	小中高 100%	小中高 100%	小中高 100%

重点目標3

運動やスポーツをすることが好きな子どもの割合 (「運動やスポーツをすることは好きですか」という質問に対し「好き」「やや好き」と回答した児童生徒の割合の計)		基準値 小5 90.5% 中2 84.5%	目標 増加させる
H23	H24	H25	H26
(調査未実施)	小5 87.8% 中2 81.9%	小5 84.8% 中2 76.6%	小5 90.0% 中2 84.0%

学校の体育の授業以外で週1日以上運動やスポーツを行っている子どもの割合		基準値 小5 85.4% 中2 84.7%	目標 90%以上
H23	H24	H25	H26
(調査未実施)	小5 82.1% 中2 81.8%	小5 80.4% 中2 82.7%	調査変更 (授業以外で運動した時間数)

子どもの体力・運動能力の状況		基準値 <小5> 50m走 男子9.12秒 女子9.46秒 握力 男子17.01kg 女子15.92kg ボール投げ※ 男子27.86m 女子16.30m <中2> 50m走 男子7.89秒 女子8.69秒 握力 男子30.10kg 女子24.00kg ボール投げ※ 男子21.27m 女子14.20m	目標 向上させる
H23	H24	H25	H26
<小5> 50m走 男子9.17秒 女子9.49秒 握力 男子16.64kg 女子16.10kg ボール投げ※ 男子26.59m 女子15.94m <中2> 50m走 男子7.87秒 女子8.75秒 握力 男子30.18kg 女子23.45kg ボール投げ※ 男子21.63m 女子13.70m	<小5> 50m走 男子9.18秒 女子9.48秒 握力 男子16.71kg 女子16.18kg ボール投げ※ 男子25.73m 女子15.51m <中2> 50m走 男子7.90秒 女子8.62秒 握力 男子29.60kg 女子24.18kg ボール投げ※ 男子21.14m 女子14.03m	<小5> 50m走 男子9.21秒 女子9.47秒 握力 男子16.36kg 女子16.00kg ボール投げ※ 男子25.15m 女子15.21m <中2> 50m走 男子7.90秒 女子8.74秒 握力 男子29.76kg 女子23.35kg ボール投げ※ 男子20.87m 女子13.33m	<小5> 50m走 男子9.17秒 女子9.65秒 握力 男子16.26kg 女子15.78kg ボール投げ※ 男子24.57m 女子15.22m <中2> 50m走 男子7.93秒 女子8.72秒 握力 男子28.88kg 女子23.77kg ボール投げ※ 男子20.51m 女子13.28m

(※小学校5年生はソフトボール、中学校2年生はハンドボール)

基本的な生活習慣「早寝、早起き、朝ごはん」 が身に付いている子どもの割合 ①12時までに就寝する子どもの割合		基準値		目標
		小6	中3	
		95.4%	66.0%	全国平均以上
H23	H24	H25		H26
小6 96.3% 中2 82.1%	小6 95.8% 中3 67.6% <全国平均> 小6 97.0% 中3 73.3%	小6 95.9% 中3 71.8% <全国平均> 小6 97.1% 中3 76.4%		小4 93.5% 中1 92.8% 中2 81.6%

*26年度全国学力・学習状況調査で当該質問がなくなったため、府学力診断テストの結果を掲載

②7時までに起床する子どもの割合		基準値		目標
		小6	中3	
		60.0%	44.4%	全国平均以上
H23	H24	H25		H26
小6 77.3% 中2 64.8%	小6 66.4% 中3 51.2% <全国平均> 小6 78.6% 中3 70.0%	小6 65.8% 中3 51.3% <全国平均> 小6 80.0% 中3 71.2%		小4 81.7% 中1 76.8% 中2 70.0%

*26年度全国学力・学習状況調査で当該質問がなくなったため、府学力診断テストの結果を掲載

③朝食を毎日食べる子どもの割合		基準値		目標
		小6	中3	
		87.5%	78.1%	小 95%以上 中 90%以上
H23	H24	H25		H26
小6 87.5% 中2 82.6%	小6 87.8% 中3 80.7%	小6 87.3% 中3 82.1%		小6 86.6% 中3 81.2%

重点目標4

京都府作成の人権教育関係資料を活用して人権学習や研修等を実施している学校の割合		基準値	目標
		小中高一	100%
H23	H24	H25	H26
小中高 100%	小中高 100%	小中高 100%	小中高 100%

特別な支援を要する子どもに係る個別の指導計画が作成されている割合		基準値	目標
		小 95.1% 中 94.0% 高 14.8%	小 100% 中 100% 高 30%以上
H23	H24	H25	H26
小 97.1% 中 97.0% 高 35.2%	小 98.3% 中 97.0% 高 42.6%	小 98.7% 中 97.0% 高 62.2%	小 100% 中 97.9% 高 62.5%

保育所や幼稚園、家庭と連携して交流活動を実施している小学校の割合		基準値	目標
		87.8%	100%
H23	H24	H25	H26
94.1%	94.8%	94.6%	96.2%

自分の夢や目標を持っている子どもの割合 (「将来の夢や目標を持っていますか」という質問に対し「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合の計)		基準値	目標
		小6 84.9% 中3 67.6%	増加させる
H23	H24	H25	H26
小6 84.6% 中2 70.4%	小6 86.7% 中3 70.0%	小6 87.0% 中3 71.3%	小6 85.8% 中3 68.4%

キャリア教育に関する体験活動を実施している学校の割合		基準値	目標
		小 100% 中 100% 高 91.8%	100%
H23	H24	H25	H26
小 97.5% 中 97.0% 高 100%	小 100% 中 100% 高 100%	小 100% 中 100% 高 100%	小 100% 中 100% 高 100%

府立高等学校や府立特別支援学校高等部の就職を希望する生徒の就職率		基準値	目標
		高 96.7% 特 100%	100%
H23	H24	H25	H26
高 96.0% 特 100%	高 94.9% 特 88.4%	高 98.0% 特 95.9%	高 98.9% 特 96.1%

重点目標5

学校のきまりや規則を守ることを日常的に意識している子どもの割合 (「学校のきまり・規則を守っていますか」という各質問に対し「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合の計)		基準値	目標
		小6 85.7% 中3 84.2%	増加させる
H23	H24	H25	H26
小6 82.8% 中2 85.8%	小6 89.6% 中3 89.4%	小6 88.8% 中3 90.8%	小6 89.2% 中3 91.9%

人の役に立つ人間になりたいと思っている子どもの割合 (「人の役に立つ人間になりたいと思いますか」という質問に対し「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合の計)		基準値	目標
		小6 92.3% 中3 88.8%	増加させる
H23	H24	H25	H26
小6 91.9% 中2 87.9%	小6 94.2% 中3 92.2%	小6 93.7% 中3 92.3%	小6 94.4% 中3 93.4%

環境教育に取り組んでいる学校の割合		基準値	目標
		小中一 高 96.7%	100%
H23	H24	H25	H26
小 93.6% 中 69.7% 高 95.9%	小 95.6% 中 66.7% 高 98.4%	小 94.6% 中 77.1% 高 100%	小 96.7% 中 81.1% 高 100%

情報モラルの指導を実施している学校の割合		基準値	目標
		小中高一	100%
H23	H24	H25	H26
小 99.6% 中 100% 高 100%	小 97.8% 中 99.0% 高 100%	小 97.8% 中 99.0% 高 100%	小 99.1% 中 98.9% 高 100%

外国の生徒と交流している府立高等学校の割合		基準値	目標
		—	100%
H23	H24	H25	H26
35%	50%	39%	42.6%

京都府関係選手のオリンピック日本代表参加技種目数		基準値	目標
		14 競技	16 競技以上
H23	H24	H25	H26
(開催年でない)	12 競技(選手のみ) 16 競技(監督・J・C・ドクタ-等含む)	(開催年でない)	(開催年でない)

重点目標6

		基準値	目標
危機管理マニュアルを毎年見直す学校の割合		小 84.3% 中 69.7% 高 41.0% 特 57.1%	100%
H23	H24	H25	H26
小 96.2% 中 90.9% 高 68.9% 特 86.7%	小 99.6% 中 93.9% 高 62.3% 特 92.9%	小 92.3% 中 82.1% 高 70.5% 特 73.3%	調査中

		基準値	目標
千人当たりの暴力行為の件数（年間）		小中高 9.8 件	減少させる
H23	H24	H25	H26
小中高 9.1 件	小中高 8.5 件	小中高 8.5 件	小中高 8.9 件

		基準値	目標
千人当たりのいじめの認知件数（年間）		小中高特 1.8 件	減少させる
H23	H24	H25	H26
小中高特 1.5 件	小中高特 39.4 件	小中高特 145.9 件	小中高特 102.0 件

*24 年度からの増加については 10 ページ参照

		基準値	目標
認知されたいじめの年度内解消率		小中高特 79.0%	85%以上
H23	H24	H25	H26
小中高特 76.7%	小中高特 82.5%	小中高特 93.7%	小中高特 96.6%

		基準値	目標
千人当たりの不登校の子ども的人数		小 3.1 人 中 29.9 人	減少させる
H23	H24	H25	H26
小 2.7 人 中 26.7 人	小 3.0 人 中 26.8 人	小 3.2 人 中 27.7 人	小 3.9 人 中 28.3 人

		基準値	目標
府立学校の耐震化率（府立学校の全建物のうち、耐震性がある棟数の割合）		75.5%	90%以上
H23	H24	H25	H26
79.6%	81.2%	88.2%	93.5%

重点目標7

昼休みや放課後等に図書館を開館している学校の割合		基準値	目標
		小 100% 中 52% 高 100%	100%
H23	H24	H25	H26
小 100% 中 91.9% 高 100%	小 100% 中 97% 高 100%	小 100% 中 95.8% 高 100%	小 100% 中 92.6% 高 100%

ボランティアや公立図書館と連携した読書活動を行っている学校の割合		基準値	目標
		小 89% 中 46% 高 86%	100%
H23	H24	H25	H26
小 96.2% 中 56.6% 高 91.3%	小 96.5% 中 59.6% 高 89.1%	小 95.5% 中 56.3% 高 95.7%	小 96.5% 中 61.7% 高 95.7%

少人数教育を実施している学校の割合		基準値	目標
		小 100% 中—	100%
H23	H24	H25	H26
小 100% 中 100%	小 100% 中 100%	小 100% 中 100%	小 100% 中 100%

府総合教育センターの研修（出前講座を含む）を受講する教職員数（年間／延べ人数）		基準値	目標
		19,830 人	22,000 人以上
H23	H24	H25	H26
22,740 人	27,246 人	25,742 人	23,260 人

保護者や地域住民等による学校関係者評価を行っている学校の割合		基準値	目標
		小 80.1% 中 85.0% 高 29.1% 特 28.6%	100%
H23	H24	H25	H26
小 94.1% 中 88.9% 高 79.6% 特 -	小 93.9% 中 88.9% 高 100% 特 100%	小 95.5% 中 89.6% 高 100% 特 100%	小 93.9% 中 90.5% 高 100% 特 100%

重点目標8

子育て・親育ち講座等の開催回数（年間）		基準値	目標
		48回	100回以上
H23	H24	H25	H26
47回	40回	59回	57回

小学校に入学する子どもを持つ保護者が「親のための応援塾」に参加する割合		基準値	目標
		60%	100%
H23	H24	H25	H26
90%	90%	91%	-

重点目標9

京都府教育委員会が「京のまなび教室」の特別講師を「まなび教室」や学校等にコーディネートした件数（年間）		基準値	目標
		19件	50件以上
H23	H24	H25	H26
28件	24件	14件	29件

地域住民及び企業やNPO等と連携して学校支援活動が行われている学校の割合		基準値	目標
		小 87% 中 64%	100%
H23	H24	H25	H26
小 94% 中 72%	-	-	小 86.7% 中 81.9%

子どもの健全育成のためのネットワークに積極的に関わっている学校の割合		基準値	目標
		小中高一	100%
H23	H24	H25	H26
-	-	-	-

重点目標 10

文化財講座等の参加者数（年間）		基準値	目標
		約 2,500 人	5,000 人以上
H23	H24	H25	H26
5,743 人	7,787 人	6,456 人	11,688 人

週 1 回以上運動やスポーツを行う成人の割合 ※調査は5年ごとに実施		基準値	目標
		40%	50%以上
H23	H24	H25	H26
40%	53.6%	53.6%	53.6%

府立図書館の連絡協力車で市町村へ搬送した図書の数（年間）		基準値	目標
		45,581 冊	50,000 冊以上
H23	H24	H25	H26
48,555 冊 (㊟実績)	48,538 冊	50,436 冊	67,732 冊